

史跡 勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画書

平成20年3月

鳥栖市教育委員会

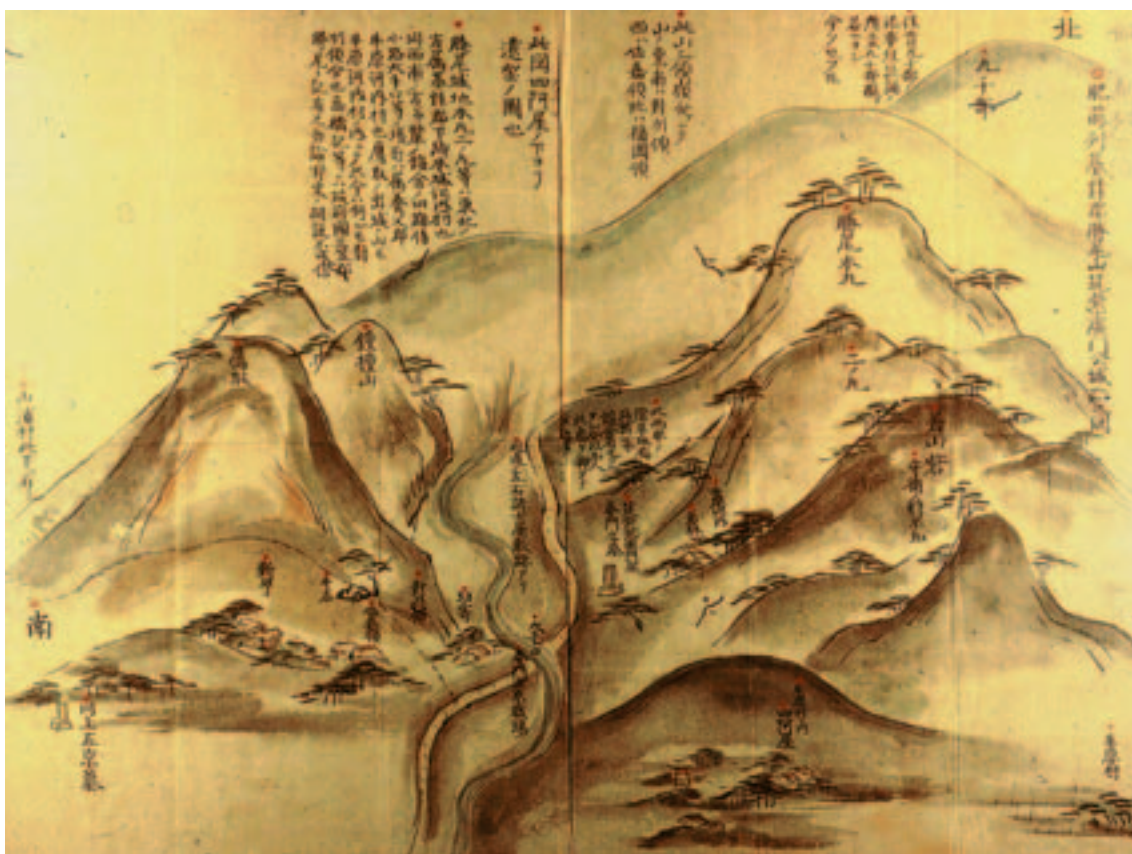
史跡 勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画書

平成20年3月

鳥栖市教育委員会



勝尾城筑紫氏遺跡全景（南東上空から）



肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図（福岡市博物館所蔵）

ごあいさつ

鳥栖市のランドマークである城山を中心に築かれた勝尾城筑紫氏遺跡^{かつのおじょうちくし}は、戦国時代後期に東肥前を中心に筑前・筑後まで勢力をふるった筑紫氏の城下町跡です。

この城下町跡は、これまでの発掘調査において、城主の館跡をはじめ山城跡、家臣団の屋敷跡、町屋跡、空堀などの遺構が数多く残っていることが判明し、我が国の戦国時代の城下町を研究する上で学術的価値が高い貴重な遺跡であることから、平成18年1月26日に国の史跡に指定されました。

また、史跡は単に歴史遺産としてのみならず、豊かな自然も多く残り、将来における鳥栖のまちづくり、地域づくりの中核としていくことが望まれ、人々から親しまれる存在になることが重要な課題になっています。

このため、この貴重な史跡を後世に確実に伝えていくために、学識経験者と地元代表者で構成される「勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会」を設置し、史跡の保存管理計画を策定することになりました。今後はその指針に基づいて、史跡の適切な保存管理と管理運営を進めていく所存であります。

最後になりましたが、本計画の策定に御支援、御協力いただきました委員の皆様をはじめ、文化庁、佐賀県教育委員会の皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成20年3月

鳥栖市教育委員会
教育長 中尾 勇二

目 次

第1章 沿革と目的	1
1. 計画策定の経緯	1
2. 計画の目的	2
3. 計画の内容	5
4. 策定の検討体制	5
第2章 位置と環境	7
1. 自然環境	7
2. 社会環境	11
第3章 上位計画と関連する計画	15
1. 鳥栖市総合計画	15
2. 関連する計画	17
3. 計画の位置づけ	18
第4章 遺跡の概要	19
1. 遺跡の概要	19
2. 筑紫氏と勝尾城の歴史	20
3. 市内の古代末～中世遺跡概観	23
4. 発掘調査の経過	28
第5章 史跡の概要	43
1. 指定に至る経緯	43
2. 指定地の状況	43
第6章 史跡の保存管理	64
1. 基本的な考え方	64
2. 史跡を構成する諸要素の整理	64
3. 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素の整理	90
4. 基本方針	97
5. 保存管理の地区区分と方法	99
6. 現状変更の取り扱い	103
第7章 史跡の整備活用	111
1. 基本的な考え方	111
2. 整備活用の進め方	112
3. 土地公有化と対象範囲の考え方	113
4. ゾーン別の整備方針	113
第8章 史跡の管理運営	119
1. 基本的な考え方	119
2. 管理の現状	120
3. 管理・運営の取り組み	121
第9章 計画の実現にあたって	122
1. 今後の課題	122

第1章 沿革と目的

1. 計画策定の経緯

かつのおじょうちくし
勝尾城筑紫氏遺跡は佐賀県鳥栖市牛原町、山浦町、河内町に所在する。佐賀県東部に位置する鳥栖市は、北・南・東の三方を福岡県に接しており、古代以来、九州の政治の中心地であった大宰府や商業都市博多にも隣接している。また、古くから肥前、筑前、筑後各方面への道路が交差する場所であり、北部九州の交通の要ともなる要衝の地である。

この遺跡は、戦国時代に東肥前を中心に筑前・筑後にまで勢力をふるった、国人領主筑紫氏の城下町跡である。その規模は東西約2.5km、南北約2 km に及ぶ。国の特別史跡、福井県の一乗谷朝倉氏遺跡にも匹敵する壮大な規模の城下町跡であり、山城跡、館跡、屋敷跡、寺社跡、町屋跡などが、良好な状態で残っている。

鳥栖市教育委員会では、平成元年度の山浦新町地区の圃場整備事業に伴う発掘調査によって、戦国時代の町屋跡が発見されたことを契機に、周辺一帯の踏査を重ねてきた。この調査の成果を踏まえ、平成7年度から16年度の10 ヶ年で重要遺跡確認調査を実施した。その結果、本城の勝尾城をはじめ、鬼ヶ城、高取城、葛籠城、鏡城、若山砦などの山城と、城下に広がる谷の内部に、城主の館跡、屋敷跡、寺社跡、空堀、石垣等が良好な状態で残っていることが明らかとなった。これら調査の成果は、平成10年度と17年度に調査報告書として刊行した。

これら調査の成果をもとに、平成元年度から遺跡の重要性と価値を広く周知するため、市民を対象とする講座や講演会を開催するとともに、あわせて事業報告書を継続的に刊行してきた。また、これまで遺跡見学会や展示会を定期的に行ってきた。

平成元年度には、「筑紫氏と鳥栖の山城」のシンポジウム及び展示会を、平成4年度には、「鳥栖の戦国＝筑紫氏と鳥栖の山城展」のシンポジウム及び展示会を開催した。さらに、平成16年度には、市制50周年記念事業として、甦る戦国の城下町「戦国勝尾城下町」のシンポジウム及び展示会を開催し、遺跡の啓発普及に努めてきた。また平成18年度にはさらに広く遺跡をPRするために、福岡市で講演会並びにシンポジウムを行った。

一方、平成4年度からは、中世史をはじめ考古学、建築史、植生、都市計画等の専門家によって構成する、「勝尾城下町遺跡調査・整備委員会」（現：勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会）を設置し、遺跡の調査方法や保存並びに整備について検討を進めてきた。この委員会での検討を踏まえ、平成14年度には、今後の遺跡の保存と整備活用の基本的指針となる『勝尾城下町遺跡保存整備基本計画書』を

策定した。

これらの調査や啓発普及活動、委員会での検討という経過を経て、平成18年1月26日に「我が国の戦国末期の城下町の在り方と歴史を考える上で重要な城館跡」として、勝尾城筑紫氏遺跡は国史跡の指定を受けるに至った。

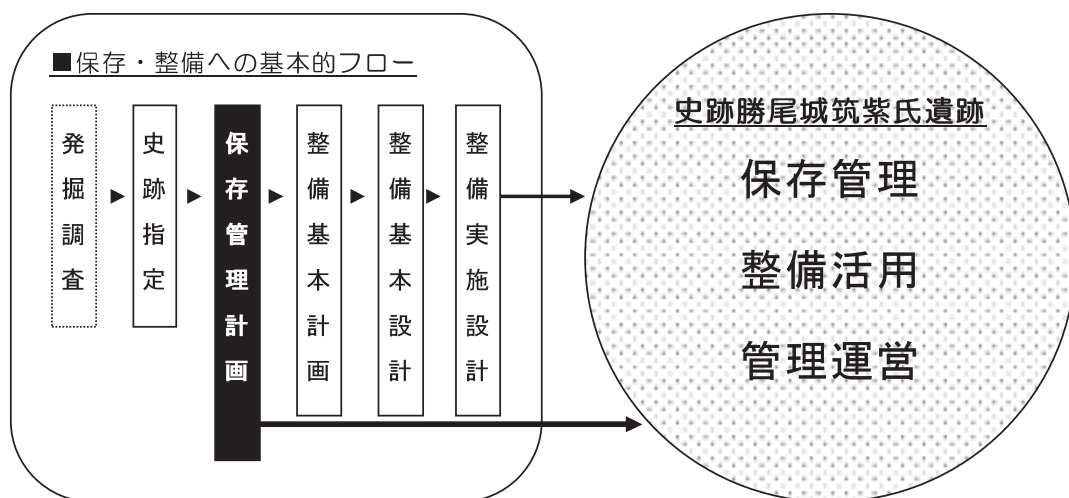
2. 計画の目的

勝尾城筑紫氏遺跡は鳥栖市が全国に誇る文化財であり、この戦国期の城下町跡を保存し、さらにその価値を広く一般に公開し、将来の鳥栖市の地域づくりの核として活用していくことを目指すものである。

現在鳥栖市では、今後のまちづくりについて第5次総合計画で「笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市」を基本理念として掲げている。また「人づくりと心はぐくむ生涯学習のまちづくり」を基本目標としており、その施策の一つとして「勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備事業の推進」を挙げている。

今後は鳥栖市の歴史文化遺産を中軸に、それらを取り巻くさまざまな環境と相互にネットワーク化を図り、生涯学習の場として、積極的に活用する方策を具体化していく必要がある。また、この歴史文化遺産をより魅力的なものにし、保存整備を行っていくことが重要と考えられる。さらに、遺跡は城山山麓の里山や溪流といった自然環境にも恵まれており、単に歴史遺産としてのみならず、21世紀における鳥栖市の地域資源としても貴重である。

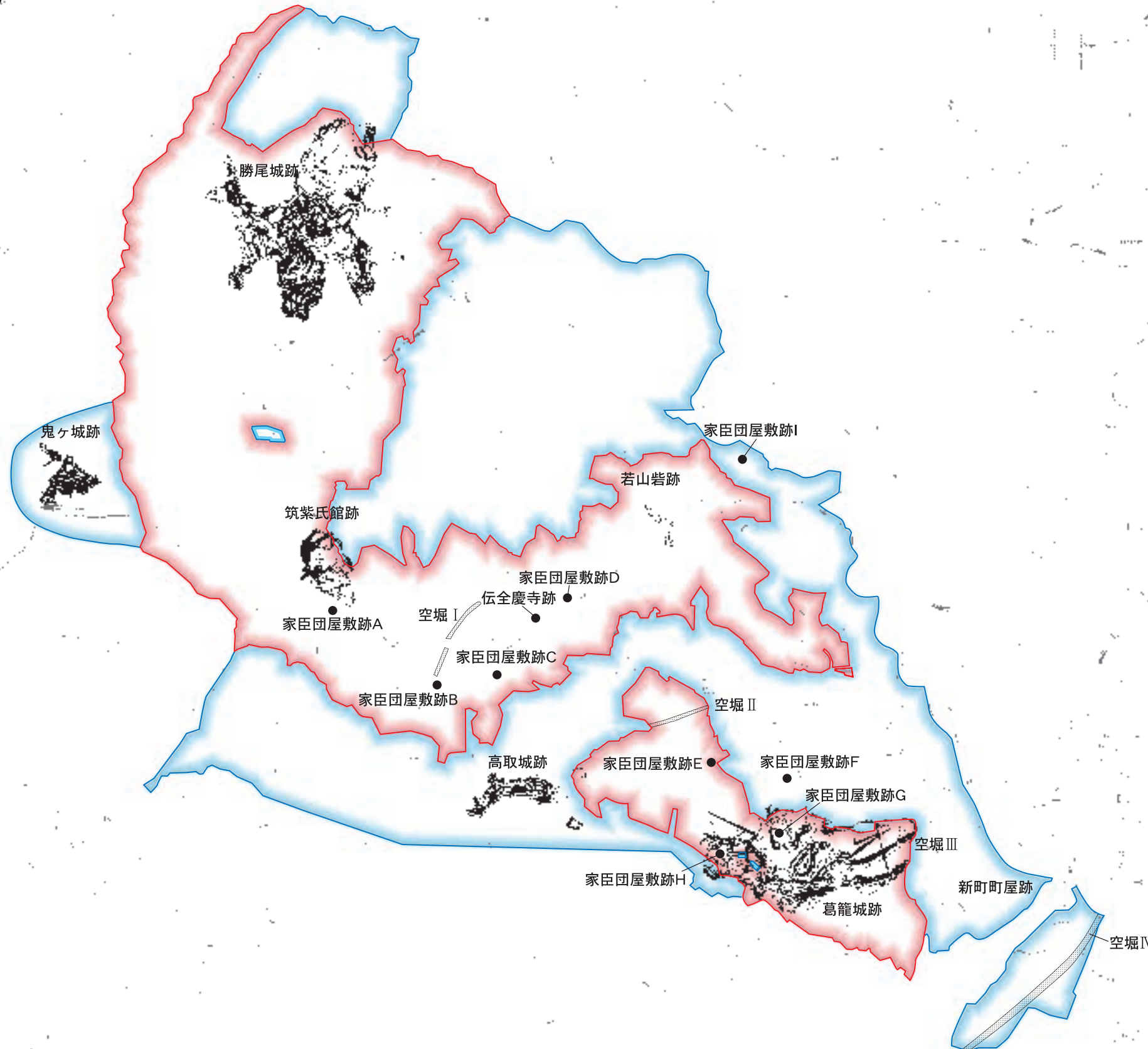
これらのことから、我が国の価値ある歴史遺産である勝尾城筑紫氏遺跡を、広く国民共有の財産として次世代に確実に引き継ぐことが重要であり、そのために史跡の保護と当該地の土地所有及び土地利用との調整を明確化し、将来にわたって適切に史跡の保存管理を行うための保存管理計画を策定するものである。



勝尾城筑紫氏遺跡全体図

凡 例

- 線内：史跡指定地
- 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
 ※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

3. 計画の内容

本計画では、まず保存管理の基本条件となる自然環境や社会環境等の在り方について、その概要を紹介する。次に市の総合計画など関連する上位計画を示し、それら計画との関連、さらには勝尾城筑紫氏遺跡の位置付けについて触れる。また、これら条件や計画を踏まえて、史跡の保存管理の対象となる遺跡の概要について、勝尾城の歴史や発掘調査の成果などを概観し、遺跡の内容を明らかにする。

次に平成18年1月26日の史跡指定の概要を示し、本計画の中心となる史跡の保存管理計画の内容を明らかにする。特にこの保存管理計画では、指定範囲が約138haと広大であることや、住民の生活領域を含み土地利用も多岐にわたるなど、保存管理を行っていく上で難しい条件が含まれている。そのため、まず史跡を構成する諸要素について整理を行い、これら諸要素の特徴や在り方と、土地の条件や生活環境との調整を視野に入れた地区区分を行いながら、地区毎に保存管理の方法と現状変更の基準を定める。最後に、本史跡の将来における整備活用について、その基本的な考え方を示すとともに、今後史跡の保存管理と整備活用を進めていく上で必要となる、管理運営と計画実現に向けた課題を提示する。

4. 策定の検討体制

(1) 委員会の設置と体制

勝尾城筑紫氏遺跡の保存管理計画の策定にあたっては、学識経験者等で構成される「勝尾城筑紫氏遺跡保存整備委員会」を設置し、検討を行った。本委員会の体制と委員会開催の経過については、以下のとおりである。

① 委員会の構成（平成20年3月現在、敬称略）

会 長	木村 忠夫	九州産業大学教授（中世史）
副会長	松隈 嵩	鳥栖市文化財保護審議会会長（郷土史）
委 員	北野 隆	熊本大学名誉教授（建築史）
	小野 正敏	国立歴史民俗博物館副館長（考古学）
	市村 高男	高知大学教授（中世史）
	薛 孝夫	九州大学准教授（植生誘導・森林景観生態学）
	磯村 幸男	福岡県教育庁総務部副理事兼文化財保護課長（文化財行政）
	堀本 一繁	福岡市博物館学芸員（中世史）
	岡本 均	西日本短期大学教授（環境設計）
	林 重徳	佐賀大学教授（土木工学）
	高尾 平良	鳥栖市文化財保護審議会副会長（郷土史）
	才田 良美	勝尾城筑紫氏遺跡地元協議会委員（牛原町区長）
	大野 巖	勝尾城筑紫氏遺跡地元協議会委員（宿生産森林組合長）

第1章 沿革と目的

②指導機関

文化庁文化財部記念物課
佐賀県教育庁文化課

③市関係者

総務課、総合政策課、財政課、建設課、商工振興課、農林課

④事務局

鳥栖市教育委員会生涯学習課

(2)委員会の経過

保存管理計画策定までの主な経過は以下のとおりである。

第1回委員会

平成19年 2月26日 ・事業計画の説明及び計画の位置づけの検討

第2回委員会

平成19年 6月29日 ・史跡を構成する諸要素の整理の検討

第3回委員会

平成19年 9月28日 ・史跡を構成する諸要素の整理の検討
・現状変更の取り扱いについての検討

第4回委員会

平成19年11月30日 ・現状変更の取り扱いについての検討
・史跡の整備活用についての検討

第5回委員会

平成20年 1月25日 ・史跡の管理運営と今後の課題についての検討
・全体構成のとりまとめの検討

第2章 位置と環境

1. 自然環境

①位置

鳥栖市は佐賀県東部に位置する。市域の規模は東西約8.2km、南北約9.0km、総面積71.73km²である。筑紫平野の北西端の一角を占め、北は脊振山地をへだて福岡平野の福岡県那珂川町、南は九州一の大河筑後川をはさんで福岡県久留米市、東は小郡市、西は佐賀県みやき町に接する。また、当市は北部九州の東西、南北の道が交差する場所に当り、古来より九州の交通の要衝地として栄えてきた。

②地形・水系

鳥栖市は北部九州の中央部に位置し、市域は大きく分けて九千部山（847.5m）を主峰とする山麓地、そこから続く段丘群と扇状地、そしてその下に広がる沖積地の3つからなる。また東より九千部山塊を源とする秋光川、大木川、前川、安良川、沼川など多くの小河川が南流し、筑後川に注いでいる。このように北側は山地に限られ、南へ開ける地勢である。

③気候

市域は佐賀県の東端に位置している。内陸型の気候区分に入り、夏と冬の気温差は大きい。また、北側の九千部山塊、南側の沖積地では標高差が大きく同じ市内でも気温差がある。なお、九千部山の南斜面は年間平均雨量が2800mmを越す多雨地帯である。



佐賀県の年間平均雨量図

表 鳥栖市の月別降水量
(1941年～1970年)

	降水量
1月	70.9
2月	72.3
3月	120.2
4月	195.3
5月	213.9
6月	342.2
7月	395.6
8月	216.5
9月	232.8
10月	87.4
11月	73.5
12月	62.1
年間	2073.5

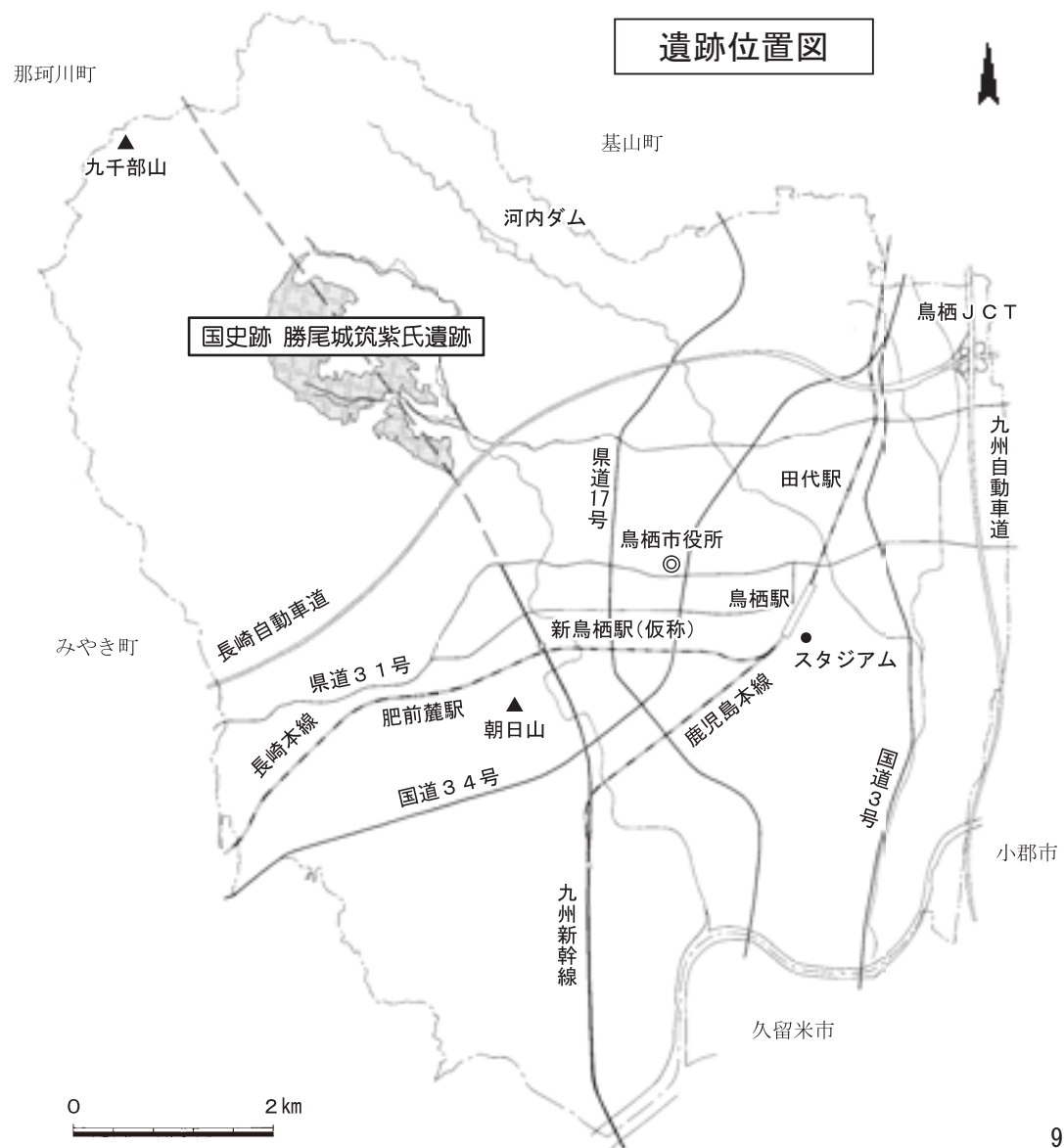
単位：mm

引用文献：『鳥栖市誌』自然地理編より

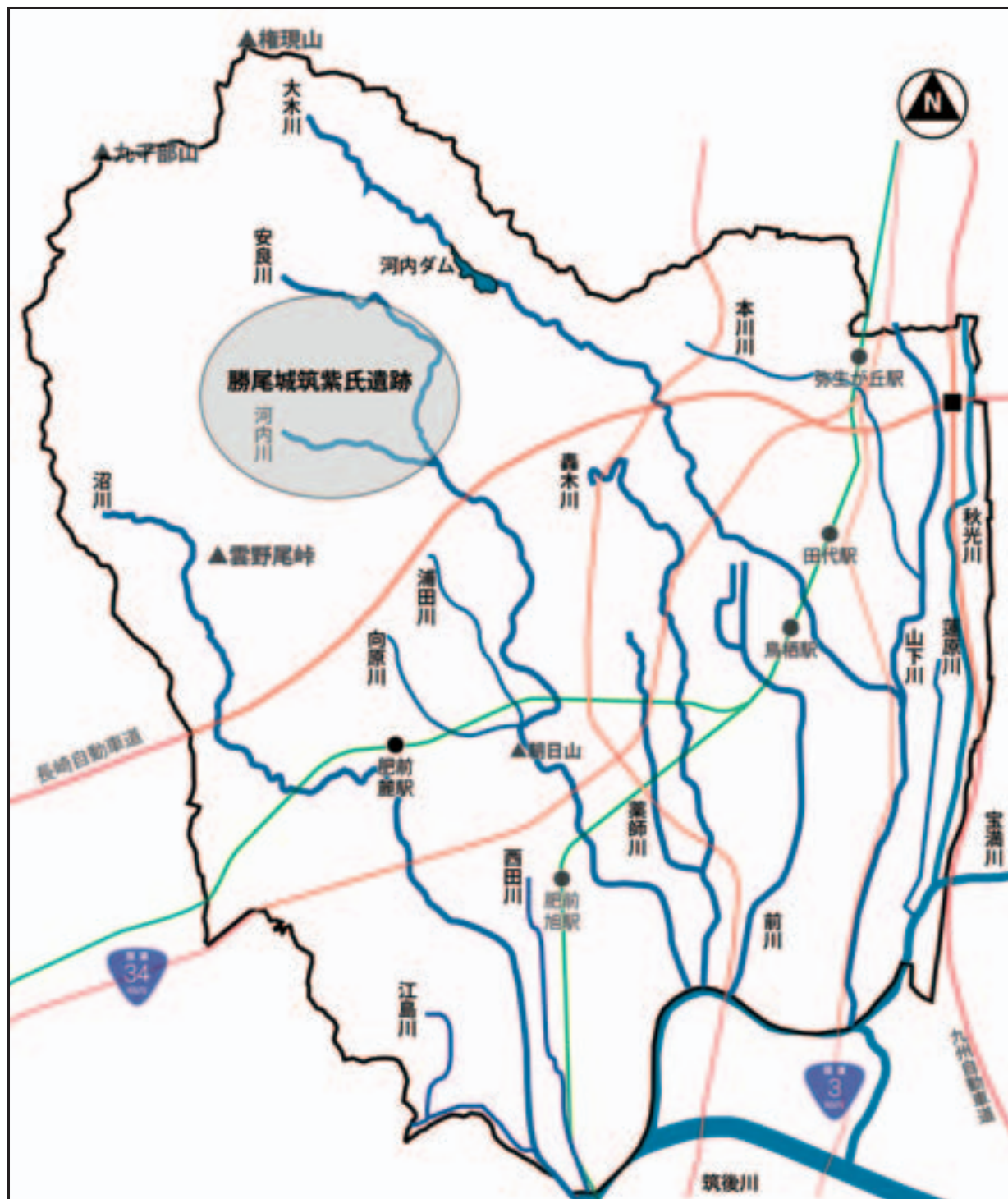




鳥栖市街と勝尾城筑紫氏遺跡の位置（南東上空より）



鳥栖市の水系図



参考文献：『鳥栖市誌』自然地理編を一部加筆修正

④地質

市域は脊振山地南東端に位置する。その北部を山地が占め、南東部は佐賀平野に突き出している。地質構成は、地質図と地質系統表が示すように山地と丘陵には三郡変成岩を伴う後期白亜紀の花こう岩類が、低い丘陵と平野部には第4紀の段丘構成層と砂礫層が分布する。

市域の北側には、福岡県との境をなす権現山(626m)、九千部山(874m)と石谷山(754m)の連山が、北東から南東方向に並んでひとつの山塊をつくっている。特に山地の裾部分では花こう岩類の深層風化によって厚い真砂が生成されている。

表 鳥栖市域の地質系統

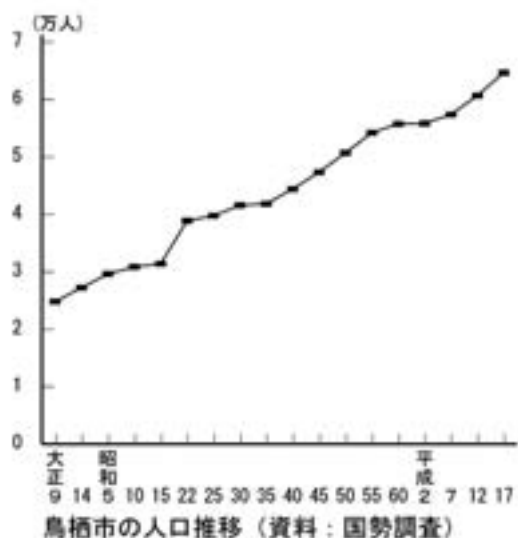
地質時代			地質系統（岩石・地層）
新生代	第四紀	完新世	沖積層（蓮池層）
		更新世	低位段丘構成層（三田川層）
			阿蘇 4 火砕流堆積物
			中位段丘構成層（中原層）
			高位段丘構成層（立石層）
	新第三紀	鳥栖流紋岩	
	古第三紀		
中生代	白亜紀	後期	細粒花こう岩類（佐賀花こう岩・深江花こう岩）、糸島花こう閃緑岩
		前期	
	ジュラ紀		
	三畳紀		
古生代	ペルム紀		三郡変成岩（蓮華帯）
	石炭紀		
	（略）		
先カンブリア時代			

引用文献:『鳥栖市誌』自然地理編

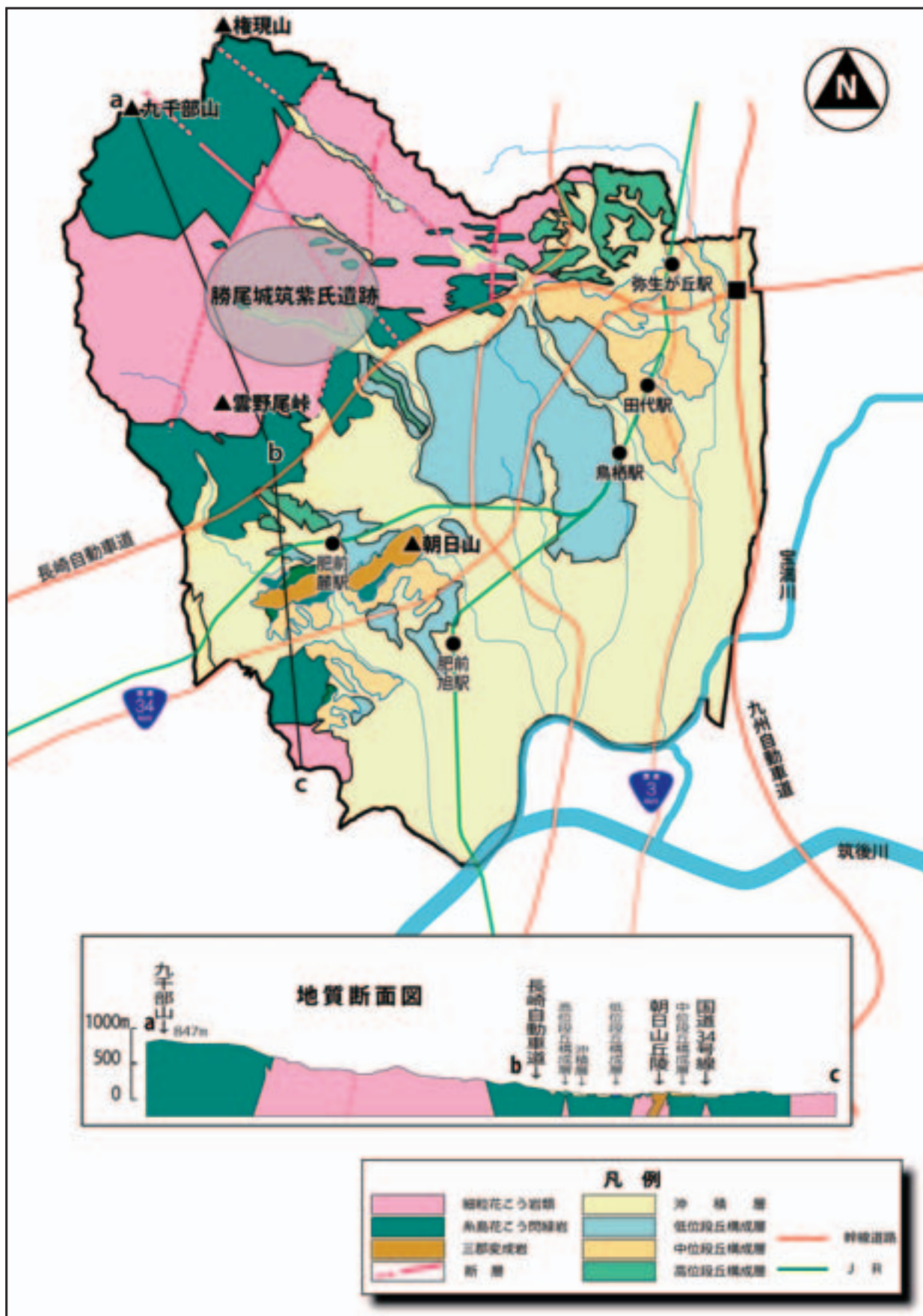
2. 社会環境

①行政区の成り立ちと人口

鳥栖市は昭和29年4月1日、鳥栖町、田代町、基里村、麓村、旭村の2町3村の合併により発足した。昭和29年の市制施行以来、着実に人口が増加している。市制発足当時の人口は、40,176人。平成20年1月現在で、65,804人。また、世帯数も人口同様に年々増加し、24,552世帯となっている。



鳥栖市の地質図



参考文献：『鳥栖市誌』自然地理編を一部加筆修正

②交通

鳥栖市はJ R線の鹿児島本線と長崎本線が分岐し、また高速自動車道も九州を南北に貫く九州自動車道と、東西に横断する長崎自動車道・大分自動車道が分岐している。

鳥栖市から主要都市までの距離は、福岡・佐賀・久留米が30km 圏内、長崎・大分・熊本が100km 圏内、大阪が600km 圏内、東京が1000km 圏内である。特に九州管内の主要都市は100km 圏内に含まれ、いずれも日帰り可能な、交通上卓越した利便性を誇っている。このように鳥栖市は九州における陸上交通の結節点としての機能を備えており、大阪、東京方面への物資の長距離高速運輸の基地ともなっている。

市内交通の遺跡までの距離は、J R鳥栖駅から直線約4 km である。公共の交通手段として路線バスがあり、鳥栖駅から城下入り口の東橋まで運行している。また、自家用車利用の場合は、市の中心部から約15分の距離にあり、比較的容易に移動することが可能である。なお、四阿屋神社南と筑紫神社南の2箇所に市の仮設駐車場があり、常時利用が可能である。遺跡内のアクセスとしては、市道四阿屋筑紫神社線が東西に通り、地元住民の主要生活道となっている。

③産業

第1次産業の農業は、担い手の減少、高齢化、農作物の輸入自由化に伴う価格の低迷など農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、特に担い手の減少は年々深刻化している。また、交通の利便性から宅地や工場立地が進み、多くの農地が減少傾向にある。

また、林業においても輸入木材の増加等による木材価格の低迷、経営コストの増大、林業家の高齢化や後継者不足等により森林の急速な荒廃が進行している。

第2次産業の工業は、昭和30年代から一貫して交通の利便性という有利な条件を活かし、企業誘致が盛んに行われてきた。その結果、事業所として轟木工業団地、商工団地、西部工業団地等が誘致され、九州有数の内陸工業都市として発展してきた。製造品出荷額は佐賀県全体の21.6%を占め、一事業所当たりの出荷額も県平均の約4倍となっている。一方この内陸工業都市としての発展は、その過程で優良農地や緑豊かな自然環境の消滅と引き換えに行われたものであり、地域の生活環境の向上と必ずしも十分に一致したものとはなっていない。

第3次産業の流通産業では、九州の交通体系の結節点という優れた交通の利便性から、24時間社会に対応した広域物流拠点都市として、鳥栖流通業務団地など流通機能の集積が進んでいる。なお、自動車による交通量が増加しているため、交通渋滞を来すなど、交通機能が低下傾向にある。また、商業については、地

理的に福岡市、久留米市といった大規模商業集積地に近いため、中心商店街は衰退傾向にある。また、大型商業施設が進出し地場商店街と2極化の構造が進行している。

本市の産業別の割合を見ると、第1次産業は3.1%、第2次産業は29.0%、第3次産業は67.2%である。

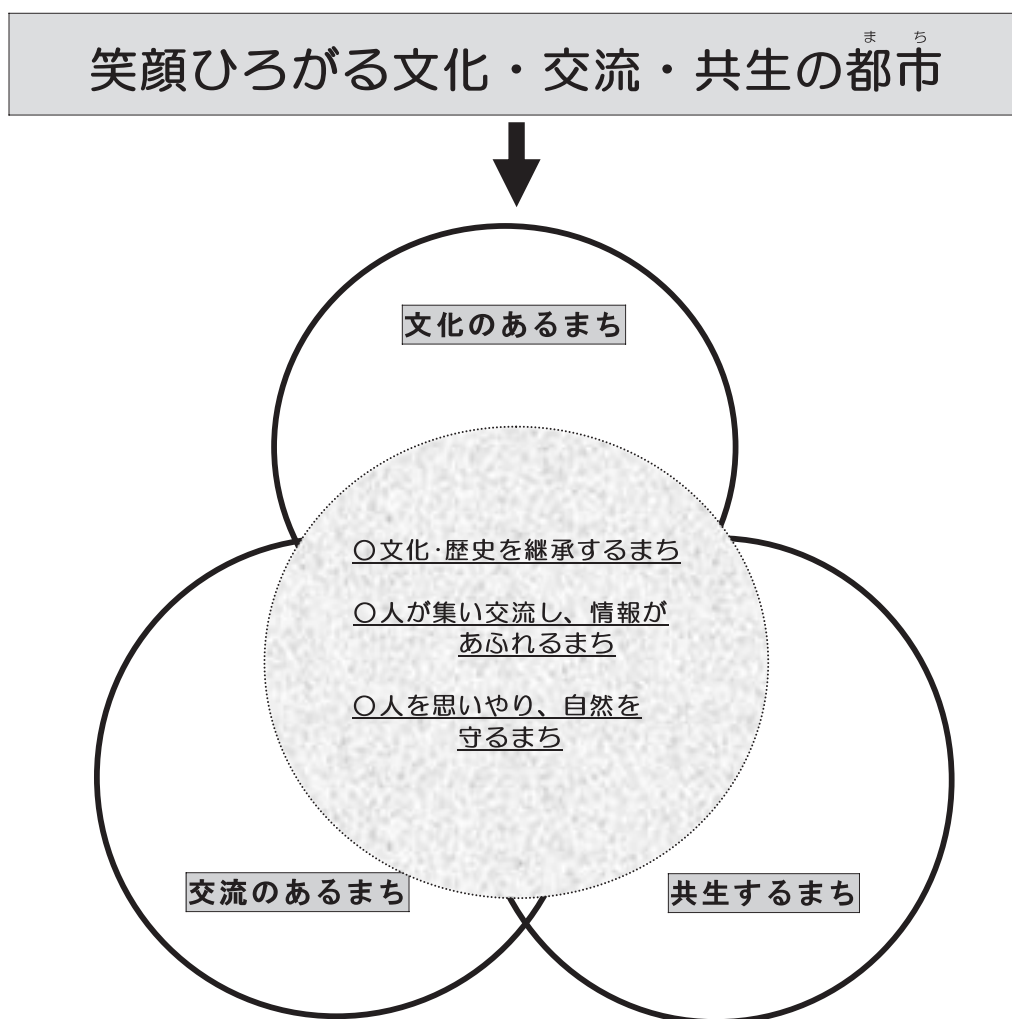
④土地利用

市域の土地利用の状況は、交通の利便性が高いことや福岡都市圏に近いことから、宅地や商工業用地の開発が進んでいる一方農地は減少している状況である。今後もこの傾向は続くものと考えられる。

第3章 上位計画と関連する計画

1. 鳥栖市総合計画

平成13年3月に策定された第5次鳥栖市総合計画の中で、めざす将来都市像について、『笑顔ひろがる文化・交流・共生の都市』 21世紀鳥栖 “ハートオブ九州” を基本理念として掲げている。



参考文献：『第5次鳥栖市総合計画』より作成

○総合計画の基本目標と主要施策

基 本 目 標	基本項目	主要施策
1. うるおいとゆとりのある 快適安心のまちづくり	自然環境保全	・環境基本計画の策定と推進 ・自然環境の保全と活用
2. 人・モノ・情報の交流拠点のまちづくり	幹線道路網	・大型プロジェクトへのアクセス道路の整備 ・幹線道路の見直しと未来のネットワーク計画の策定
	情報通信	・行政・地域情報化の推進
3. すこやかでおもいやりのある健康福祉のまちづくり	総合福祉	・ボランティア活動の支援と人材の育成 ・ふれあいのまちづくり事業の推進
4. 人づくりと心はぐくむ 生涯学習のまちづくり	文 化 財	・文化財の保護と活用 ・勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備の推進
	広域交流	・各種イベントによる広域交流の推進と施設の有効利用
5. 活力とにぎわいのある産業創造のまちづくり	観 光	・観光施設の整備 ・観光イベントの振興 ・観光PRの充実
6. みんなで築く市民協働のまちづくり	市民参加	・広報・公聴活動の充実 ・多様な主体の活動支援

(『第5次鳥栖市総合計画』より作成)

○施策の方向

勝尾城筑紫氏遺跡は、戦国時代の遺跡として内外から注目されており、周辺整備を含め、生涯学習の場や観光資源としての活用を図り、郷土意識の高揚と魅力あるまちづくりに努めます。

(『第5次鳥栖市総合計画後期基本計画』平成18年策定より)

○主要施策の目的

城山一帯に広がる「勝尾城筑紫氏遺跡」の国指定史跡の拡大を図るとともに、歴史学習・憩いの場・観光資源として周辺の豊かな自然と一体となった史跡の整備及び活用を図る。

(『第5次鳥栖市総合計画実施計画』平成19年策定より)

2. 関連する計画

○鳥栖市森林計画（平成13年4月策定）

基本的方針	方向性
市内に「水土保持地区」、「森林と人との共生地区」、「資源の循環利用地区」を設定し、森林整備の推進を図る。	○河内地区については、景観の維持向上を図り、森林とふれあいの場を提供するため、特定広葉樹の育成を図るとともに歩道等の整備を促進する。
	○里山林の保全、整備、利用を推進する。 その土地に適した森林保全を進め、人と自然が共存できる整備を図っていく。

○鳥栖市環境基本計画（平成14年3月策定）

基本的目標	方向性
豊かな自然と調和した環境共生都市	○身近な自然とふれあうまちづくり 良好な自然環境を保全するためには、市民の自然愛護に対する意識の高揚に努めるとともに、四阿屋などの自然を活かした野外空間の環境整備を図る。 また、森林をレクリエーションの場、青少年の体験学習の場として活用するため、市民の森等の適正な維持管理に努める。
うるおいと安らぎのある都市	○歴史・文化とふれあえるまちづくり 歴史的文化的資産を保存していくためには、市民が鳥栖市の歴史を知り、理解した上で取組を進めることが重要である。したがって、イベントの開催などによる学習機会を提供します。

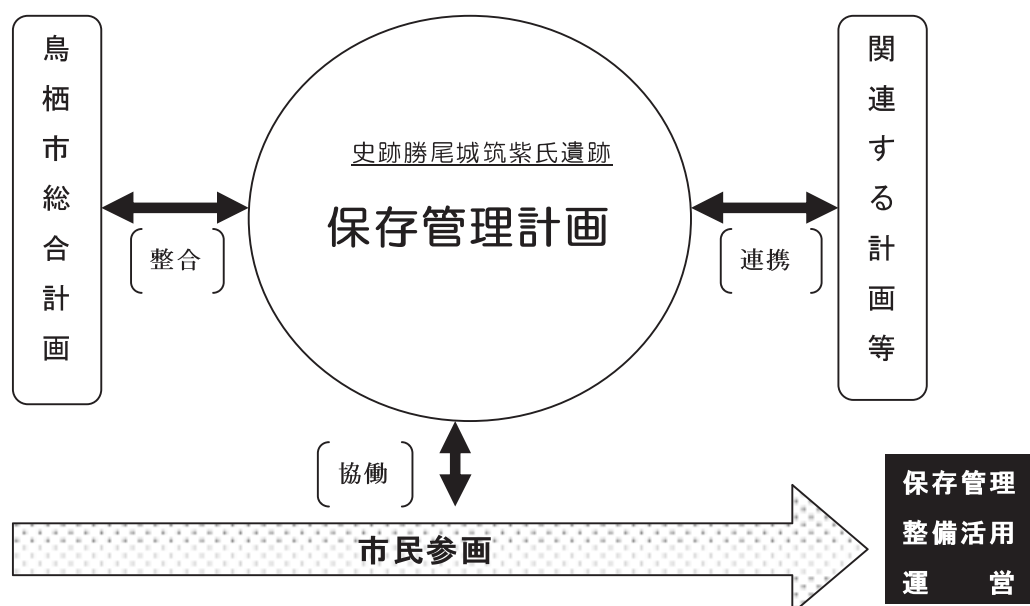
○鳥栖基山都市計画（平成16年4月策定 佐賀県）

基本的目標	方向性
豊かな自然的環境のもと歴史と文化を活かすまち	○優れた自然・身近な自然の保全及び活用 九千部山や石谷山等の豊かな自然的環境を保全する。また、身近な自然と親しめる空間が多いため、自然を気軽に享受できるレクリエーションの場として活用を進め、身近な自然と都市的利便性が調和したまちづくりを進める。
	○歴史的・文化的資源の保全・整備と活用 基肄城跡、田代太田古墳、勝尾城下町跡等の貴重な遺跡の保護・整備を進め、その他史跡・文化財等の歴史的文化的資源を活用したまちづくりを進める。

3. 計画の位置づけ

本計画の策定にあたっては、まず市の総合計画を踏まえ整合を図る。また、関連する計画や事業等と連携（調整・誘導）を行うことを基本に、文化財の保存管理計画にとどまることなく、鳥栖市の21世紀の基本理念である"笑顔ひろがる文化・交流・共生のまちづくり"を目指し、市民と行政が協働して進めていけるような、まちづくりの総合的な内容に発展させていくものとする。

■計画の位置づけの構造



第4章 遺跡の概要

1. 遺跡の概要

勝尾城筑紫氏遺跡は、鳥栖市の北西部に所在する標高501.3mの城山の山頂と、山麓の谷筋を中心に広がる戦国時代後期の筑紫氏の城下町を含む城館群である。肥前の最東部に位置する当地域一帯は、北、東、南の三方を筑前・筑後に接し、古代以来九州の東西・南北の交通の要となった地である。

勝尾城は、江戸時代に編纂された軍記物によると、応永30年（1423）に少弐氏に追われた九州探題渋川氏がこの地に逃げ込んだことが始まりとされるが、筑紫氏が入部する以前の状況については不詳である。

筑紫氏は、明応6～7年（1497～98）頃に当城に入ったと推測される。その後、筑紫氏は、大内氏や大友氏に従い、龍造寺氏・秋月氏らと同盟あるいは敵対し、めまぐるしく活動する。戦国末期の筑紫広門のときには、肥前基肄・養父郡を本拠として筑前、肥前、筑後3ヶ国の国境地帯を領した。天正14年（1586）7月に島津氏に攻められ勝尾城は一旦落城するが、翌月末、広門は筑前五ヶ山の一ノ岳城とともに奪回した。翌15年6月に豊臣秀吉の九州国分により、広門は筑後国上妻郡に転封され、城は廃城となる。城郭は山林に、城下は田畑となり、後世の改変を受けることなく良好な状態で保存されることになった。

この遺跡については、江戸時代後期に作成されたとみられる「肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図」（福岡市博物館所蔵『筑紫家資料』）が残されている。本図には、勝尾本丸・二ノ丸・鷹取・若山砦・筑紫家館舎・諸士屋敷跡・切寄・大手口・鐘撞山・春門左京古戦場・筑紫春門之墓・川上左京墓が記されており、図と現地とがよく照合できる遺跡である。

戦前においてこの遺跡に注目したのは松尾禎作で、『佐賀縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書』第四輯（昭和9年、佐賀縣史蹟名勝天然紀念物調査會刊）に所載の「吉野室町戦国時代及附近史蹟」において、館・城郭・寺社・空堀・土塁など大規模な城館遺構が存在することを明らかにした。その後、平成元年度の鳥栖市教育委員会による発掘調査で町屋跡が確認され、その成果により遺跡の評価が進められ、平成7年度から平成16年度まで鳥栖市教育委員会による計画的な発掘調査が実施された。

遺跡は、これまでの発掘調査の所見によると、東西2.5km、南北約2kmに及ぶ、15世紀末から16世紀後半の約90年間にわたって営まれた城館跡である。本城の勝尾城、及び、鬼ヶ城、高取城、葛籠城、鏡城、若山砦などの支城群と、当主の居館跡、家臣団屋敷跡、寺社跡、町屋跡で構成され、4重の堀と土塁で画されている。

勝尾城は、標高約500mの城山山頂に位置し、遺構の規模は東西約400m、南北約600mに及ぶ。主郭を中心に石垣が構築されており、特に東側の部分（伝二の丸跡）には連続する小規模な石材を積み上げた石垣墨線と横堀が見られ、ここには内枳形の虎口が取り付く。また、勝尾城跡の南山麓に位置する館跡からは、多量の瓦を伴う建物跡と庭園跡が確認された。五つの支城によって防備された谷部には家臣団屋敷や寺社、町屋など城下町が配置されている。この城下町は谷を横断する長大な堀と土塁により、大きく4つの空間に分けられ、それぞれ谷の奥から館→家臣団屋敷→町屋という順に配置され、道によってつながっている。

地元で勝尾城の「登城道」とよばれる長さ約200mの直線道の両側には、間口約4m、奥行き約12mの短冊形の掘立柱建物群の町屋跡が確認された。

空堀は4条認められ、そのうちもっとも外側の町屋跡を取り込む惣構えは、縄張りの土塁を備えた深さ約5m、長さ500メートルを測る長大なものである。

遺物は輸入陶磁器、国内産陶器、瓦器、土師器、瓦、中国銭など多量に出土しており、その主体となる時期は16世紀後半である。筑紫氏の在城時期とも一致する。

このように調査の結果、遺跡は勝尾城跡の特色ある縄張りや、館跡、家臣団屋敷跡、町屋跡等の遺構、巨大な惣構えや城下空間を画する長大な堀の遺構などが良好に残されていること、出土遺物から16世紀中頃～後半という城下町の時期が確定された。

これらのことから、勝尾城筑紫氏遺跡は保存状態が良好な戦国期の城館と城下町の様子がよく分かる、重要な遺跡であることが明らかになった。

2. 筑紫氏と勝尾城の歴史

●筑紫氏の出自

勝尾城主筑紫氏の出自については一般に藤原家の流れをくむ武藤氏（少弐氏）の一門と言われているが、諸説ある。史料上の初見は応永7年（1400）であり、少弐氏の有力家臣として歴史上登場する。武藤氏は鎌倉時代に鎮西奉行として関東から下向し、筑前・肥前・豊前・壱岐・対馬等の守護を務め、大宰府を掌握し大宰少弐の官職を兼ねたことにより、一般には大宰少弐氏と通称されている。少弐氏は九州探題・周防大内氏・豊後大友氏等と北部九州の覇権をかけて争い、戦国時代後期（16世紀中頃）まで存続する。

●筑紫氏の勝尾城入部

筑紫氏が勝尾城に入城するのは、筑紫満門の代で明応6～7年頃と考えられている。以後、広門が勝尾城を離れる天正15年（1587）までのおよそ90年間は、筑

紫氏の勝尾城における在城期間である。

勝尾城がいつ築城されたかは、同時代の史料では明らかではない。後世に編纂された『北肥戦誌』等の軍記物類によると、応永30年（1423）、九州探題渋川義俊の築城と伝えられ、渋川氏と少弐氏との抗争過程で渋川氏によって築城されたとする。なお、勝尾城のある肥前東部は15世紀代を通じ渋川氏の勢力基盤であり、筑紫氏は少弐氏の尖兵として渋川氏と戦うなかで、この肥前東部に関わりをもつようになった。その後、渋川氏を追い肥前東部を掌握した少弐氏も、明応6年（1497）に大内氏との抗争に敗れ没落する。この頃を境にそれまで少弐氏の有力家臣であった筑紫満門が少弐氏から離反し、敵方であった大内氏に服属する。筑紫氏が勝尾城に入部するのはこの頃である。

●勝尾城入部後における筑紫氏の分裂

筑紫満門が大内氏の麾下に転じた後にも、それまでと同様に少弐氏を支え続けた筑紫氏が存在した。すなわち、筑紫氏は分裂状態となったのである。系図上は、満門－秀門－正門－惟門－広門と5代にわたり筑紫氏の家督が継承されたことになっているが、正門・惟門は少弐氏方であり、満門・秀門系統と敵対関係にあったので、系図をそのまま信用することはできない。少弐氏に従った正門は、基肄郡宮雄城を拠点とした。惟門は家督相続後しばらくは少弐冬尚を支える国衆の一人であったが、天文18年（1549）以前に大内氏方に転じている。

●1550年代の北部九州の動乱と筑紫家中の統一～広門の擁立～

筑紫氏内部の権力闘争や分裂は、1550年代の北部九州一帯に及んだ戦乱の過程で淘汰され解消された。天文20年（1550）大内義隆が家臣の陶晴賢の謀反により自刃し、晴賢が擁立した大内義長も弘治3年（1557）に毛利元就に滅ぼされ、大内氏は名実ともに滅亡した。大内氏の内紛と滅亡を契機に北部九州は争乱状態となったが、永禄2年（1559）までに大友義鎮（宗麟）が軍事的に制圧し政治的安定を取り戻す。この時期の動乱は、筑紫氏の動向についても重要な転機となった。北部九州を席卷する大友氏と対立した惟門は、弘治3年8月に大友氏に攻められ一旦没落し、永禄2年2月に再挙して博多を襲撃し、一時博多周辺を占拠するが、結局は7月初めに大友氏方の龍造寺隆信・神代勝利に討たれ再び没落した。翌年、惟門は大友氏から筑前五ヶ山に蟄居させられた。

最初の惟門の没落後、大友義鎮は惟門の庶兄である草野真（信）清を宮雄城督に任命し筑紫家の家名存続を許した。宮雄城はかつて少弐氏方の正門が拠点とした城である。しかし、永禄2年9月21日、一門の筑紫長門入道等が草野真（信）清を逐って筑紫家の主導権を握り、大友氏から筑紫家の再興を追認され、広門を

当主として擁立した。ここに長らく分裂・対立してきた筑紫氏は、大友氏の力を背景に広門を擁立した一派により統一されることになった。広門は元服に際し、筑紫氏の通字「門」を使用せず大友義鎮の偏諱を得て「鎮恒」と称し、また、室に大友氏の家臣斎藤鎮実の妹を迎えたように、歴代当主の中でもっとも大友氏への従属度が高い。永禄5年（1562）～12年の間、前後2度にわたる毛利氏の九州進出により再び戦乱が激化するが、広門は終始大友氏に属し、勝尾城は大友氏方の戦略拠点として利用された。勝尾城の発展を考える上で留意すべき点である。

●天正6年末以降の動向

天正6年（1578）11月、大友氏が日向耳川の戦いにおいて島津氏に大敗すると、龍造寺隆信が大友氏領国を席卷し、筑後・肥後・筑前に進出した。ここに至り九州の政治状況は初めて大友・島津・龍造寺3氏による鼎立状態となった。広門は嗣立時から一貫して大友氏に属してきたが、大友氏の支配体制が崩壊したことを機に離反し自立した。翌7年正月には早くも秋月種実と連合して大友氏の岩屋城を攻撃している。広門は急速に勢力を拡大した龍造寺隆信とは天正8年4月に起請文を送り同盟関係を結んでいる。天正12年3月、龍造寺隆信が肥前沖田畷の戦いにおいて島津・有馬軍に敗れ戦死し、翌天正13年から肥後八代を拠点に島津氏の北上が開始されると、広門は龍造寺政家・秋月種実と盟約し、島津氏に好を通じた。同年9月23日、広門は高橋紹運の留守をついて宝満山城を奪取したが、天正14年3月には島津氏の人質要求を拒否し、大友氏と同盟した。次いで翌4月、高橋紹運の息統増に娘菊子を娶せ、宝満山城を返還した。これにより島津氏の攻撃を受けることになり、7月6日、麓の下楯を破られ、11日に勝尾城は陥落した。広門は筑後大善寺に幽閉されたが、脱出し、8月27日、筑前五ヶ山の一ノ岳城を、翌日には勝尾城を奪回している。この頃、豊臣秀吉が九州平定の軍を派遣し、広門は島津氏攻めに従軍した。

●転封後の筑紫氏

九州平定後、広門は秀吉の九州国分により、筑後国上妻郡に転封され勝尾城を離れた。さらに豊臣大名として2度にわたって朝鮮に出陣し、文禄の役（1592～93）では小早川隆景とともに第7陣として兵900人の軍役を命じられている。慶長の役（1597～98）では、兵500人を率いて女婿の高橋統増とともに慶尚道加徳城の守備を命じられた。

慶長5年（1600）の関ヶ原の合戦では、石田三成方の西軍に属したことにより、筑紫氏は改易となり、広門は肥後加藤氏さらには豊前小倉の細川氏の食客として晩年を過ごし、元和9年（1623）8月2日、小倉において没する。その後、寛永

4年（1627）8月、筑紫氏の本家は、細川忠興・忠利父子の尽力により嫡男主水正広門（前名：茂成）が幕府より旗本に召しだされ再興を果たす。一族は、肥後細川氏、筑前黒田氏、筑後柳川立花氏等に仕えた。

【参考文献】

堀本一繁「勝尾城主筑紫氏に関する基礎的考察」（鳥栖市教育委員会編集・発行『戦国の城と城下町～鳥栖の町づくりと歴史・文化講座～』（1997年）、後に2003年、同編集・発行『勝尾城下町遺跡 保存整備基本計画書』に加筆修正）

堀本一繁「戦国期北部九州の政治動向と筑紫氏・勝尾城」（『海路』5号、2007年）

3. 市内の古代末～中世遺跡概観

近年の発掘調査によって、古代末～中世の遺跡が次第に明らかになりつつある。約30ヶ所の遺跡が確認されている。

これら遺跡の多くは現在の村落と重なっておらず、必ずしも現集落に直接引き継がれた集落跡ばかりではない。鳥栖地域には慶長絵図から、34の村があったことが分かっている。このうち19ヶ所は文禄四年（1595）の検地帳（写）に村名が見え、他の村落も荘園や在地領主の所領関係の記録に登場している。これら記録に見える村落の成立時期は、もっとも古いものでは文治三年（1187）で、源頼朝下文案に「曾根崎」等が見える。また建長七年（1255）の関東裁許状案、正応五年（1292）の河上神社惣田数注文、観応三年（1352）の安楽寺領注進目録などから、村落の存在を窺うことができる。

中世村落と密接に関わるものに神社の成立があるが、もっとも多いのが天満宮系の31社、八幡宮系10社である。その創建年は確かなことは判らないが社伝によれば、天満宮系神社でもっとも古いものが天曆元年（947）で、12世紀代に四社ともっとも多く、特に永久元年（1113）には三社が勧請されている。また八幡宮系神社では、承保年中（1074～1077）の勧請と伝えられものがみられる。

鳥栖地方には10ヶ所の荘園が存在する。ほとんどが大宰府天満宮安楽寺領荘園と宇佐八幡宮領荘園である。それぞれ安楽寺領荘園が五ヶ所、八幡宮領荘園が三ヶ所である。

これら村落や神社、荘園等の状況から、現在に引き継がれてくる村落の成立時期が12世紀頃から顕著になる傾向が窺われる。その成立について、天満宮、八幡宮関係の荘園の立荘が深く関わっていることは想像に難くない。発掘調査で集落等の遺構が確認できる状況とも一致するものである。

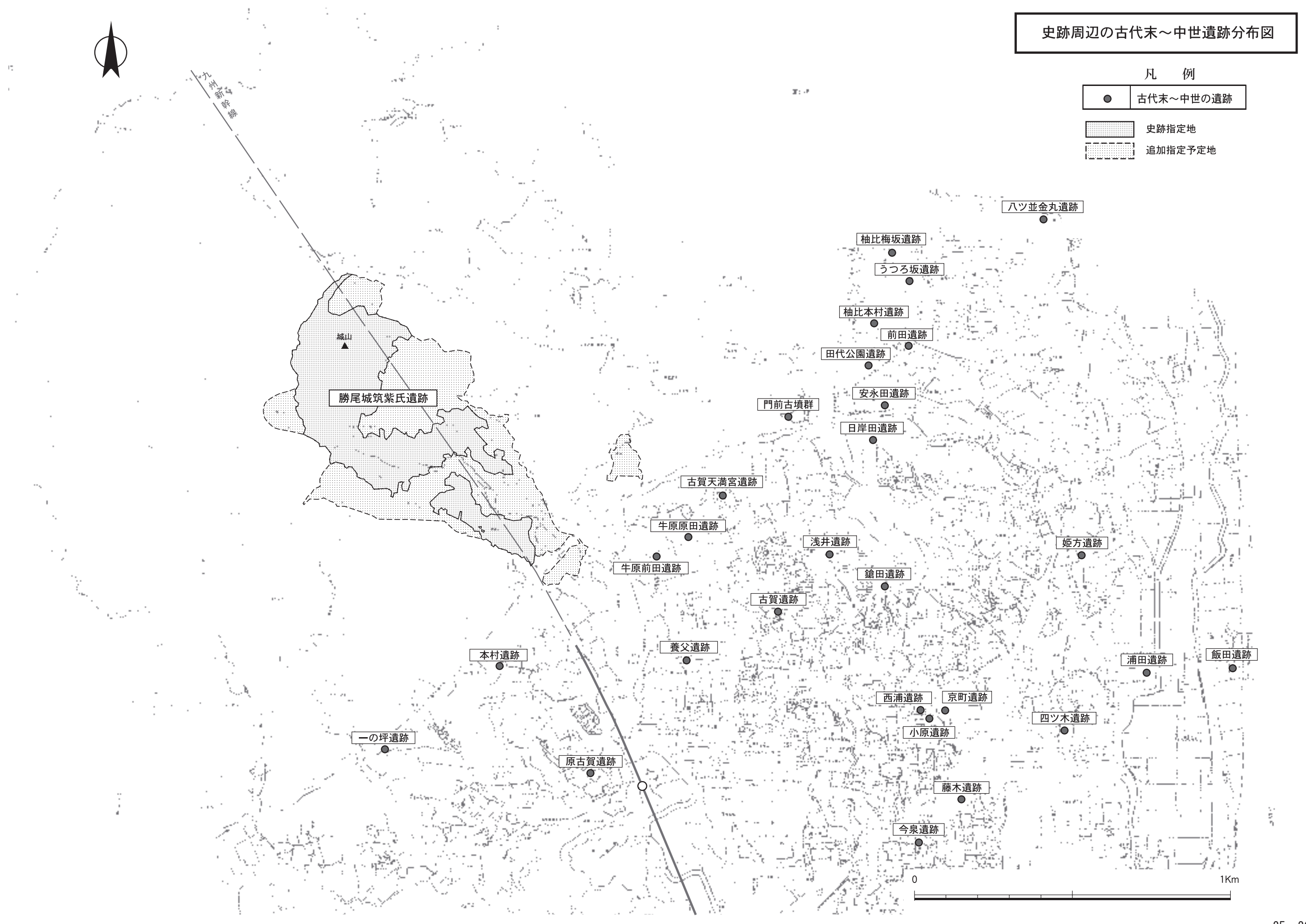
鳥栖地域の中世集落を考える上で注目される遺跡がいくつかある。12世紀～13世紀の遺跡に今泉町の今泉遺跡と牛原町の牛原前田遺跡である。今泉遺跡では現存幅2.4mの方形溝（二辺確認）が確認され、内部空間から柱穴群、地下倉庫、青

磁碗副葬の土坑墓（屋敷墓か？）が検出された。遺物は土師器類（皿・土鍋等）、瓦器碗、白磁の碗、皿、青磁の碗、合子などが出土している。鳥栖市ではもっとも古い方形居館跡である。牛原前田遺跡では広範囲にわたって粗・密はあるが、柱穴群、土坑、土坑墓、溝、道跡などが検出されている。青磁・白磁の碗、皿、東播系捏鉢、四耳壺、石鍋、大甕、秤などが出土している。多様の遺物が出土しており特に四耳壺、秤など、一般農村集落の遺物とは考えられないものが含まれていることが注目される。道路、建物等の集落構造に今のところ企画性を見出すことはできない。かなり広範囲にわたって遺構・遺物が集中するブロックがあり、塊村の状況を示すものと考えられる。いずれにしても12世紀～13世紀の集落景観に、居館を中軸とするものと、遺構が凝集する塊村という二つが存在していたことが認められる。

15世紀～16世紀前半の遺跡に柚比町の柚比本村遺跡がある。この遺跡には山城跡と屋敷地があり、山城跡からは数段の曲輪、堀切、竪堀、屈折して走る虎口へ至る通路などが検出されている。屋敷地は山城の南谷部（山城入り口方面）に隣接しており、周囲より2 m以上高い略長方形の平地にあり明確な遺構は検出されなかったが、方形を基準とする屋敷地の区画が認められた。遺物は山城域で小柄、洪武通宝などがある。なお、屋敷地正面の南側山裾には、承保元年（1074）勧請と伝えられる、この地区の鎮守柚比天満神社がある。また現在残ってはいないが、屋敷地の北西に寺（お堂）の存在を示す地名が確認される。すなわち15世紀代には、山城、屋敷地、寺社がセットとして存在する集落が成立していたことを窺わせる遺跡である。

15世紀後半～16世紀代（中頃までか？）の遺跡に藤木町の藤木遺跡、大正町・本通町の西浦遺跡がある。両遺跡とも屋敷地が確認され、直線道と組み合わされた方形の区画溝が巡っている。また藤木遺跡で柱穴、土坑、土坑墓、西浦遺跡では柱穴、土坑が出土している。遺物に若干の差が認められ、藤木遺跡では瓦、香炉など、西浦遺跡では朝鮮製の粉青沙器四耳壺など特徴的な遺物が出土している。この両遺跡で注目されることは、直線道を基軸に方形区画の屋敷が並ぶことであり、特に西浦遺跡では南北300mにわたって続くことが推測され、現在、一辺約31 mの屋敷跡が確認されている。このような空間の性格をどのように位置付けるか今後の課題であるが、いずれにしても一般集落とは性格を異にする場所である。

16世紀前半～後半の遺跡に京町の京町遺跡がある。西浦遺跡に隣接する東側谷部にあり、溝、柱穴群、土坑、井戸などが確認されている。溝は屋敷地を区画するものである。遺物には白磁、青磁、染付などのほか、福建省、瀬戸美濃産の天目茶碗、龍泉窯産の青磁浮遊環瓶などや、湯釜、火舎が大量に出土している。整備された商業空間と考えられ、勝尾城筑紫氏遺跡の廃絶と期を一にして終焉を迎



えているようで、筑紫氏が関与した町場の可能性が高い。今後、新町町屋との関係が注意されるところである。

以上、集落を考える上で重要な遺跡について紹介したが、中世集落の成立と展開に大きく二つの画期があったことが考えられる。一つは12世紀～13世紀であり、この時期集落の成立が顕著に認められる。その背景には扇状地等の新たな土地の開発と、それら土地を掌握管理する荘園の立荘という事情があったものと推察される。二つには15世紀後半～16世紀代で、街路を基準に区画された屋敷群の出現が認められることであり、荘園集落とは異なる計画性の高い住居空間の出現である。それまで存在した農村とは明らかに異質の構造であり、一定の権力に基づき形成された空間と考えられる。このような規格性の高い集住空間は単なる集落とは考えにくく、むしろ商業に関わる空間の可能性を考えておくことも必要であろう。16世紀代においては、筑紫氏の存在とも決して無縁とは考えられず、商業経済の進展とそれを掌握する地域権力との関係など、今後問題とされなければならない。

4. 発掘調査の経過

本遺跡の発掘調査に係る経過は、以下のとおりである。

○【調査歴】

年度	対象地	調査成果など
平成元	惣構の空堀 新町町屋跡	町屋を取り込む大規模な惣構の空堀の残存状態と規模を確認。 戦国期の16世紀後半代の町屋跡を確認した。主な遺構は、掘立柱建物跡、土坑等。
7	筑紫氏館跡、 伝春門屋敷跡 伝全慶寺跡等	館跡で建物区画の石列や榊形状の虎口と石段、焼けた壁土が確認。時期は16世紀後半代。 伝春門屋敷跡（B地点）で戦国期の屋敷跡、伝諸氏屋敷跡（A地点）で、柱穴を確認。伝承地と遺構が整合。
	調査報告書作成 （第46集）	平成元年度の発掘調査の成果を報告書にまとめて公開した。 『山浦新町遺跡』 県営ほ場整備事業関係発掘調査報告書（4）
8	葛籠城跡の周辺	葛籠城の空堀の残存状態と規模を確認。 16世紀後半代の屋敷跡を4地点（E・F・G・H）確認。主な遺構は建物区画の石列、虎口、道、水路状遺構等。
9	四阿屋神社周辺 伝春門屋敷跡の東 伝全慶寺跡の東	16世紀後半代の屋敷跡を2地点（C・D）で確認した。 主な遺構は建物区画の石列、焼けた壁土、柱穴群等。
10	調査報告書作成 （第57集）	平成7～9年度の発掘調査の成果を報告書にまとめ公開した。 『勝尾城下町遺跡』 確認調査報告書（1）
11	筑紫氏館跡 （第2次）	館に伴う建物跡、庭園跡が良好な状態で残っていることを再確認。館の基本的な構造並びに空間構成が想定された。主な遺構は礎石建物跡、石列、焼けた壁土や柱穴等。
12	勝尾城跡の北側	勝尾城の搦手という位置であるが、戦国期の城郭に関連する明確な遺構、遺物は認められなかった。勝尾城に先行する平安時代後期と14世紀代の遺物が確認され、勝尾城の成立以前の様相の一端が明らかになった。
13	若山砦跡 鬼ヶ城跡の縁辺部	所在不明であった、若山砦の位置が確定された。 主な遺構は曲輪、堀切、石列、柱穴等。時期は16世紀後半代。 若山砦の北東山麓部より屋敷跡（I地点）を確認した。
14	勝尾城跡 （搦め手）	勝尾城の搦め手（北斜面地）にかけて尾根に連続する土塁や曲輪を新たに確認した。 勝尾城の規模がさらに広がり、その構造が明らかとなってきた。 『勝尾城下町遺跡 保存整備基本計画書』を作成し、公開した。
15	勝尾城跡 鬼ヶ城跡	勝尾城では、石敷き遺構や横堀等の城郭遺構を確認。16世紀を主体とする陶磁器類をはじめ、鎧兜の部品や土鍋など多様な遺物が出土した。鬼ヶ城では、土塁や曲輪をはじめ虎口に伴う石段、石積み等を確認。
16	葛籠城跡 高取城跡 鏡城跡	葛籠城では空堀に隣接する曲輪より石積みと石段を伴う遺構を確認。 高取城では、土塁を伴う虎口を確認。鏡城では遺物の出土から、城郭の時期が判明した。
17	調査報告書作成 （第78集）	平成11～16年度の調査成果を報告書にまとめて公開した。 『勝尾城筑紫氏遺跡』 確認調査報告書（2）

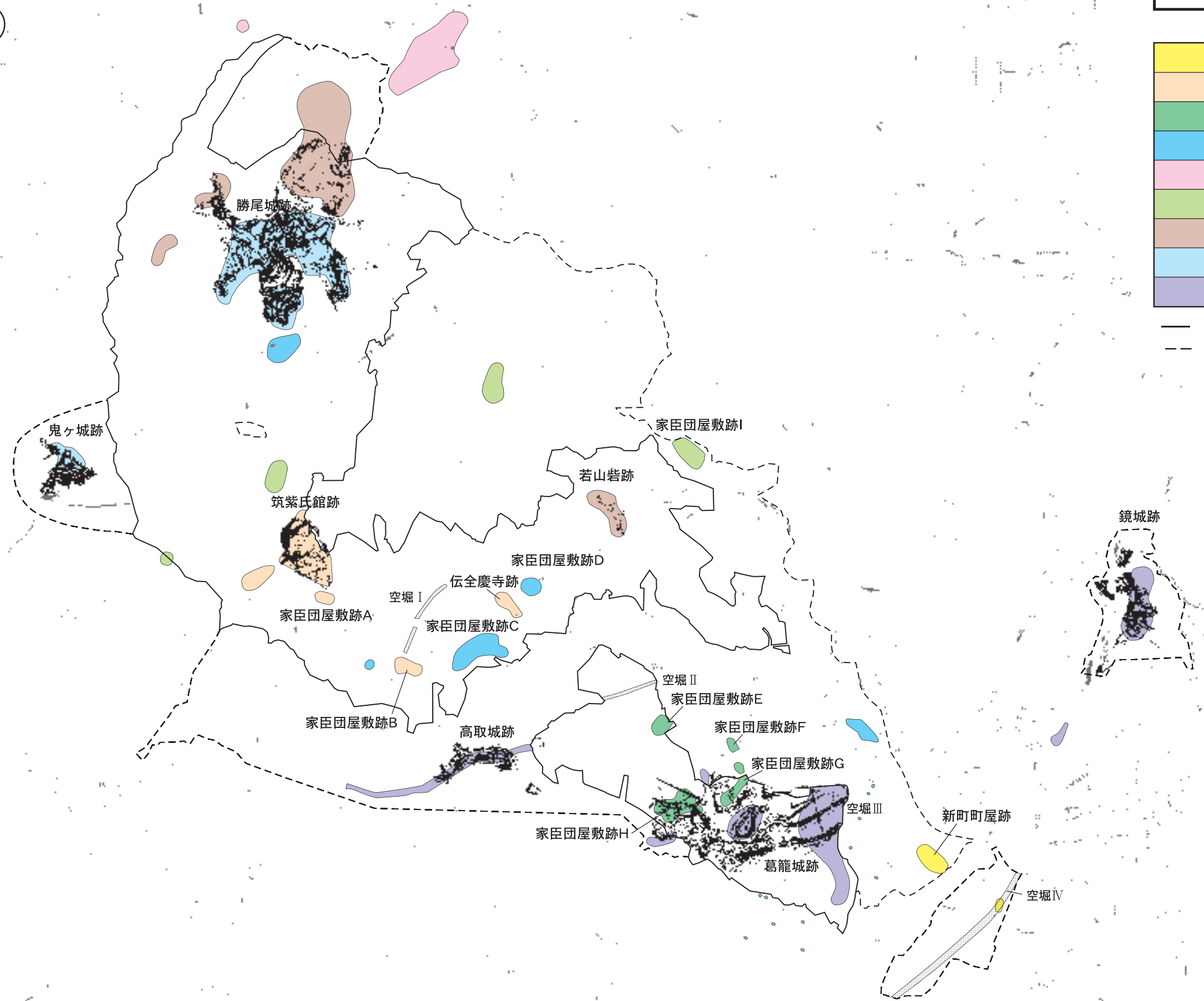


発掘調査位置図

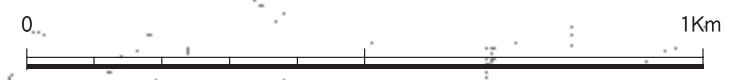
凡 例

	平成元年度
	平成7年度・11年度
	平成8年度
	平成9年度
	平成12年度
	平成13年度
	平成14年度
	平成15年度
	平成16年度

—— 線内：史跡指定地
--- 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供



○発掘調査より遺跡の特徴は、以下のとおりである。

■山城をはじめ当主の居館、家臣の屋敷、寺社、町屋などが良好な状態で残り、その規模は、山城と城下域全体でおよそ東西約2.5km、南北約2kmに及ぶ。国特別史跡の一乗谷朝倉氏遺跡に匹敵する規模の遺跡である。

■葛籠城の空堀と土塁は、現況で幅約5m、長さ約500m以上にわたって残っている。日本屈指の防塁型城郭の遺跡である。

■近年まで九州における城郭研究では、石積み技術の導入は豊臣秀吉の名護屋城築城以降の所産とされてきたが、当該遺跡では石垣が勝尾城をはじめ葛籠城、館の虎口、城下の家臣団屋敷の土塁など随所に石垣が駆使されている。織豊系城郭の石垣とは異なる、筑紫氏による在地系技術によって築かれた、九州でも卓越した石垣を有する遺跡である。

■勝尾城では礎石建物・石敷き遺構、館跡では枳形虎口・瓦葺きの建物・庭園等が確認された。また、このほか短冊形の地割を呈する町屋並びに寺社等、戦国期の城下町構造を考える上で重要な諸要素が凝集していることが判明。城下町の地域的な特性やその変化、さらには領主権力の質と規模、城下の生活状況など城下町研究の情報を全国にわたって提供することが可能な遺跡である。

■天正15年（1587）、豊臣秀吉の九州国分けによって、城主筑紫氏がこの地を離れることで勝尾城は廃絶される。その後、使用されることなく現在に及んでいるため、時期の特定が可能な戦国期の城館と城下町研究を進める上で基準資料となる遺跡である。

筑紫氏・勝尾城関連年表（1）

年号 (西暦)	氏名	主な事項	史料名	出典等
応永7年 (1400)	筑紫次郎	3月11日、少貳貞頼より豊前国規矩郡曾祢村を与えられる。	「筑紫家資料」筑紫次郎宛 少貳貞頼知行充行状写	福岡市博物館所蔵
応永30年 (1423)	—	九州探題渋川義俊、少貳満貞に攻められ、山浦勝尾城を築く。	『北肥戦誌』巻5	
応永31年 (1424)	—	筑紫教門（あるいは冬門）、渋川義俊の勝尾城を攻略する。	『北肥戦誌』巻5 『歴代鎮西要略』巻5	
嘉吉元年 (1441)	筑紫教門	8月24日、筑紫下野入道（教門）が少貳教頼より筑前国御笠郡筑紫村地頭職并庄分等を安堵される。	「筑紫家資料」筑紫下野入道宛 少貳教頼安堵状写	福岡市博物館所蔵
享徳4年 (1455)	筑紫教門	1月11日、下野入道が肥前国松浦郡上庄之内那久屋村を安堵される。	「筑紫家資料」筑紫下野入道宛 少貳教頼安堵状写	福岡市博物館所蔵
文明元年 (1469)	筑紫尚門	4月、筑紫能登守（尚門）、少貳氏方として御笠郡へ発向。	「野辺文書」5月11日付真鍋太郎左衛門尉宛 野辺盛仁書状写	『宮崎県史』史料編中世2
文明11年 (1479)	筑紫満門	11月19日、少貳政資、筑前・筑後・肥前国内の筑紫孫次郎の所領を安堵する。	「筑紫家資料」筑紫孫次郎（満門）宛 少貳政資所領安堵状写	福岡市博物館所蔵
長享元年 (1487)	筑紫満門	7月17日、少貳氏、筑前五ヶ山の亀尾城を陥とす、次いで翌18日、少貳政資、筑紫下野守等に命じ渋川氏の本拠綾部城を攻撃させる。	「杠家文書」（長享元年）7月21日付杠日向守宛少貳政資書状	『佐賀県史料集成』17巻
明応6年 (1497)	筑紫満門	大内氏と少貳氏が筑紫村・同城山ならびに朝日城等で合戦。少貳氏敗退。	「益田家文書」（明応6年）4月3日付益田孫次郎宛大内義興書状	『大日本古文書』家わけ22
明応7年 (1498)	筑紫満門	9月、河上宮の造営遷宮にあたり願を掛け、「今度東西讐敵」の摧滅を期す。	「河上神社文書」筑紫満門願文	『佐賀県史料集成』1巻
明応8年 (1499)	筑紫満門	11月16日、郡代筑紫下野守満門として肥前国鎮守河上淀姫大明神の神殿修復を行う。	河上淀姫大明神御神殿棟札銘写	『実相院文書調査報告書』1984年
永正16年 (1519)	筑紫満門	3月13日、大内義興、筑紫刑部大輔に御笠郡下見村30町地、那珂郡岩門庄350町地を与える。	「筑紫（辰）家資料」筑紫刑部大輔宛大内義興下文写	福岡市博物館所蔵
永正17年 (1520)	筑紫満門	太宰府天満宮領基肄郡姫方郷の饗米を徴収。	「上座坊文書」手日記	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻14
大永元年 (1521)	筑紫満門	先に炎上した筑前国宝満上宮を建立。	『北肥戦誌』巻8 「筑紫満門馬場頼周の為に討たるゝ事」	
大永3年 (1523)	筑紫満門	閏3月、神崎郡櫛田宮を修補し、同月27日遷宮を行う。	『北肥戦誌』巻8 「筑紫満門馬場頼周の為に討たるゝ事」	
大永4年 (1524)	筑紫満門	1月18日、女婿の綾部城主馬場頼周により謀殺される。	『北肥戦誌』巻8 「筑紫満門馬場頼周の為に討たるゝ事」	
大永6年 (1526)	筑紫秀門	12月13日、太宰府天満宮満盛院に隈村十二町を還補。	「満盛院文書」天満宮満盛院宛 筑紫氏家臣連署書状	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻14
天文2年 (1533)	筑紫正門	9月7日、大内氏の攻撃により基肄郡宮尾（雄）要害を攻め落とされる。	「河津伝記」所収天文2年9月16日付河津丹後守宛大内義隆感状写	『宗像市史』史料編第2巻
天文8年 (1539)	筑紫正門	10月29日、夜須郡において大内方の秋月文種と戦い討死。	「太宰府天満宮文書」天文8年11月17日付大内義隆寄進状 「筑紫家資料」3月8日付（筑紫）右近宛筑紫安世書状	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻14 福岡市博物館所蔵
天文12年 (1543)	筑紫惟門	2月4日、少貳冬尚を大旦那とする肥前千栗八幡宮への梵鐘寄進に名を連ねる。	「肥前古鐘銘屏風」千栗八幡宮鐘銘写	鍋島報效会所蔵
天文18年 (1549)	筑紫惟門	大内義隆に観世音寺花蔵院領御笠郡内3町地の半済停止を取次ぐ。惟門、これ以前に少貳氏から離反し大内氏方となる。	「観世音寺文書」天文18年5月7日付花蔵院西永坊宛筑紫惟門書状	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻14

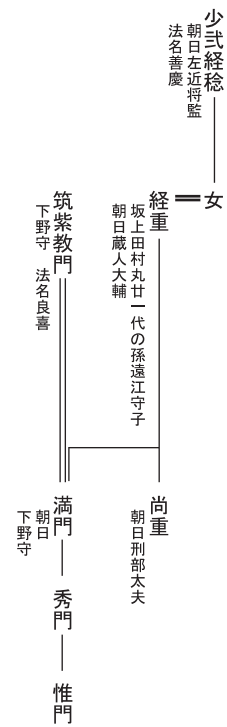
筑紫氏・勝尾城関連年表（2）

年号 (西暦)	氏名	主な事項	史料名	出典等
天文20年 (1551)	筑紫惟門	これ以前、大内義隆より隈村12町地を与えられる。	『満盛院文書』（天文20年）10月2日付天満宮満盛院宛 筑紫惟門書状	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻14
天文20年 (1551)		9月1日、大内義隆、家臣の陶隆房（晴賢）の謀反によって自刃		
弘治元年 (1555)		10月1日、陶晴賢、毛利氏によって安芸厳島で討たれる		
弘治2年 (1556)	筑紫惟門	仁九市丸（後の広門）誕生	「武藤家系図」	福岡市博物館所蔵
弘治3年 (1557)	筑紫惟門	秋月文種と共に人吉相良氏へ書状を送り、豊前・筑前・肥前3ヶ国における反大友勢力の結束を伝える。	『相良家文書』（弘治3年）6月7日付相良宛秋月文衆・筑紫良薫連署状	『大日本古文書』家わけ5-491号
〃	筑紫惟門	杉連緒を介して毛利氏の軍事介入を促す。	（弘治3年）4月28日付毛利・同右馬頭宛杉連緒書状	福岡市博物館所蔵
〃	筑紫惟門	8月、「筑紫宅所」、大友勢の戸次鑑連に攻められる。	「太田文書」（弘治3年）8月23日付安東舎人亮宛戸次鑑連感状	東京大学史料編纂所所蔵影写本
弘治3年 or 永禄元年	草野真清	草野真（信）清、大友氏より宮雄城督として筑紫家の継承を認められる。	「筑紫文書」（永禄3年）2月19日付筑紫長門入道宛大友義鎮書状	国立国会図書館所蔵
永禄2年 (1559)		1月11日、小式冬尚、龍造寺隆信・神代勝利・江上武種の共謀により滅される。		
〃	筑紫惟門	二千の兵で、博多を襲撃し大友氏の博多代官を追討する。	『フロイス日本史』6	
〃	筑紫惟門	3月25日、半済地である筥崎宮領の那珂西郷180町地を新寄進として還補。	「田村文書」筥崎八幡宮宛筑紫惟門寄進状	『筥崎宮史料』
〃	筑紫惟門	4月2日、御笠郡侍島において大友氏と合戦、勝利する。	「問注所文書」（永禄2年）4月6日付問注所刑部太輔宛大友義鎮感状	『増補訂正編年大友史料』20巻
〃	筑紫惟門	4月10日、肥後の菊池則直に使僧を派遣。	『八代日記』	
〃	筑紫惟門	龍造寺隆信・神代勝利が、惟門の親類被官を多数討取ったことを、筑紫長門入道が大友義鎮へ注進。	「有馬雑記余事」所収（永禄2年）7月13日付大友義鎮書状写	『佐賀県資料集成』26巻
〃	草野真清	草野真（信）清、9月21日、筑紫長門入道等に宮雄城を攻められ没落。	「筑紫文書」（永禄3年）2月19日付筑紫長門入道宛大友義鎮書状	国立国会図書館所蔵
〃		冬、筑紫長門入道、養父郡の悪党を討ち、大友氏に粉骨を励む。	「筑紫文書」（永禄3年）2月19日付筑紫長門入道宛大友義鎮書状	国立国会図書館所蔵
永禄3年 (1560)	筑紫広門	2月19日、筑紫長門入道、筑紫家再興を大友義鎮から認められる。広門を擁立。	「筑紫文書」（永禄3年）2月19日付筑紫長門入道宛大友義鎮書状	国立国会図書館所蔵
〃	筑紫惟門	筑後の田尻氏を介し、大友氏に赦免を願う出る。	「田尻家文書」（永禄3年）6月13日付（田尻親種）宛筑紫惟門書状	『佐賀県史料集成』7巻
〃	筑紫惟門	大友氏に赦免され、筑前那珂郡五ヶ山に蟄居。	「満盛院文書」（永禄3年）7月9日付天満宮満盛院宛高橋鑑種書状	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻15
(年未詳)	筑紫広門	この頃、元服し、大友義鎮の一字を与えられ鎮恒と名乗る。		
永禄10年 (1567)	筑紫惟門	五ヶ山において不慮に自害、37歳。	「武藤家系図」	福岡市博物館所蔵
〃	筑紫広門	大友方として出兵し、筑前原田村に在陣したことにより、大友宗麟から感状を受ける。	（永禄10年）9月11日付筑紫次郎（鎮恒）宛大友氏加判衆連署奉書	福岡市博物館所蔵

筑紫氏・勝尾城関連年表（3）

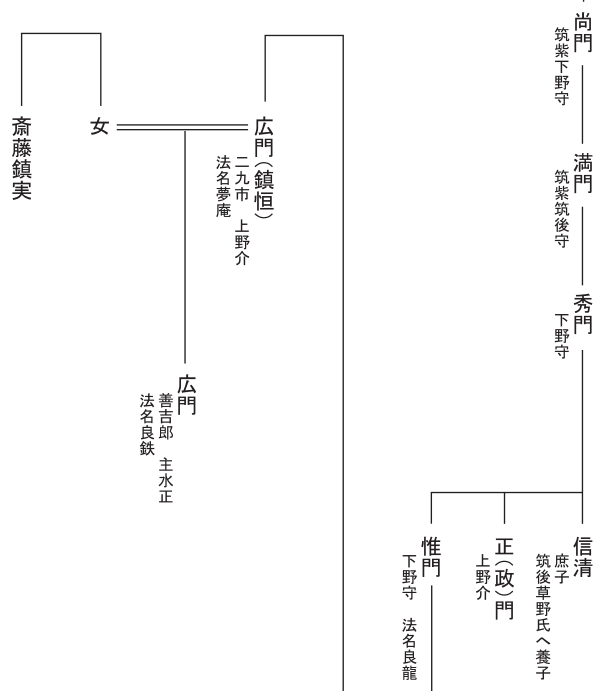
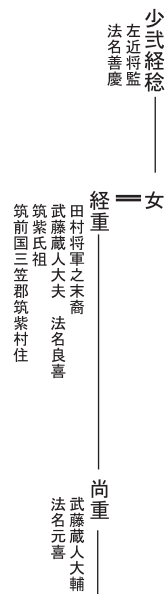
年号 (西暦)	氏名	主な事項	史料名	出典等
永禄11年 (1568)	筑紫広門	龍造寺隆信、毛利元就に対し、「筑紫在所」攻めの許可を求めるも、元就、筑紫氏の居城が堅固であること、大友軍が駐屯していることを理由に退ける。	「佐藤文書」(永禄11年) 9月20日付隆景・貞俊・元春宛毛利元就書状	東京大学史料編纂所所蔵
永禄11年カ (1569)	筑紫広門	大友氏より毛利氏との対戦を控え、立花城落城の備えとして筑後・肥前方面の防御を期待される。	「江藤正澄氏所蔵文書」(永禄11年カ) 9月16日付吉岡越前入道宛吉弘鑑理・戸次鑑連連署書状	『増補訂正編年大友史料』22巻
永禄12年 (1569)	筑紫広門	筑前那珂郡において毛利軍と戦い、筑紫宗営入道討死。	「重見自仙」永禄12年5月13日付木原左馬助宛仁保隆慰感状写	『萩藩閥閥録』4巻
元亀元年 (1570)		大友氏、龍造寺隆信を攻める。		
元亀2年 (1571)	筑紫広門	1月11日、筑紫良乾、当主鎮恒(広門)、栄門に内密で龍造寺隆信と起請文を交わし、同盟を結ぶ。	「永野御書キ物抜書」龍造寺宛筑紫良乾起請文写	武雄市教育委員会所蔵
(年未詳)	〃	2月13日、筑紫兵部少輔栄門に牛原村のうち納屋谷分屋敷6ヶ所を預けおく。	「筑紫猷門氏所蔵文書」兵部少輔宛筑紫鎮恒知行預ヶ状	
(年未詳)	〃	嶋鎮述、領内の諸閥奉行に命じ、博多の豪商嶋井宗室の通行自由を保証させる。	「嶋井家文書」10月14日付諸閥奉行中宛嶋鎮述過書	福岡市博物館所蔵
天正6年 (1578)	筑紫広門	8月17日、立花城督戸次道雪を介し、宗像氏貞と起請文を交わす。	「宗像大社文書」宗像氏貞宛筑紫鎮恒起請文	『宗像大社文書』1巻
天正6年 (1578)		11月、日向耳川の戦で大友氏、島津氏に大敗(大友領国乱れる)		
〃	筑紫広門	嶋鎮慶を立花城の戸次道雪のもとに遣わし、従来通り大友氏への服属を表明するが、帰路、博多において大友氏に反旗を翻す。	『豊前覚書』	
天正7年 (1579)	筑紫広門	1月、秋月種実と連合して、岩屋城の高橋紹運と戦う。	「三原文書」天正7年正月18日付屋山三介宛 高橋紹運感状写	『小郡市史』5巻資料編中世・近世・近代
天正8年 (1580)	筑紫広門	4月、10月、二度にわたり龍造寺隆信と起請文を交わす。	「永野御書キ物抜書」天正8年4月7日付隆信宛筑紫鎮恒起請文写、同年10月27日付隆信・鎮賢宛筑紫鎮恒起請文写	武雄市教育委員会所蔵
天正8~11年 (1580~1583)	筑紫広門	この頃、鎮恒から広門に改名する。		
天正9年 1581以降	筑紫広門	筑前早良郡内の一部を知行する。	「満盛院文書」10月6日付満盛院宛筑紫広門書状	『大宰府・太宰府天満宮史料』巻14
天正12年 (1584)		3月24日、龍造寺隆信、島原の沖田暉において島津・有馬連合軍と戦い討死。		
天正12年 (1584)	筑紫広門	4月3日、龍造寺政家と起請文を交わす。	「龍造寺家文書」政家宛筑紫広門起請文	『佐賀県史料集成』3巻
天正13年 (1585)	筑紫広門	たびたび龍造寺・秋月氏とともに使者を島津氏へ派遣する。	『上井覚兼日記』	
〃	筑紫広門	9月23日、大友氏の筑前御笠郡の拠点、宝満城を攻略する。	『上井覚兼日記』・『高橋記』	
天正14年 (1586)	筑紫広門	3月、島津氏からの人質要求を断る。 7月6日、島津氏に下楯を破られ、11日、勝尾城落城。広門、筑後大善寺に幽閉される。 8月27日、一ノ岳城、翌28日、勝尾城を奪還する。	『上井覚兼日記』 『上井覚兼日記』 『上井覚兼日記』	
天正15年 (1587)	筑紫広門	6月、豊臣秀吉の九州国分により、筑後上妻郡に転封、勝尾城を離れる。	「九州御動座記」	『近世初頭九州紀行記集』

【筑紫氏略系図1】



(福岡市博物館所蔵「筑紫家資料」六三号・寛より作成)

【筑紫氏略系図2】



（福岡市博物館所蔵「筑紫家資料」七三号・武藤家系図より作成）

◆引用文献

堀本一繁「肥前勝尾城主筑紫氏に関する基礎的考察」

(鳥栖市教育委員会『勝尾城下町遺跡保存整備基本計画書 2003』) より

勝尾城筑紫氏遺跡の各遺構の概要表(1)

名 称	かつのおじょうあと 勝尾城跡	
	別称：勝野尾城、山浦勝尾城、 勝山城、筑紫城、三上山城等 城主：筑紫広門	
遺 構 等 の 概 要	【所在地】鳥栖市牛原町字若林1561番39ほか 【位置】標高約500mの城山山頂。 【規模】東西約400m、南北約600m。 【構造】城の基本構成は、谷を内に取り込みあたかも鳥が翼を広げるかのように曲輪が配置されており、主郭を中心に大きく3ヶ所の曲輪が連結され、それぞれの曲輪には土塁、石積み、横堀等の城郭遺構が認められる。また、南の大手道と考えられる場所にも出曲輪が配置され、石積みを有する。主郭北側の搦め手口には、畝状縦堀群や曲輪が確認されている。城の虎口は現在3箇所確認されている。 【調査年度】平成15年度（重要遺跡確認調査） 【遺構】主郭部は建物の礎石と考えられる石をはじめ柱穴、土塁、石積み、石段などを検出した。また、主郭部南下の曲輪より石敷き遺構が確認された。 【遺物】輸入陶磁器類をはじめ、天目茶碗、土師器、鎧兜の部品（小札）、青銅製の勺、瓦等が出土。陶磁器の時期より館跡と同時期の16世紀後半を主体とする。 【特記事項】瓦と礎石を使用した建物が想定される。 【土地利用状況】山林及び保安林、勝尾城主郭部は市有地であり。その周辺は県有地と区有地、森林組合地で占める。	



勝尾城の石垣(北から)



勝尾城の石垣(東から)



発掘調査状況(西から)



出土遺物

勝尾城筑紫氏遺跡の各遺構の概要表(2)

名称	ちくししやかたあと 筑紫氏館跡	
遺構等の概要	【所在地】鳥栖市牛原町字若林1554番1ほか 【位置】標高約220mの谷奥部に位置し、勝尾城から南にのびる二本の尾根に挟まれた山裾にあたる。 【規模】館主体部の平場の面積は、約5,000㎡で、東西方向に長い長方形を呈する。この平場に付随して前面に外囲いの石積み遺構が認められ、その空間まで含めると、面積は約20,000㎡に及ぶ。 【調査年度】平成7・11年度(重要遺跡確認調査) 【遺構】現地表下30～120cmに良好な状態で残存する。遺構は、礎石をはじめ柱穴、石積み列、石積みで構築された虎口や石段、焼けた壁土などが確認された。 【遺物】輸入陶磁器類をはじめ、土師器、灯明皿、瓦、石臼、硯、小柄、中国銭、漆塗碗等が出土。時期は16世紀後半を主体とする。 【特記事項】館は、榊形状の石積みの虎口を有し、前面(手前)に空間地、その奥に西から東へ「台所」、「主殿」、「会所」、「庭園」があったと考えられる 【現況】山林と畑地で大半は市有地である。館主体部に昭和30年頃から弘法大師を祀る民間信仰の場となっている。 【関連する文献資料】館跡は、かつて「オタチ」とよばれていた場所である。この館跡については、「肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図」(福岡市博物館所蔵)に「此両峰ノ際、平坦処筑紫家館舎有之タルヨシ、今以土人此処ヲ御タチト称ス」と記されている。	

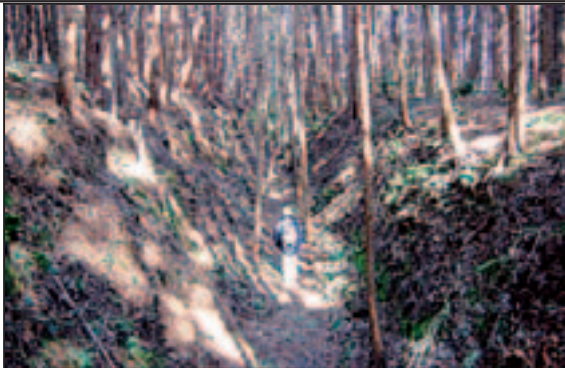


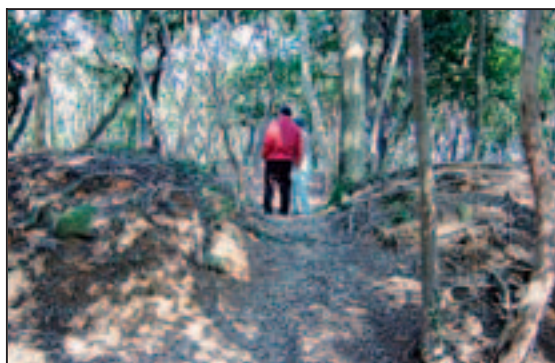
館跡測量図



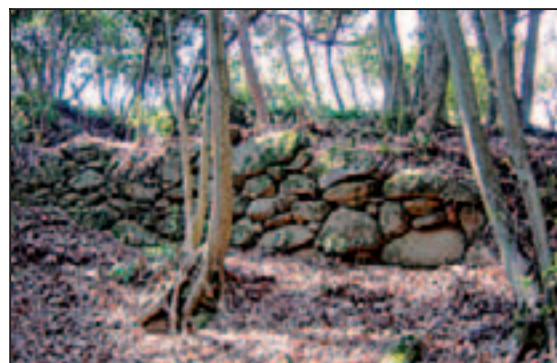
館跡復元イメージ図

勝尾城筑紫氏遺跡の各遺構の概要表(3)

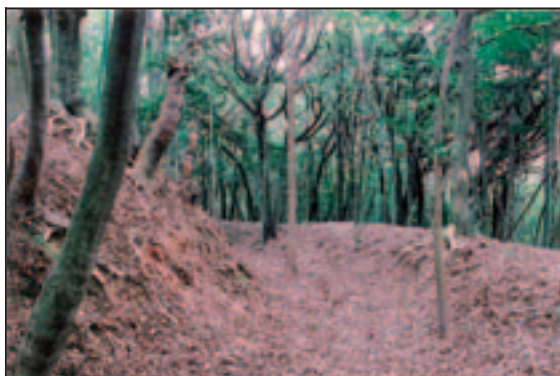
名 称	つづ ら じょうあと 葛籠城跡	
	別称：津倉城 城主：不明	
遺 構 等 の 概 要	【所在地】鳥栖市山浦町字3448番12ほか 【位 置】標高約126m。勝尾城の南東に築かれた支城。 【規 模】主要部は、東西約30m、南北に約50m。 【構 造】防塁型城郭 【調査年度】平成8年度、16年度（重要遺跡確認調査） 【遺 構】空堀、土塁、曲輪、石積、虎口 【遺 物】輸入陶磁器（青花、白磁） 16世紀 【特記事項】2条の長大な堀と土塁で防備。（堀幅約5m、深さ約5m、長さ約550mに及ぶ）。 【土地利用状況】山林	



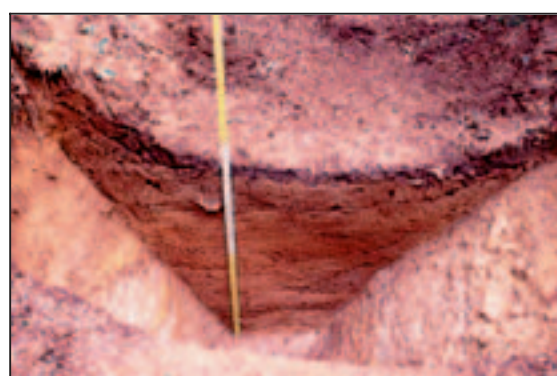
葛籠城の主郭部虎口



葛籠城の石垣

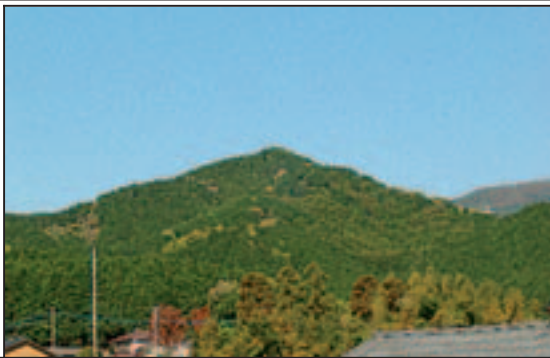


葛籠城の主郭部下の横堀と土塁



空堀の調査状況

勝尾城筑紫氏遺跡の各遺構の概要表(4)

名 称	たか とり じょう あと 高 取 城 跡	
	別称：鷹取城 城主：筑紫春門	
遺 構 等 の 概 要	【所在地】鳥栖市山浦町字中原3538番1ほか 【位置】標高約290m。勝尾城の南東に築かれた支城。 【規模】主要部は、東西約220m、南北に約30m。 【調査年度】平成16年度（重要遺跡確認調査） 【遺構】曲輪、堀切、虎口、土塁 【遺物】輸入陶磁器（青花、白磁）、銅製品（兜前立） 【時期】16世紀 【現況】山林・保安林	

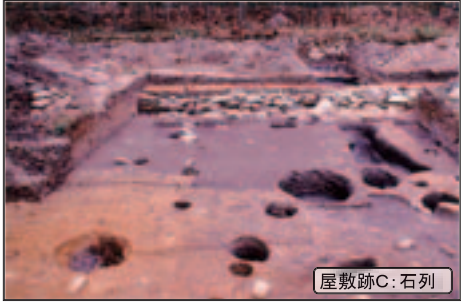
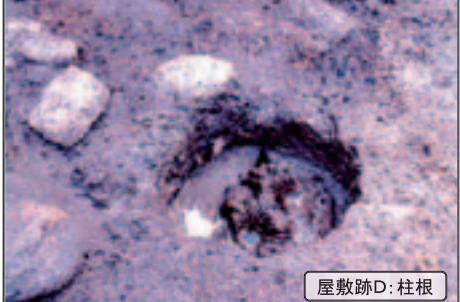
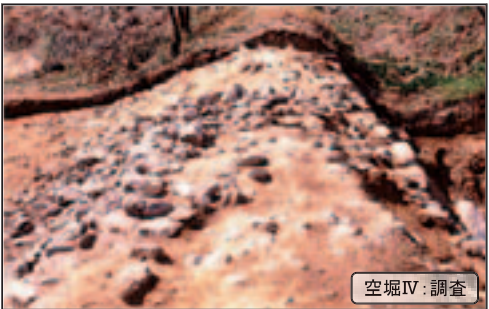
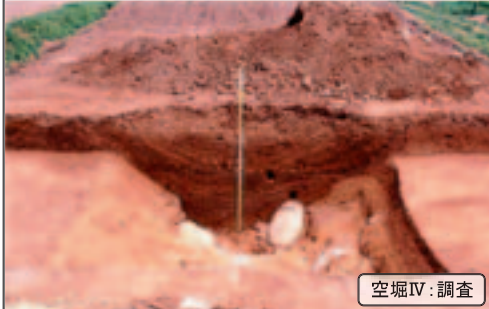
名 称	おに が じょう あと 鬼ヶ城跡	
	別称：叔父ヶ城 城主：不明	
遺 構 等 の 概 要	【所在地】鳥栖市牛原町地内 【位置】標高約350m。勝尾城の南西に築かれた支城。 【規模】主要部は、東西約100m、南北に約100m。 【調査年度】平成15年度（重要遺跡確認調査） 【遺構】曲輪、虎口、土塁、石段 【遺物】輸入陶磁器（青花、白磁） 【時期】16世紀 【現況】保安林	

勝尾城筑紫氏遺跡の各遺構の概要表(5)

名 称	かがみじょう あと 鏡 城 跡	
	別称：鏡山城 城主：宗筑後守	
遺 構 等 の 概 要	【所在地】鳥栖市牛原町字1213番1ほか 【位 置】標高約170m。勝尾城の南東に築かれた支城。 【規 模】主要部は、東西約220m、南北に約30m。 【調査年度】平成16年度（重要遺跡確認調査） 【遺 構】曲輪、堀切、土塁、畝状空堀 【遺 物】輸入陶磁器（青花、白磁） 【時 期】16世紀 【現 況】山林・保安林	

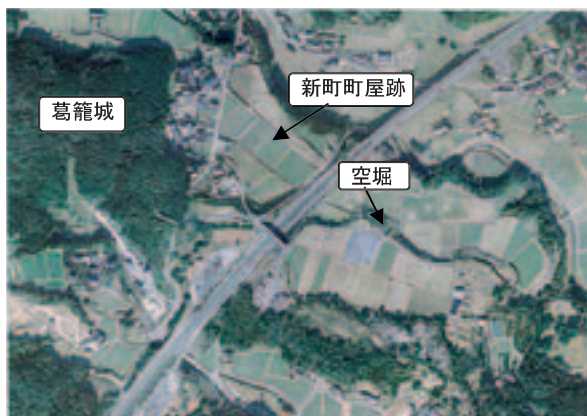
名 称	わかやまとりであと 若山砦跡	
	別称：谷山ノ城 城主：金屋左衛門大夫	
遺構等の概要	【所在地】鳥栖市牛原町1449番1ほか 【位置】標高約250m。勝尾城の南東に築かれた支城。 【規模】主要部は、東西約100m、南北に約100m。 【調査年度】平成14年度（重要遺跡確認調査） 【遺構】曲輪、堀切、石積み 【遺物】輸入陶磁器（青花、白磁）、火箸 【時期】16世紀 【現況】山林	

勝尾城筑紫氏遺跡の各遺構の概要表(6)

名称	かしんだんやしきあと 家臣団屋敷跡	 屋敷跡E: 虎口
遺構等の概要	A～Iの9地点	【屋敷跡A】 大手方面の最も奥の館跡南一帯、現況は田。江戸時代の絵図に屋敷跡の記載有。柱穴を確認。 【屋敷跡B】 高取城の北西麓に位置。地元で「ハルカド」と呼ばれ、筑紫広門の弟の遺称地である。石列・柱穴を確認。 【屋敷跡C】 屋敷跡B（ハルカド）の東に連続する屋敷地。石列・柱穴等を確認。 【屋敷跡D】 若山砦の南西に位置。石垣等を確認。 【屋敷跡E】 葛籠城の北東に位置。石列・虎口・土塁等を確認。重臣クラスの屋敷と想定される。 【屋敷跡F】 屋敷跡Eの東に位置。土塁・柱穴を確認。直角に折れるクランクの道が残る。 【屋敷跡G】 葛籠城の北に位置。土塁・柱穴・柱根を確認。 【屋敷跡H】 葛籠城主郭部の北西に位置。土塁・石垣・道・柱穴を確認。 【屋敷跡I】 若山砦の北東山麓に位置。石列・柱穴等を確認。
	 屋敷跡C: 石列	 屋敷跡D: 柱根
名称	ほりどるい 堀と土塁	 空堀Ⅲ: 現況
遺構等の概要	空堀Ⅰ～Ⅳの4ヶ所	・城下は、谷を遮断する4ヶ所の長大な堀と土塁によって防備されている。 【空堀Ⅰ】 城下の最奥部に位置する堀と土塁。現況で、幅約4m、長さ約200m。 【空堀Ⅱ】 大手口の前線に防備する堀と土塁。現況で、幅約4m、長さ約140m。 【空堀Ⅲ】 葛籠城に付随する2重の堀と土塁。幅約5m、深さ約5mのV字形。長さは550m。 【空堀Ⅳ】 城下の最も外側の堀と土塁で、幅約10m、深さ約5mのV字形。土塁は、石張りが施されている。
	 空堀Ⅳ: 調査	 空堀Ⅳ: 調査

勝尾城筑紫氏遺跡の各遺構の概要表(7)

名 称	しんまちまちやあと 新町町屋跡	
遺 構 等 の 概 要	【所在地】鳥栖市山浦町地内 【位置】葛籠城と惣構空堀に挟まれたところ 【調査年度】平成元年度（ほ場整備事業に伴う本調査） 【調査面積】調査面積4,000㎡ 【構造】間口約4m、奥行き約12mの短冊形の掘立建物群 【遺構】掘立柱建物跡、土坑、道状遺構？ 【遺物】輸入陶磁器（青花、白磁）、土鈴、火縄銃の弾丸等。 【特記事項】16世紀後半の町屋跡、長さ200mの直線道に推定80軒の町屋。 【土地利用】水田、道路	



新町町屋跡周辺状況(航空写真)



伝勝尾城登城道



第5章 史跡の概要

1. 指定に至る経緯

鳥栖市では、これまでの調査等の経緯を踏まえ、平成15年5月より国の史跡指定を受けるべく指定申請の準備に入り、平成17年7月29日付けで史跡指定に係る関係書類を提出し、文部科学大臣に申請を行った。平成17年11月18日付けで国の文化審議会の答申を受け、平成18年1月26日付けで、約138haが国の史跡に指定された。

今後は、未指定地区の追加指定を進めるとともに史跡の保存管理に努め、将来は市民をはじめ多くの人々が史跡に親しみ歴史を体験する場として、整備活用することを目指す。

2. 指定地の状況

(1) 指定の説明とその範囲

- [名 称] 勝尾城筑紫氏遺跡
- [指定日] 平成18年1月26日（文部科学省第4号）
- [所在地] 鳥栖市牛原町、河内町、山浦町
- [指定地] 鳥栖市牛原町東河内1402番ほか384筆
- [面 積] 1,377,670.84㎡
- [説 明] 戦国末期に北部九州で強大な力を発揮した筑紫氏の遺跡であり、縄張りや館跡・家臣団屋敷跡・町屋跡等の遺構、巨大な惣構えの堀や空間を画する長大な堀の遺構などが良好に残る。当時の城下町の様子をよく知ることができる遺跡であり、我が国の戦国期の歴史を考える上で重要である。

(2) 指定地の追加

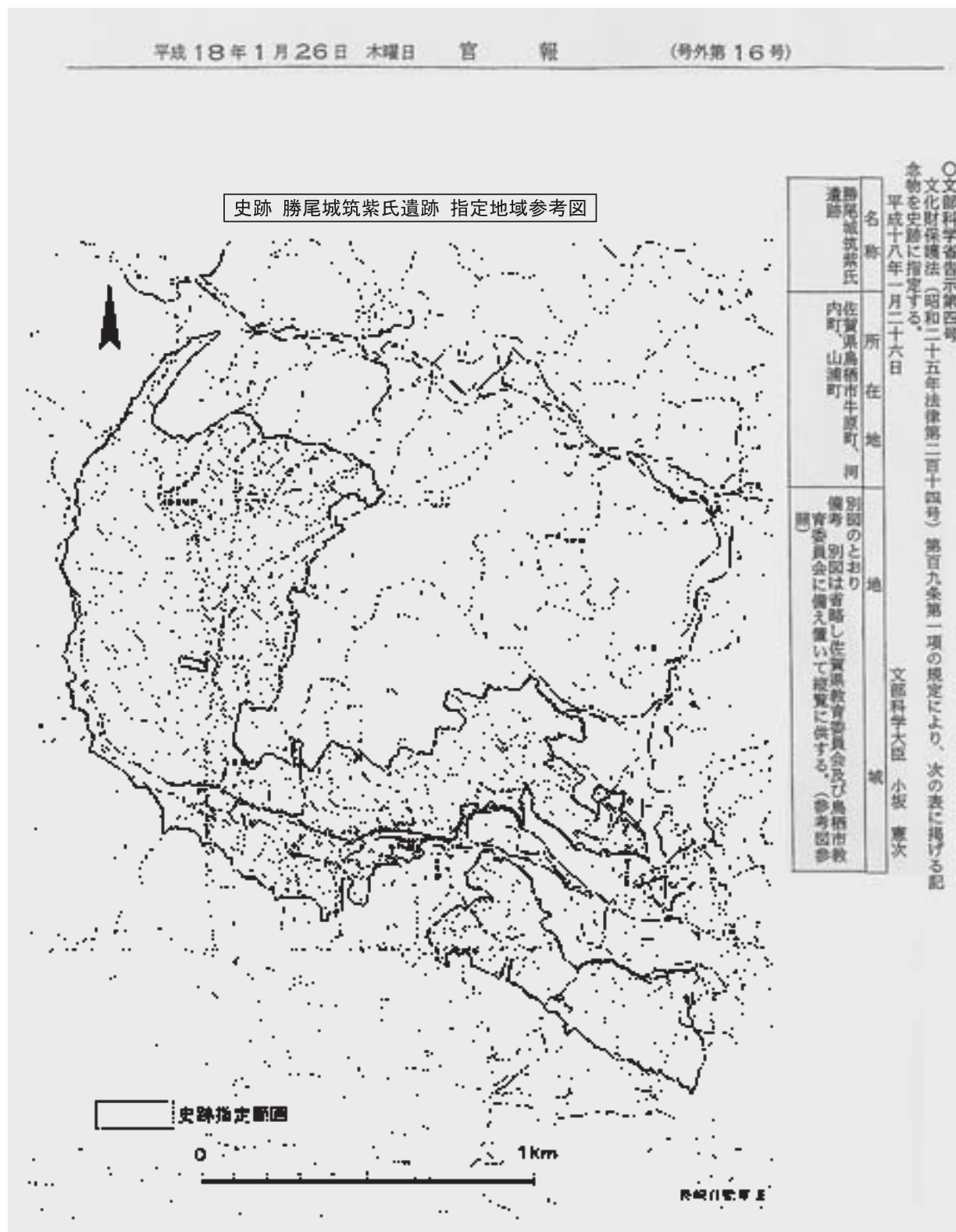
追加指定の範囲は、平成18年1月26日付で指定されなかった高取城跡、鬼ヶ城跡、鏡城跡の支城群、家臣団屋敷跡、新町町屋跡、総構空堀等の約139haを対象とする。

(3) 土地の状況等

① 現況

当該地の地形は、城山山麓を中心に山裾に入り込む谷底平野一帯で、最も高所の城山山頂（501.3m）に勝尾城があり、その麓の谷底平野に館跡、屋敷跡などの

○官報告示（写し）



城下が展開する。

谷内部は起伏に富んでおり、城下入口の惣構空堀付近で標高約70m、最も谷奥の館跡で標高約220mと、直線距離2kmの間に約150m上がる複雑な段丘によって形成されている。

河川は、城下域の狭長な谷奥の山あいから、河内川が西から東に流れ、城下東で安良川に合流する。この河内川流域の谷底平野は、谷口を安良川が形成する谷と共有しており、分岐点の四阿屋付近では谷幅400m以上と広いが、分岐点までは最大幅で200m程度の非常に狭小な谷である。谷奥は、九千部山塊によって閉ざされている。

城下中枢域の谷部以外は概ね山林で、全体面積の約83%を占めている。山に囲まれた静かな山間地である。山林の大半は、スギ・ヒノキの植林地が主体であり、個人の所有林については、管理が不十分なものが多く認められる。また、当該地の一部は、土石流氾濫区域や急傾斜崩壊危険区域になっている。

谷内部には、田をはじめ、畑や原野、宅地があり、地元住民の日常生活の場所となっている。なお、高齢化と農業後継者不足のため、土地の荒廃化が進みつつあるのが現状である。

域内の主要道路としては、東橋から谷奥の館跡の区間に、河内川に沿うように、市道四阿屋筑紫神社線が走っており、地元住民の生活道となっている。

○表 土地所有と土地利用

(1) 指定地の土地所有関係

[所有区分と面積]

所有区分	面積 (㎡)	比率
個人	785,276.71	57.00%
法人等	348,667.00	25.32%
鳥栖市	135,565.60	9.84%
佐賀県	108,161.53	7.85%
合 計	1,377,670.84	100.00%

(2) 指定地の土地利用状況

[地目別面積]

地目	面積 (㎡)	比率
山 林	1,230,700.71	89.33%
田	58,946.00	4.28%
畑	6,711.00	0.49%
原 野	36,294.00	2.63%
池 沼	1,974.00	0.14%
雑種地	2,721.60	0.20%
堤	2,237.53	0.16%
公衆用道路	238.00	0.02%
宅 地	3,019.00	0.22%
市 道	7,136.00	0.52%
里 道	8,562.00	0.62%
水 路	19,131.00	1.39%
合 計	1,377,670.84	100.00%

(3) 追加指定予定地の土地所有関係

[所有区分と面積]

所有区分	面積 (㎡)	比率
個人	1,132,214.30	81.45%
鳥栖市	93,373.86	6.72%
国	92,955.15	6.69%
法人等	58,485.61	4.21%
寺社	10,967.00	0.79%
佐賀県	2,091.05	0.15%
合 計	1,390,086.97	100.00%

(4) 追加指定予定地の土地利用状況

[地目別面積]

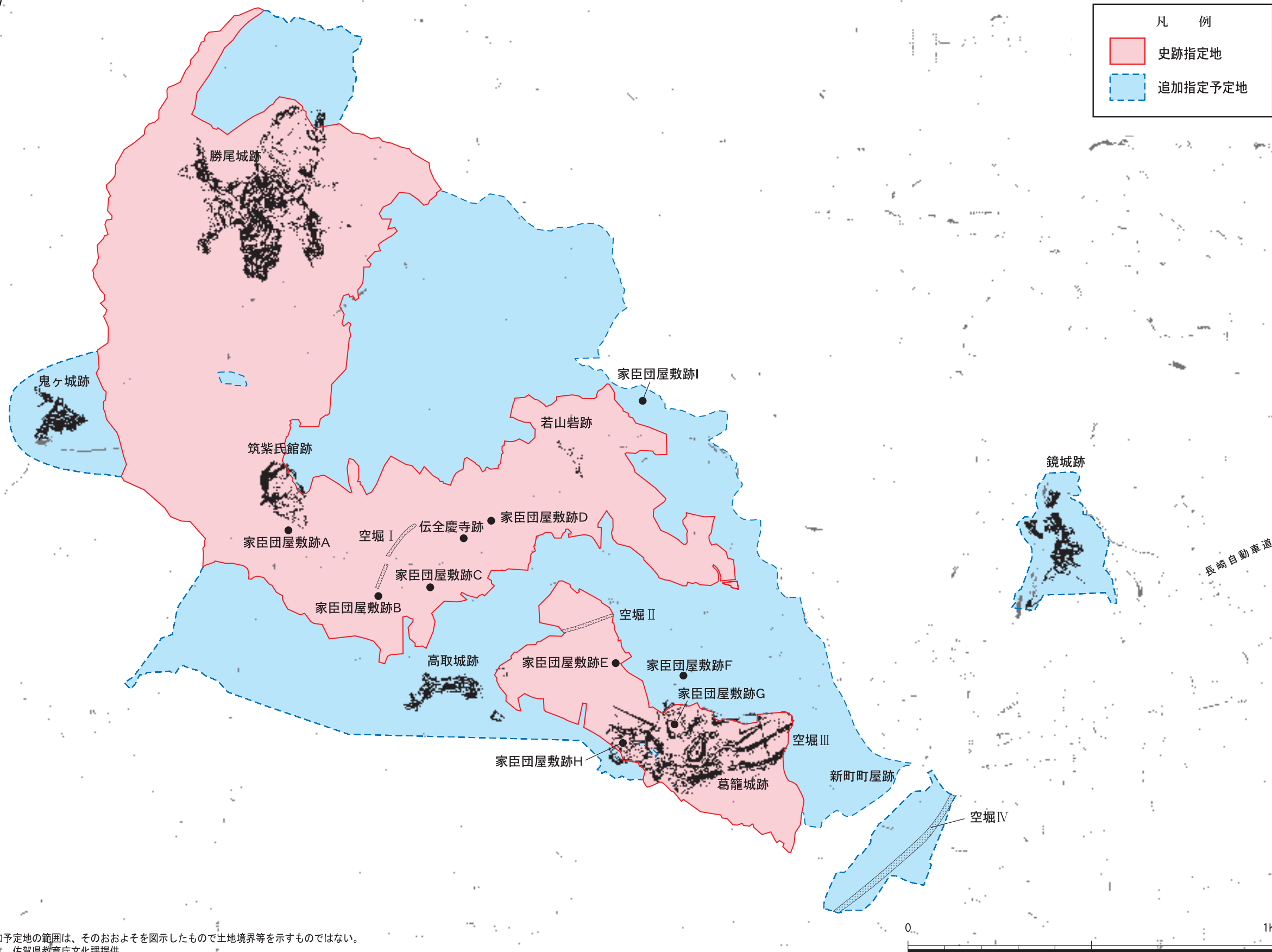
地目	面積 (㎡)	比率
山林	1,069,180.09	76.91%
田	173,460.22	12.48%
畑	24,100.00	1.73%
原野	46,007.41	3.31%
池沼	457.00	0.03%
雑種地	16,863.32	1.21%
堤	5,653.08	0.41%
公衆用道路	13,109.94	0.94%
用悪水路	5,804.96	0.42%
宅地	30,892.95	2.22%
境内地	1,918.00	0.14%
墓地	2,640.00	0.19%
合計	1,390,086.97	100.00%



追加指定計画図

凡 例

- 史跡指定地
- 追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

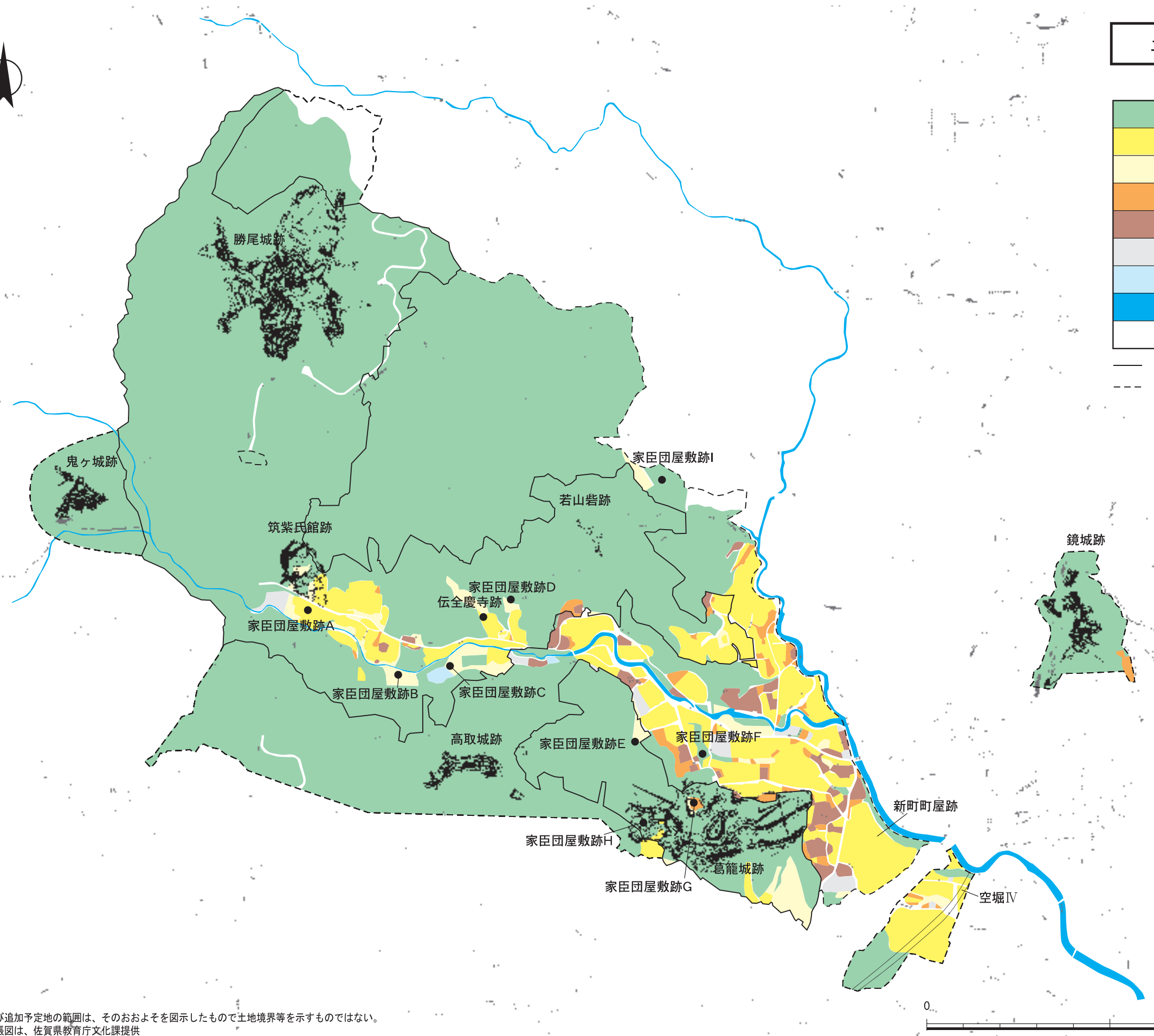


土地利用図

凡 例

	山林
	田
	原野
	畑
	宅地
	雑種地
	池沼
	河川
	道路（主要）

—— 線内：史跡指定地
--- 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

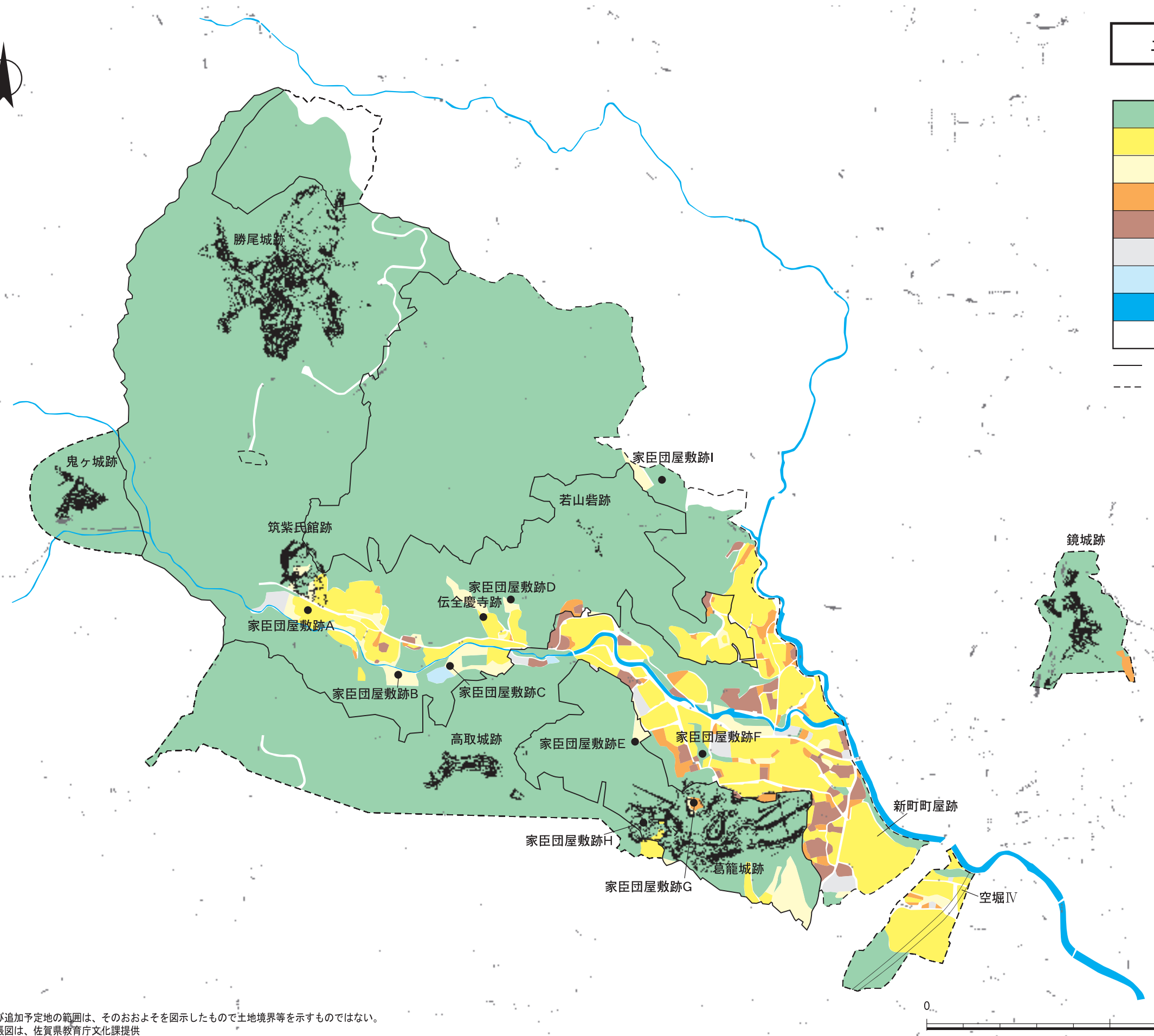


土地利用図

凡 例

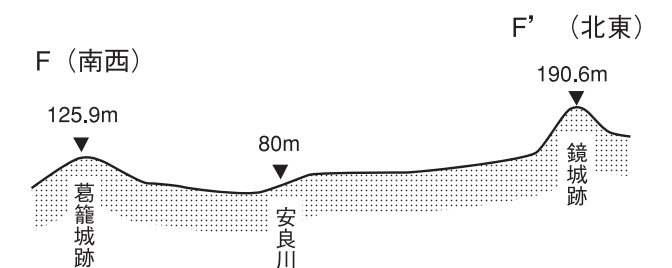
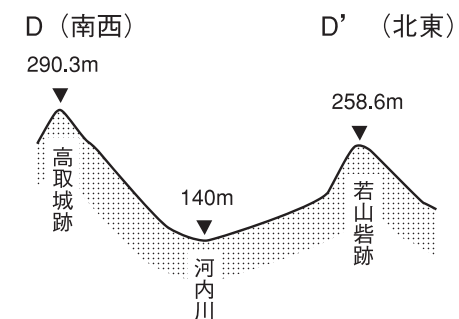
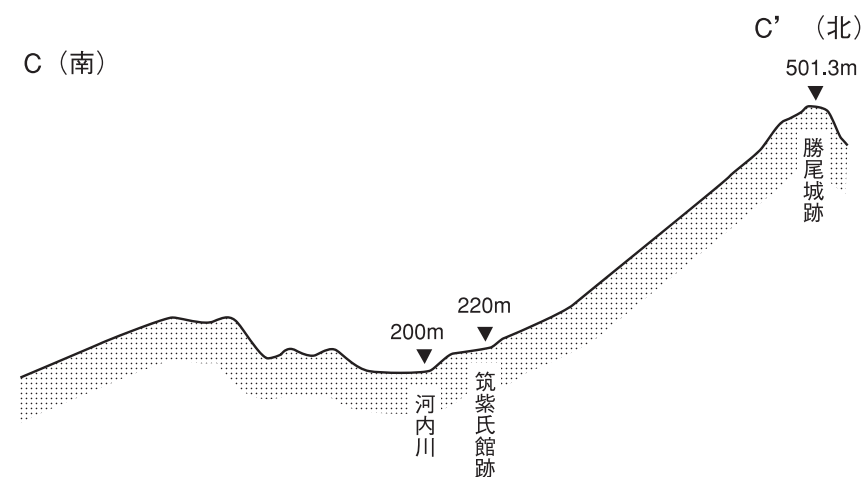
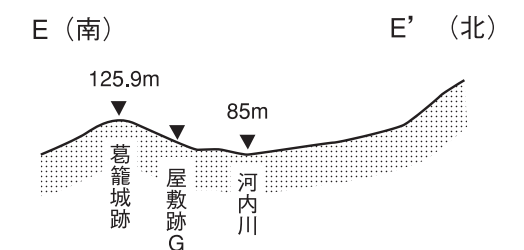
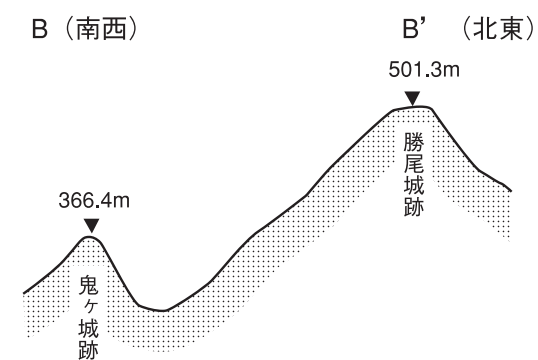
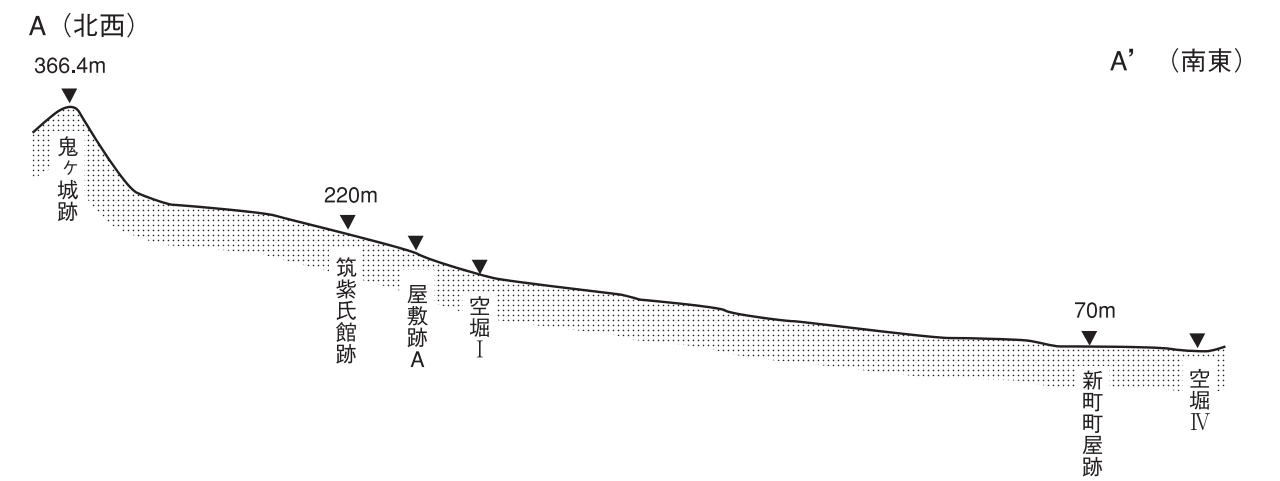
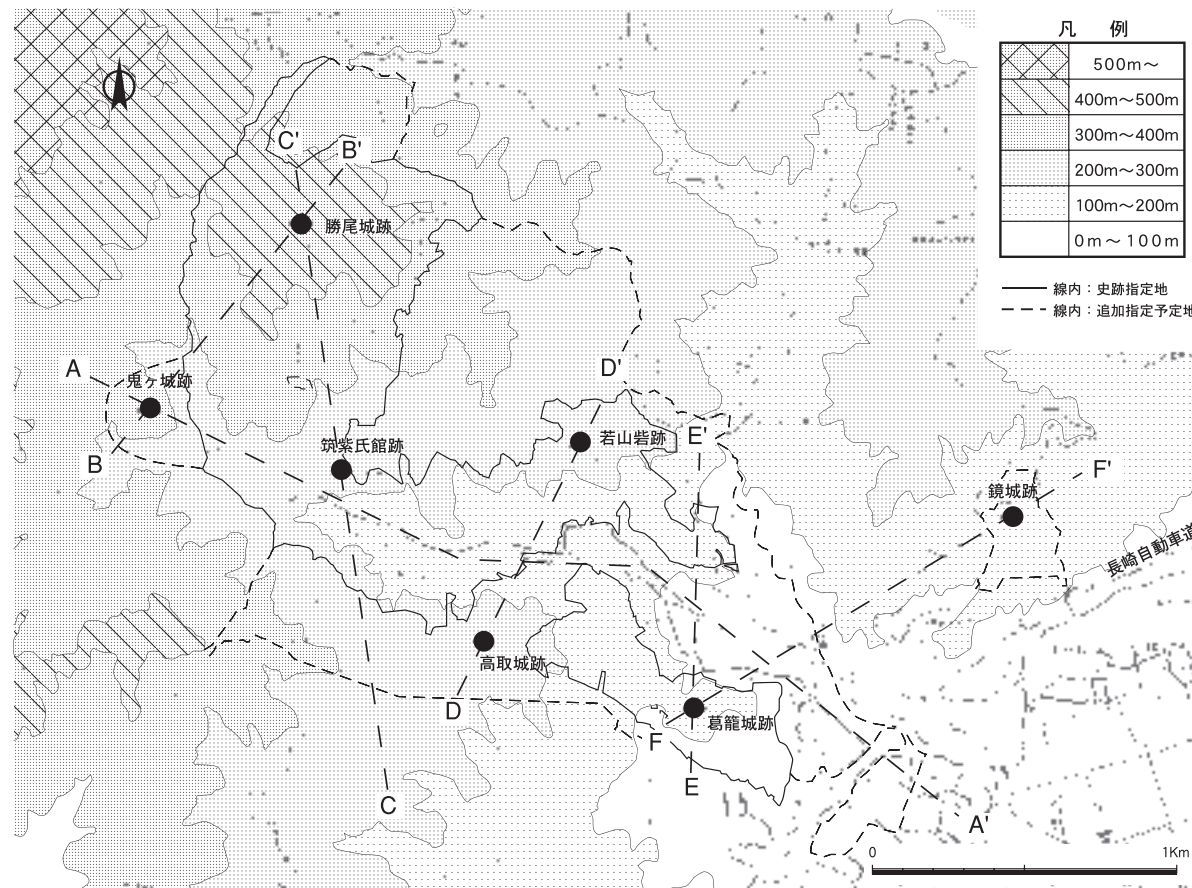
	山林
	田
	原野
	畑
	宅地
	雑種地
	池沼
	河川
	道路（主要）

—— 線内：史跡指定地
--- 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

地形及び断面イメージ図



※縦横比率2：1で図示



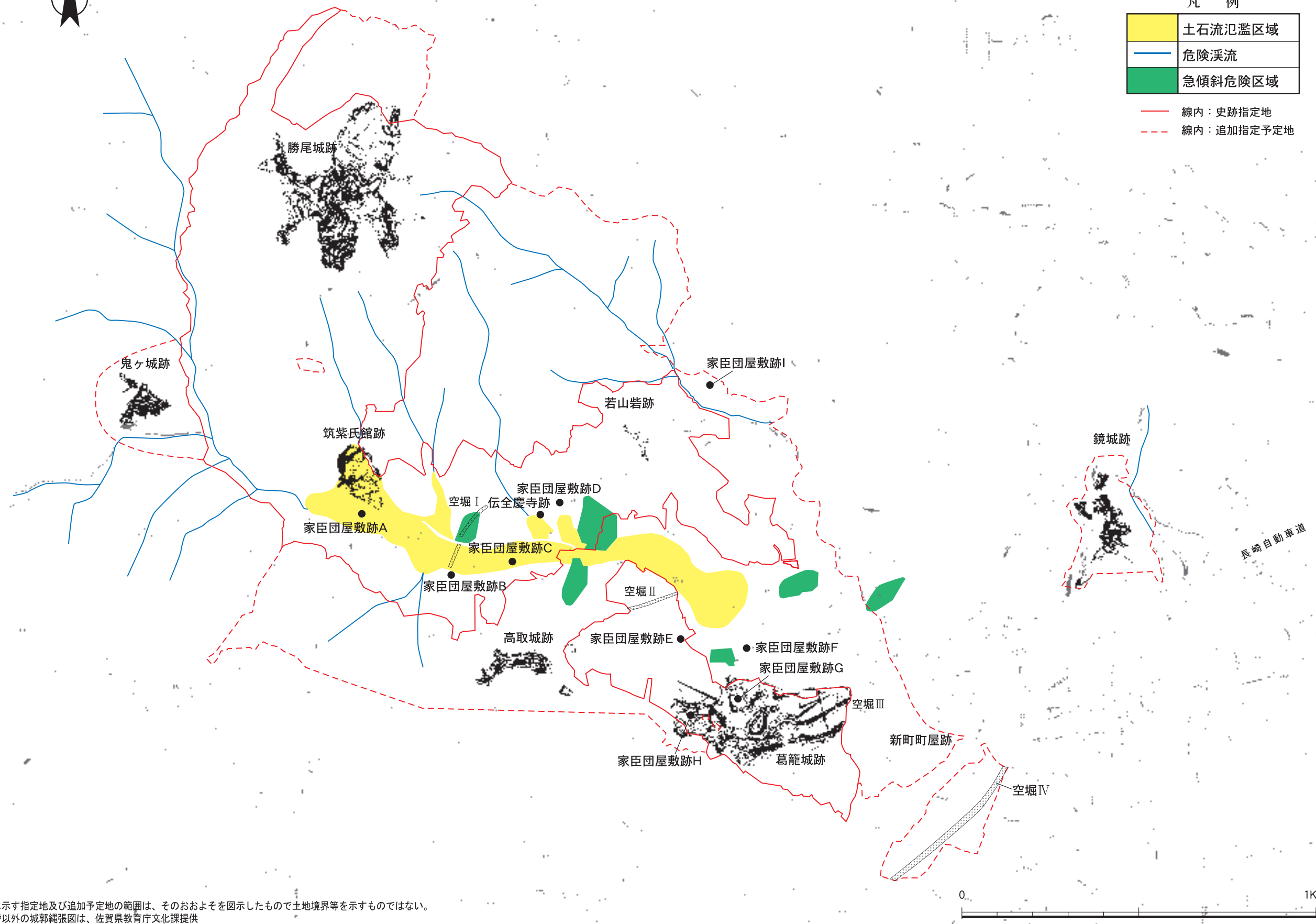


土砂災害危険箇所図

凡 例

	土石流氾濫区域
	危険溪流
	急傾斜危険区域

- 線内：史跡指定地
- - 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

②植生・希少動物

イ. 植生

史跡のある城山山麓一帯の植生は、山麓部と谷底平野によって大きく二分される。面積の大半を占める山麓部は、概ねスギ・ヒノキの植林とシイ・カシの萌芽林によって構成されている。谷底平野は水田雑草群落によって占められている。また、城山の北・西（奥部）にはアカマツ、アカガシ・イヌシデ、ホソバショリマ、ミミズバイ・スタジイなどの群落がある。集落付近にはモウソウチク林が認められる。

スギ・ヒノキの植林は概ね20年以上の成木であるが、管理にバラツキがあり特に個人所有のものについては、樹林が荒れているものが目に付く。また、アカマツについては群落があるとされるが、松食い虫の被害によってほとんどが枯れかかっているのが実情である。

また、九千部山付近には、ブナ・アカガシ林が認められる。

ロ. 希少動物

城山の南麓一帯には、いくつかの貴重な動物の分布が認められる。

【両生類】

■ブチサンショウウオ

山地の森林や溪流に生息する。生息数少ない。

【昆虫類】

■ムカシヤンマ

脊振山地に局地的に生息が確認されている稀種。生息数稀。

■オジロサナエ

脊振山地の溪流にわずかに生息するトンボ。

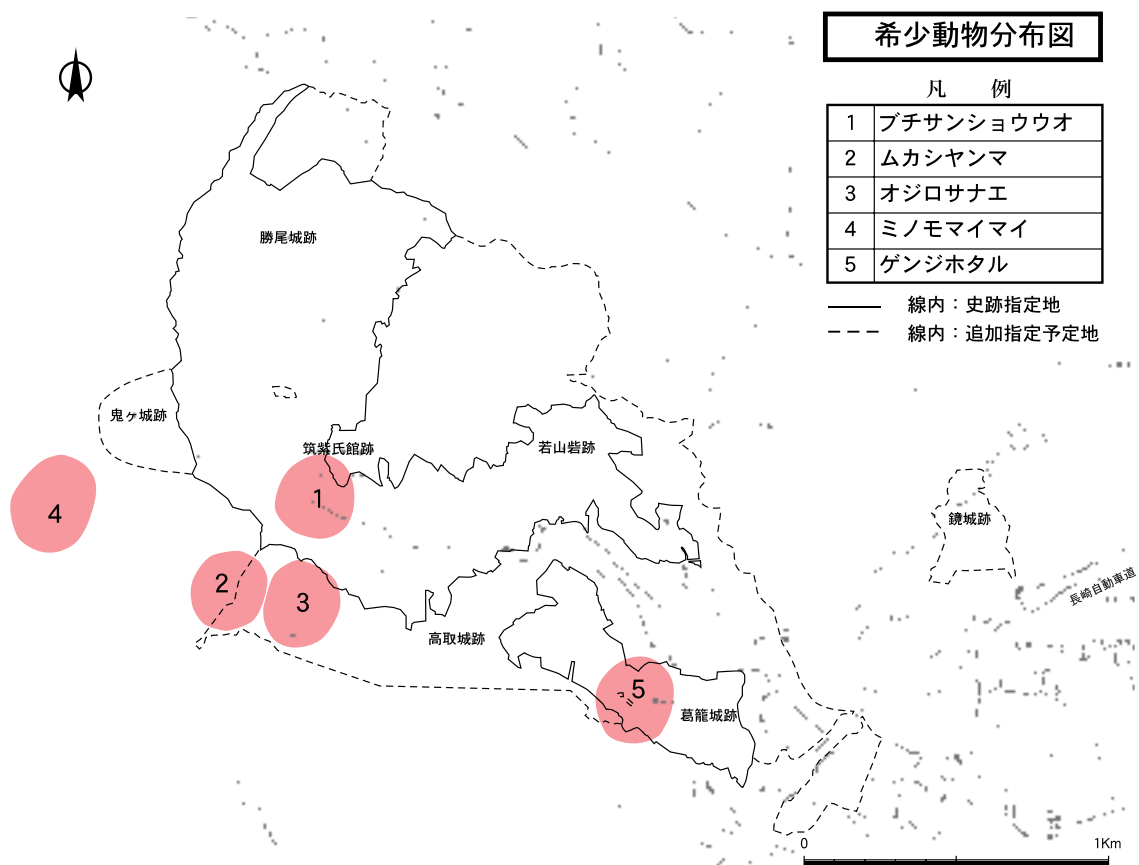
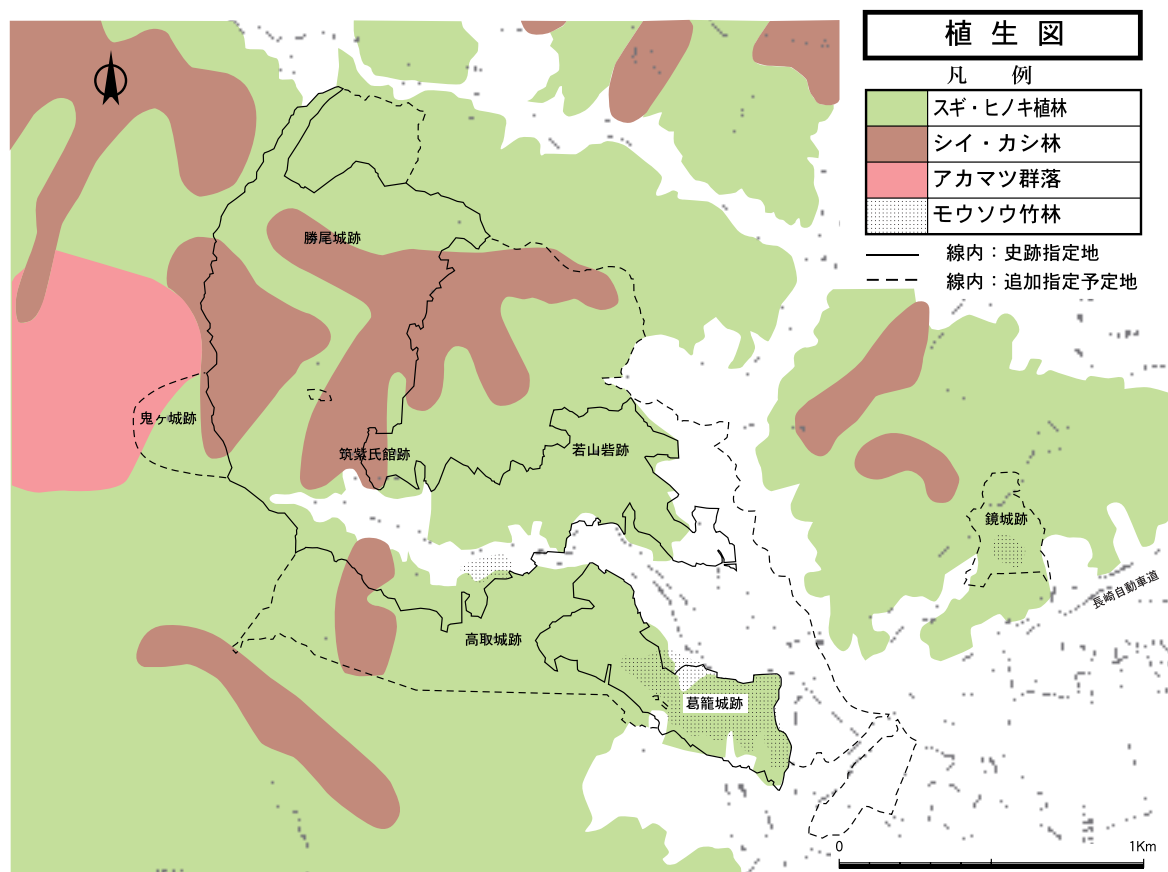
■ミノモマイマイ

九州でも生息が少ない蛾、県下では脊振山地の東麓で採集される。

■ゲンジホタル

四阿屋周辺で確認されている。

これらの動植物が生存していることは、この一帯がそれらを育む良好な自然環境を保持しているということであり、史跡環境の要素として、自然環境の保全も必要である。



※参考文献『広域基幹林道九千部横断線全体計画調査報告書』佐賀県（平成2年）を一部修正

③法令による土地規制

■都市計画法

史跡指定地及び追加指定地全域が市街化調整区域であり、開発は原則抑制される地区である。そのため、開発行為を行うにあたっては事前に県知事の許可が必要となる。

■森林法

勝尾城と鬼ヶ城にかけての山林地一帯は森林法による保安林指定を受けている。立木の伐採や土地の形状変更などを行う場合には、事前に県知事の許可が必要となる。

■自然公園法

勝尾城から筑紫氏館跡、鬼ヶ城にかけては脊振・北山県立自然公園普通区域に指定されている。工作物の設置や土地形状変更等の開発行為を行う場合は、事前に県知事に届出が必要となる。

■砂防法

河内川流域は土石流などの土砂災害を未然に防ぐため、砂防指定地に指定されている。区域内で開発行為を行う場合は、事前に県知事の許可が必要となる。また、河内川で河川改修などの開発行為を行う場合は事前に県知事の許可が必要となる。

■農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

市街化調整区域内の農地を農地以外の目的で使用する場合には、事前に県知事の許可が必要となる。また、農業振興区域（農用地区域）については、原則農地以外に変更することができない区域であり、事前に市長の許可が必要となる。

■文化財保護法

史跡指定地内で現状変更等を行う場合は、文化財保護法第125条に基づき、事前に文化庁長官の許可が必要となる。

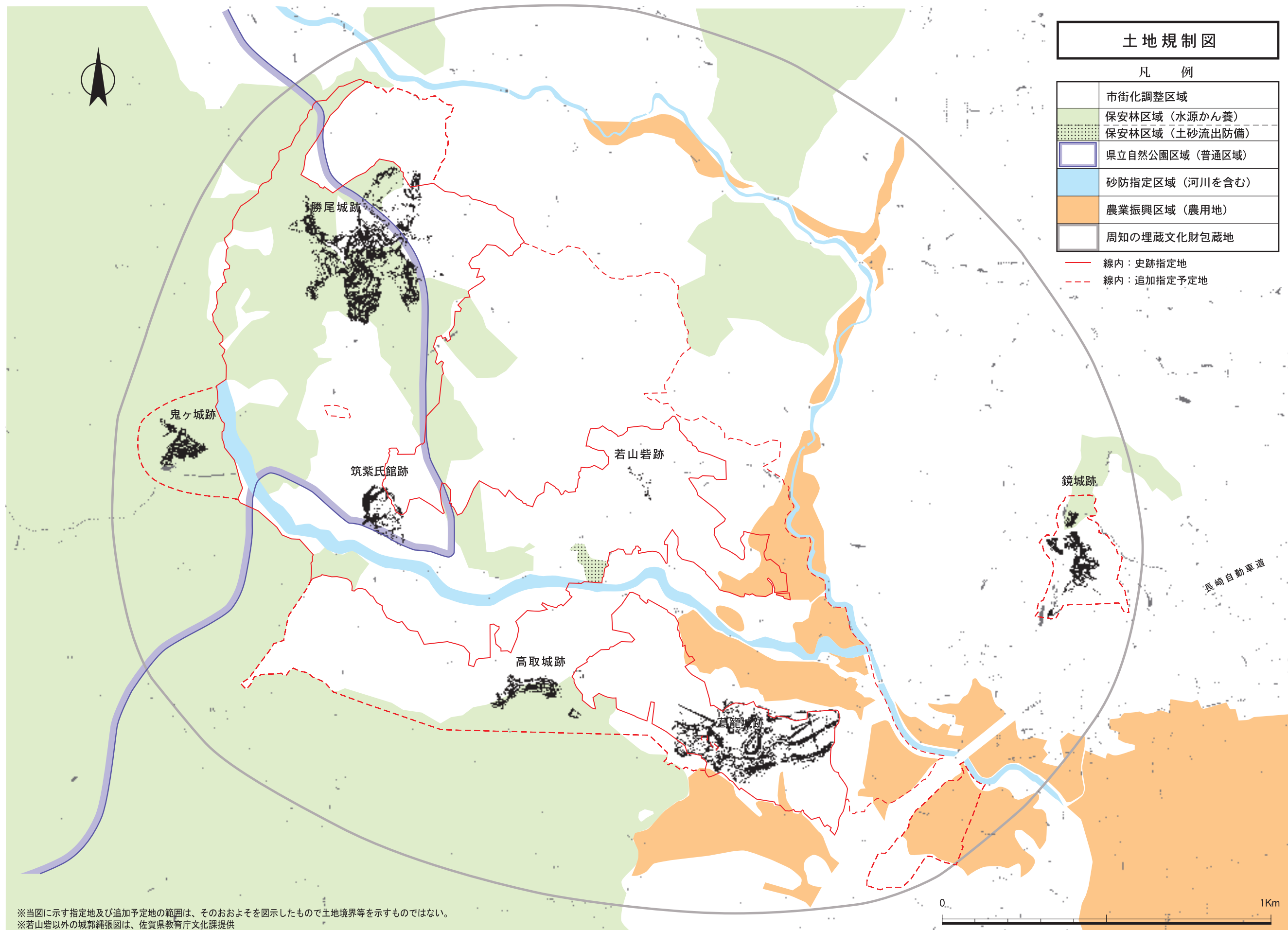
また、史跡指定地外の文化財の取り扱いは、指定地周辺が周知の埋蔵文化財包蔵地となっているため、区域内で土木工事等を行うにあたっては、事前に文化庁長官に届出・通知を行い確認調査等の実施が必要となる。

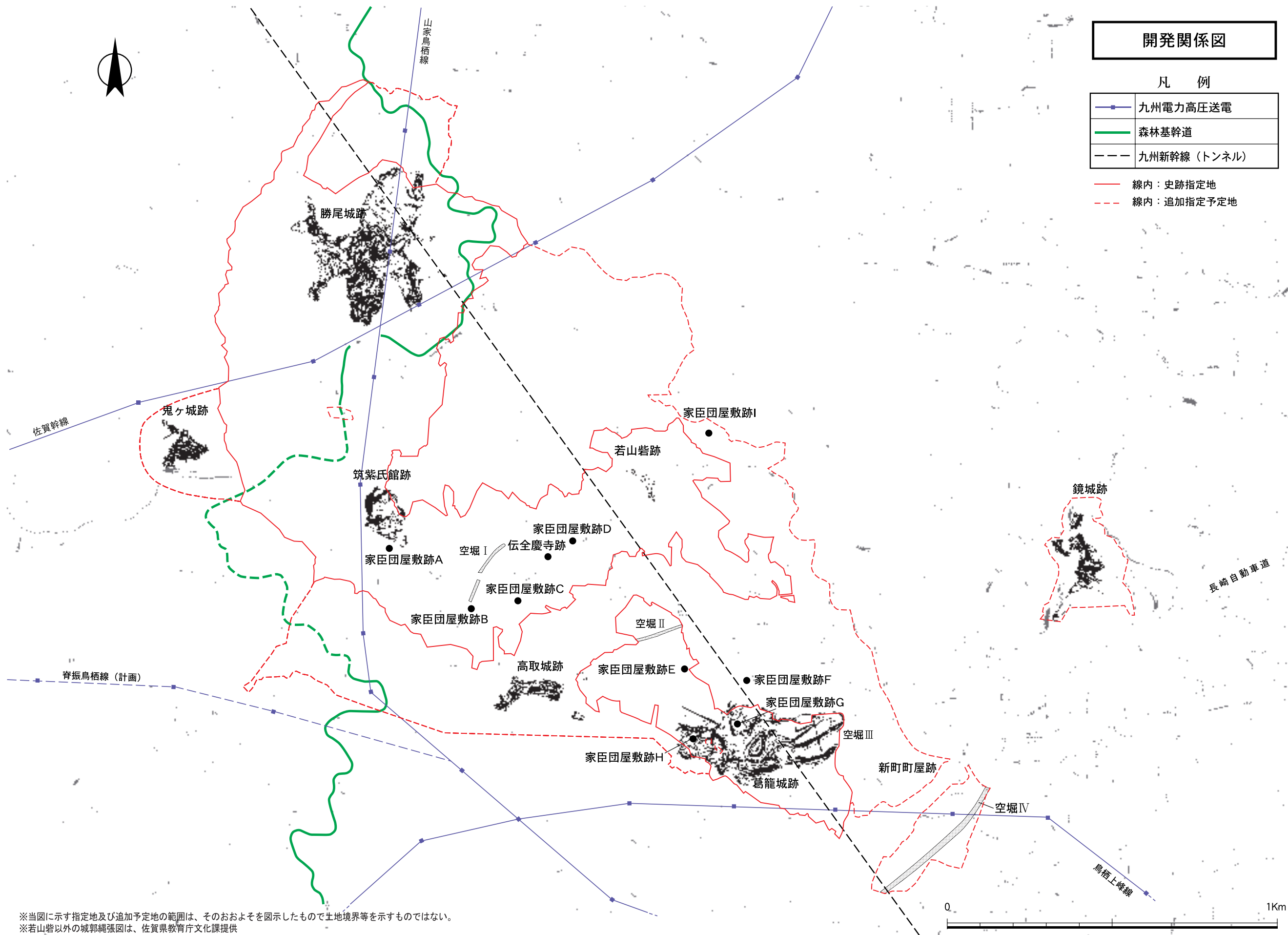
○法令による土地規制

区域等	規制の対象となる行為等	許可・届出の別	許可権者等	備考
市街化調整区域 ※1	当該区域内の居住者が、日常生活に必要な小規模な日用品の販売、加工、修理等を営む店舗など	許可	県知事	都市計画法
	鉱物資源、観光資源に伴う建築物			
	政令で定める危険物の貯蔵及び処理に係わる建築物			
	学校、医療、福祉施設等の公益上必要な建築物			
	第1種特定工作物の建設 (例：コンクリートプラント、処理場など)			
	第2種特定工作物の建設 (例：1ha以上の墓地、運動レジャー施設など)			
	市街化を促進するおそれがないもので且つ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不適当と認められるもの（例：分家住宅など）。			
保安林区域	立木の伐採（植栽の義務）	許可	県知事	森林法
	土地の形状変更			
県立脊振・北山自然公園区域 (普通区域)	一定規模以下の工作物の新築や増改築	届出	県知事	自然公園法
	広告物類の掲出、設置			
	土石の採取			
	土地の形状変更			
砂防指定区域	土石の採取	許可	県知事	砂防法
	土地の形状変更			
市街化調整区域内の農地	当該区域内の農地を農地以外の目的に供する行為 (例：住宅、駐車場、資材置場など)	許可	県知事	農地法
農業振興地域 (農用地区域) ※2	原則、農地を農地以外に転用することはできない地区である。但し、除外申請を行い許可された場合は除く。	許可	市長	農業振興地域の整備に関する法律
史跡指定区域	現状を変更する行為（事前の発掘調査等を実施）	許可	文化庁長官	文化財保護法
周知の埋蔵文化財包蔵地 (指定地外)	すべての土木工事（事前の発掘調査等を実施）	届出	文化庁長官	

※1：市街化調整区域は、原則開発を抑制する地区であるが、農林業を専業者とする居住用に供する建築物については、開発許可は不要。

※2：許可に際しては、県知事の同意が必要。





④大規模な開発事業

■高圧送電事業

九州電力株式会社の高圧送電線の山家鳥栖線、佐賀幹線、鳥栖上峰線が、史跡指定以前より運開されている。また、今後の事業計画では平成20年度から高取城跡の南西部にかけて、脊振鳥栖線が新設される。このため、脊振鳥栖線が新設整備された後は、勝尾城跡と館跡のほぼ真上を南北に縦断する、既設山家鳥栖線の高圧送電線鉄塔は撤去される予定である。

■森林基幹道建設事業（平成26年度開通予定）。

現在建設中の森林基幹道九千部山横断線は、勝尾城跡の北から東、南へと經由しながら、館跡の西側を通り、鬼ヶ城跡の東側に橋梁（橋長187m）を架けて、高取城跡の西側を通る計画である。

■九州新幹線整備事業（平成23年開業予定）。

勝尾城跡と葛籠城跡の地下に、九州新幹線鹿児島ルート of 筑紫トンネル工事（総延長11,865m）が行われている。また、九州新幹線事業の付帯施設として空堀Ⅳ（惣構）の隣接地に変電所が建設中である。

第6章 史跡の保存管理

1. 基本的な考え方

史跡の保存は現状を維持しながら、さらにその有効な整備活用を目指すものである。本史跡は指定面積が約138haに及び、指定地内には民家を含み、住民の生産活動と日常生活の場として、多様な土地利用が行われている。このため史跡の保存管理に当たっては、住民生活との調整が不可欠であり、かつ城館遺構を将来にわたって適切に保存することが望まれる。

保存管理計画策定に当たっては、史跡及び土地の諸条件、さらにそれらの特徴を踏まえ、最も望ましい方向を定める必要がある。ここでは下記の基本方針に基づき、史跡の保存管理を行うものとする。

- ①城館遺構の恒久的な保存を行う。
- ②自然と史跡の一体的な保全を行い、総合的な史跡環境の保存整備を行う。
- ③住民の生産活動と防災面について配慮した史跡保存を行う。
- ④市民参加型の史跡の保存管理を行う。

勝尾城筑紫氏遺跡の基本的特徴は以下のとおりである。

- イ. 全国屈指の広大な規模を誇る国人から発展した地域領主筑紫氏の城館と城下町。
- ロ. 山城、館、家臣団屋敷、寺社、町屋など、戦国期の城下町の諸要素をそなえた保存状態の良好な遺跡。
- ハ. 山上の山城と狭長な谷に展開する城下によって構成される、戦国期の代表的な構造の遺跡。
- 二. 勝尾城を本城に五つの関連城郭群が凝集し城下域を取り巻く、全国でも数少ない城下町。
- ホ. 惣構えの長大な堀と土塁、石垣など九州の戦国時代においては、卓越した築城技術を有する城下町。
- ヘ. 城下町の終焉時期が限定される歴史的にも資料価値の高い遺跡。

2. 史跡を構成する諸要素の整理

保存管理計画の策定にあたっては、史跡の本質的価値とその構成要素を明確化することが必要である。このため、勝尾城筑紫氏遺跡が国の史跡に指定された根拠や条件を明らかにし、その重要性や史跡の在り方に基づき保存管理計画は組み

立てられるものである。

(1) 史跡の本質的価値を構成する諸要素

本史跡の指定理由の説明の中で、文化庁は、「戦国期に北部九州で強大な力を発揮した筑紫氏の遺跡であり、縄張りや館跡・家臣団屋敷跡・町屋跡等の遺構、巨大な惣構えの堀や空間を画する長大な堀の遺構などが良好に残る。当時の城下町の様子を良く知ることができる遺跡として、我が国の戦国期の歴史を考える上で重要である。」としている。

つまり勝尾城筑紫氏遺跡が国史跡に指定された理由は、長大な堀に代表される特徴的な遺構を始め、戦国時代の城下町を構成する各遺構が良く残っており、当時の城下町の全体像が良く分かる遺跡ということである。

この指定理由を踏まえた史跡の本質的価値を構成する諸要素とは、勝尾城筑紫氏遺跡を構成する戦国時代に形成された遺構にほかならない。また、これら遺構の在り方こそ勝尾城の歴史的価値や意義を語る上で不可欠な要素である。

イ. 山城跡（勝尾城と関連城郭群）

16世紀代、城下防備のため勝尾城主筑紫氏によって築城又は改修された山城群である。それぞれ特徴的な縄張り構造を持つとともに、曲輪や堀などの遺構が良く残っている。特に本城勝尾城には石垣、横堀、枡形虎口など、当時最先端の筑紫氏の築城技術が集約されている。

以下、示した遺構はいずれの諸要素においても、現在まで確認されたものについて表示したものである。将来、新たに遺構が発見される余地を残している。

名称	地表面に残っている遺構	地下に埋没している遺構	備考
勝尾城跡	曲輪・石垣・櫓台・土塁・石塁・虎口・石段・敷石・堀切・横堀・竪堀・畝状竪堀	礎石・柱穴・土坑	—
鬼ヶ城跡	曲輪・土塁・虎口・石段	柱穴	—
高取城跡	曲輪・土塁・虎口・堀切	—	—
若山砦跡	曲輪・石垣・堀切、	柱穴	—
葛籠城跡	曲輪・石垣・土塁・横堀	柱穴	—
鏡城跡	曲輪・土塁・堀切・畝状竪堀	柱穴	—

※表中の「—」は、現時点で、遺構・遺物は確認されていないことを示している。次頁につづく表中の「—」も同様である。

ロ. 館跡並びに館周り諸施設

16世紀代に整備された、城下町の核となる勝尾城主筑紫氏の館跡である。さらに館周りには筑紫氏の公用施設や屋敷などの存在が予測される平場が広がっており、館と一体化した空間を形成している。

名称	地表面に残っている遺構	地下に埋没している遺構	備考
筑紫氏館跡	平場・虎口・石段・石垣・ 外囲い石塁・道	建物区画石列・土壁・礎 石・柱穴・庭園	—
館周り諸施設	平場・土塁・石垣	柱穴	—

ハ. 家臣団屋敷跡

筑紫氏の家臣団屋敷跡が現在A～Iの9地点で確認されている。このうち、D地点、E地点、H地点の屋敷跡は、現況で石垣や虎口等の遺構が良好に認められ、当時の姿をとどめている。その他の屋敷跡は地下に埋没している。

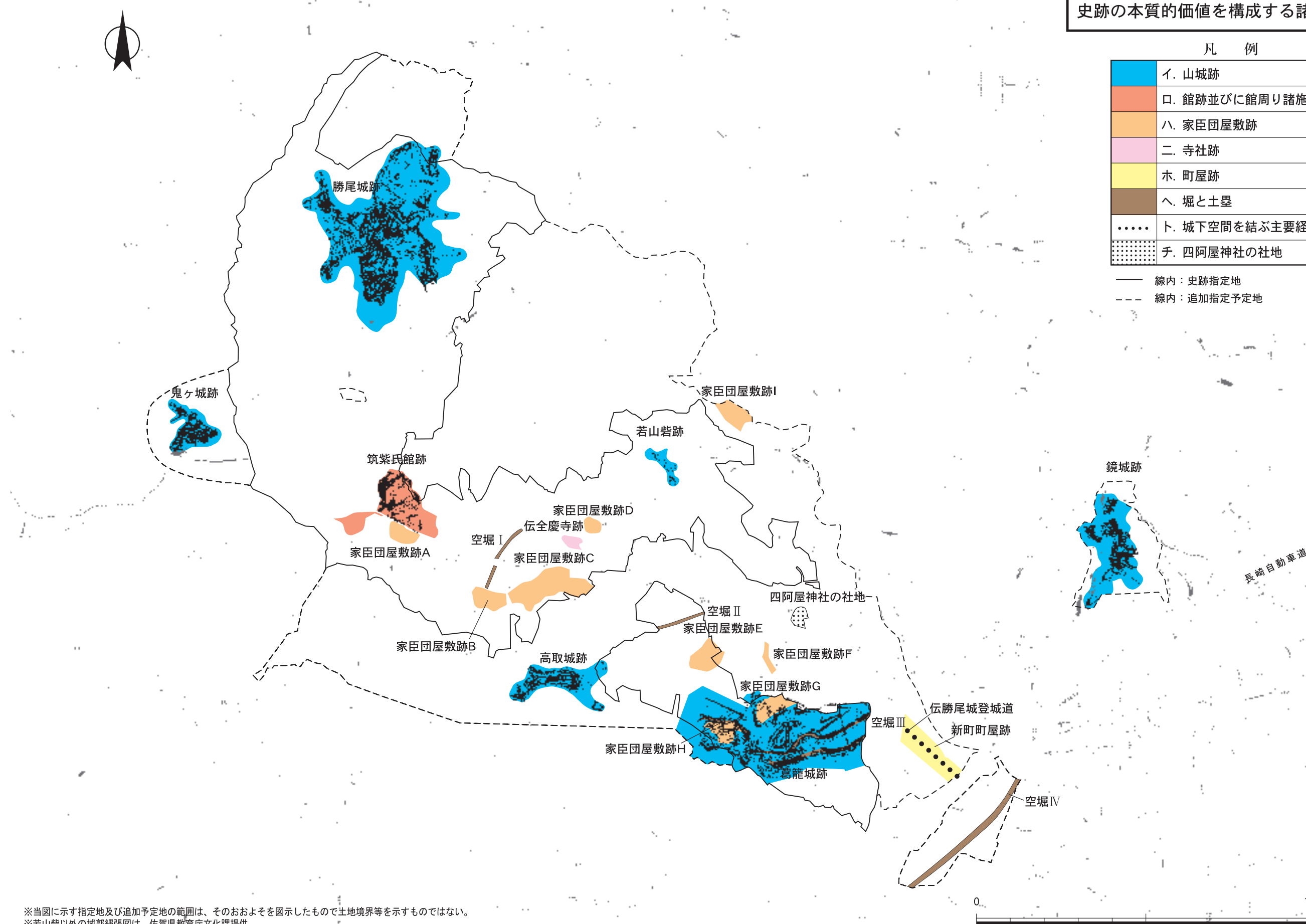
名称	地表面に残っている遺構	地下に埋没している遺構	備考
家臣団屋敷跡A	—	柱穴	絵図の諸氏の屋敷跡
家臣団屋敷跡B	—	建物区画石列・柱穴柱穴	伝春門屋敷跡
家臣団屋敷跡C	—	屋敷地を区画する石列・柱穴・柱根・道・側溝	—
家臣団屋敷跡D	石垣	柱穴・柱根	—
家臣団屋敷跡E	建物区画石列・虎口・石 築地・土塁・道	—	—
家臣団屋敷跡F	土塁	柱穴	—
家臣団屋敷跡G	土塁	柱穴・柱根	—
家臣団屋敷跡H	土塁・石垣・道	柱穴	—
家臣団屋敷跡I	—	建物区画石列・柱穴	—

二. 寺社跡

城下町には勝尾神社と全慶寺という寺社があったと伝えられている。勝尾神社は筑紫広門が天正元年に城内鎮護のため、四阿屋神社から勧請。全慶寺は確かなことは分らないが、筑紫氏の祖とされる経重の義父少式経稔の法名が「善慶」であることから、そのことと何らかの関係がある寺と考えられる。このうち勝尾神

史跡の本質的価値を構成する諸要素図

凡 例	
	イ. 山城跡
	ロ. 館跡並びに館周り諸施設
	ハ. 家臣団屋敷跡
	ニ. 寺社跡
	ホ. 町屋跡
	ヘ. 堀と土塁
	ト. 城下空間を結ぶ主要経路
	チ. 四阿屋神社の社地
	線内：史跡指定地
	線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
 ※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

社は本来城内にあったと考えられるが、現在その位置は不明。戦国期以降に移されたと考えられる勝尾神社跡は現存も残っている。全慶寺跡には近くに古墓もあるが、明確な寺院遺構は確認されていない。

名称	地表面に残っている遺構	地下に埋没している遺構	備考
伝全慶寺跡	—	柱穴	古墓3基

ホ. 町屋跡

勝尾城の城下町の町屋で、発掘調査により戦国期の短冊形を呈する掘立柱建物群とともに、陶磁器などの遺物を確認した。現在、圃場整備事業により、遺構の一部は消失したが、その他は、水田下に埋没している。

名称	地表面に残っている遺構	地下に埋没している遺構	備考
新町町屋跡	—	柱穴・土抗	—

ヘ. 堀と土塁

城下空間を画する長大な堀と土塁を備えた空堀Ⅰ～Ⅳがある。本遺跡を代表する特徴的な遺構である。

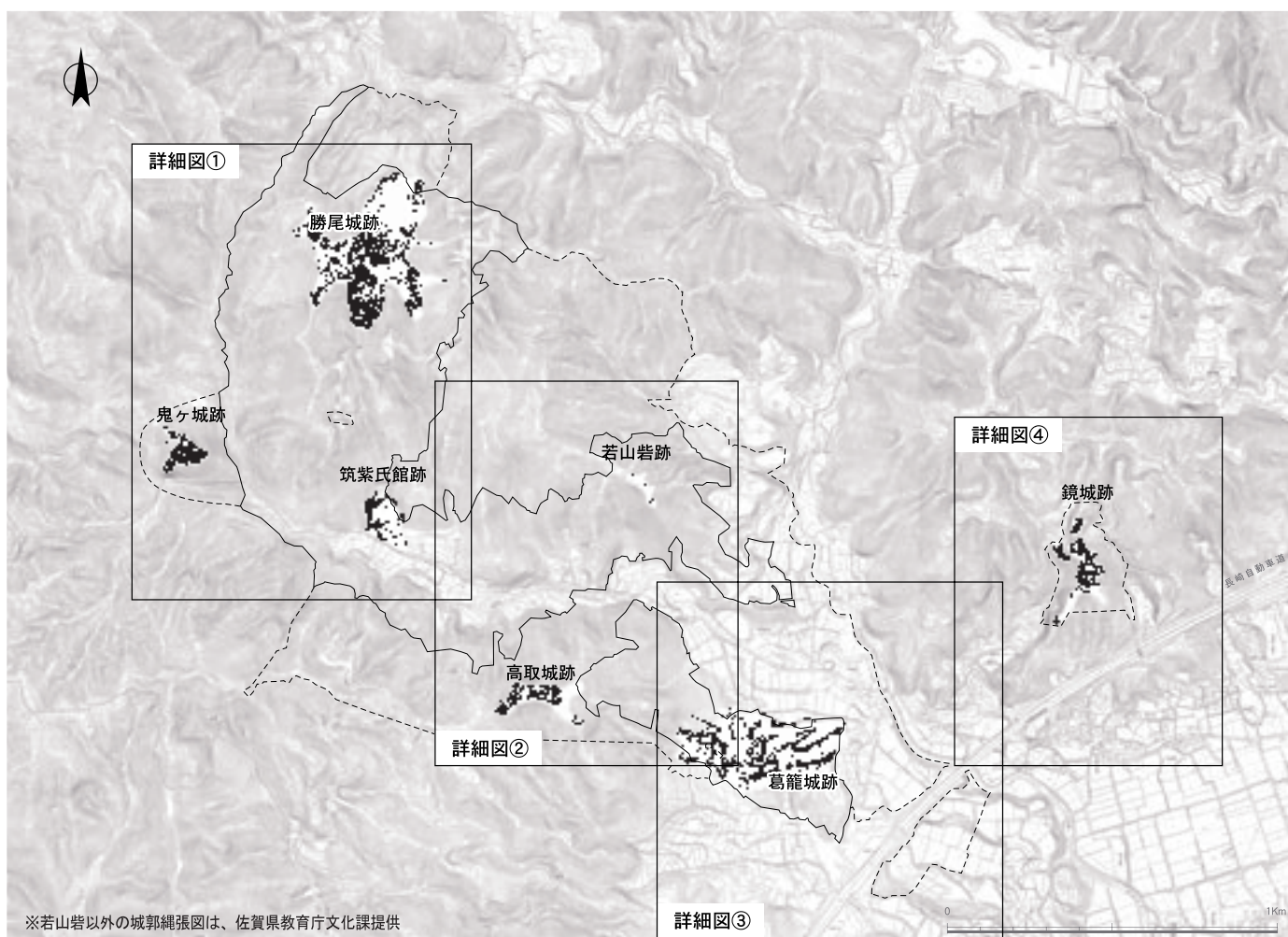
名称	地表面に残っている遺構	地下に埋没している遺構	備考
空堀Ⅰ	堀、土塁	堀	城主の館や重臣の屋敷が存在する、城下の中核空間を防御する堀と土塁。
空堀Ⅱ	堀、土塁	堀	高取城跡の北東の出曲輪から北に延びる第2空間を画する堀と土塁。
空堀Ⅲ	堀、土塁	堀	葛籠城跡に現存する2条の堀と土塁で、厳重な防備ラインを形成。
空堀Ⅳ	堀、土塁	堀、石垣	城下を防御する最前線の惣構えで、遺跡の中で最も規模が大きい堀と土塁。

ト. 城下空間を結ぶ主要な経路

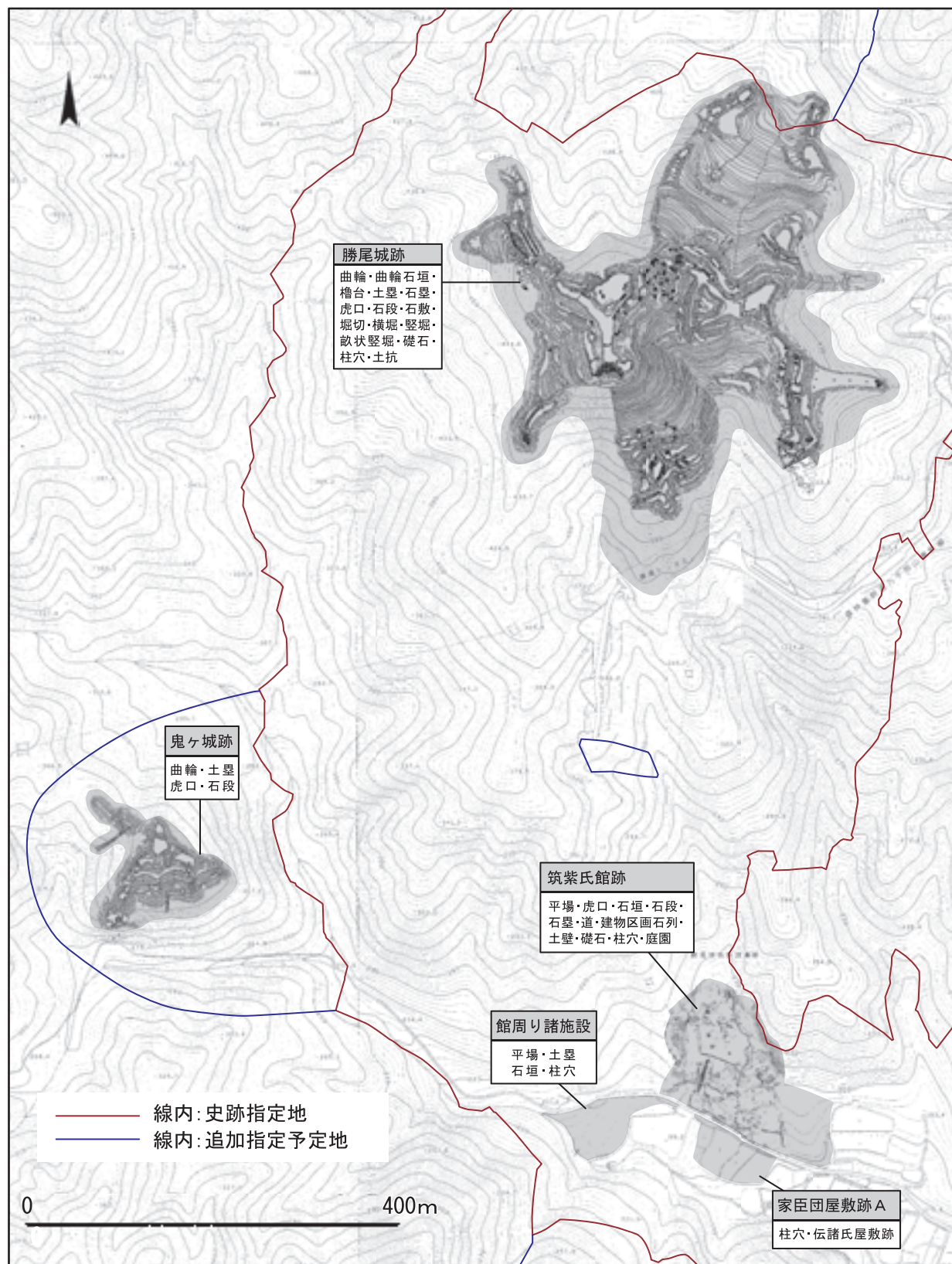
新町町屋跡を貫く、直線約200mの農道で、地元で勝尾城登城道と伝えられる。

名称	地表面に残っている遺構	地下に埋没している遺構	備考
伝勝尾城登城道	—	道跡	現農道

史跡の本質的価値を構成する諸要素の割付図

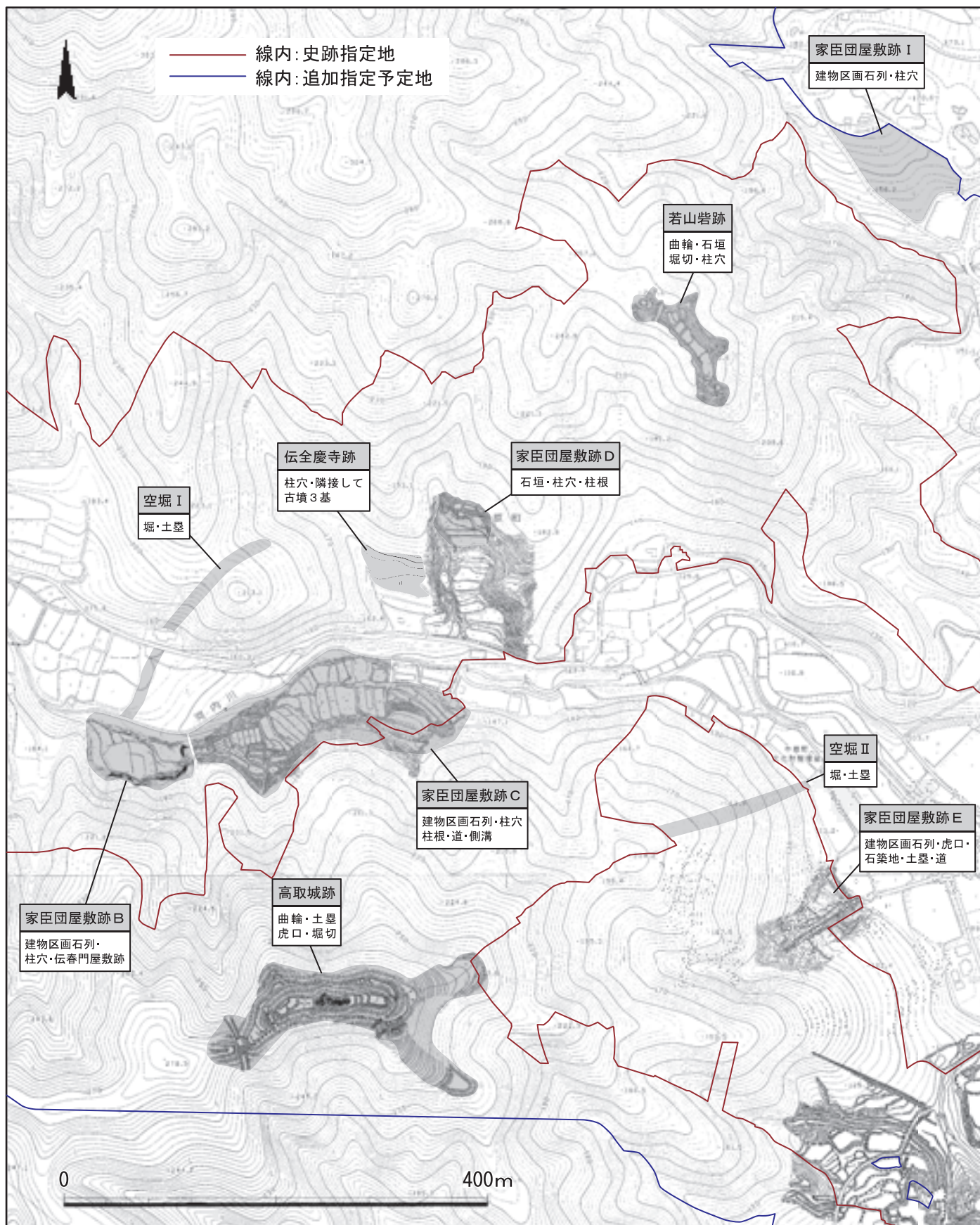


史跡の本質的価値を構成する諸要素の詳細図①



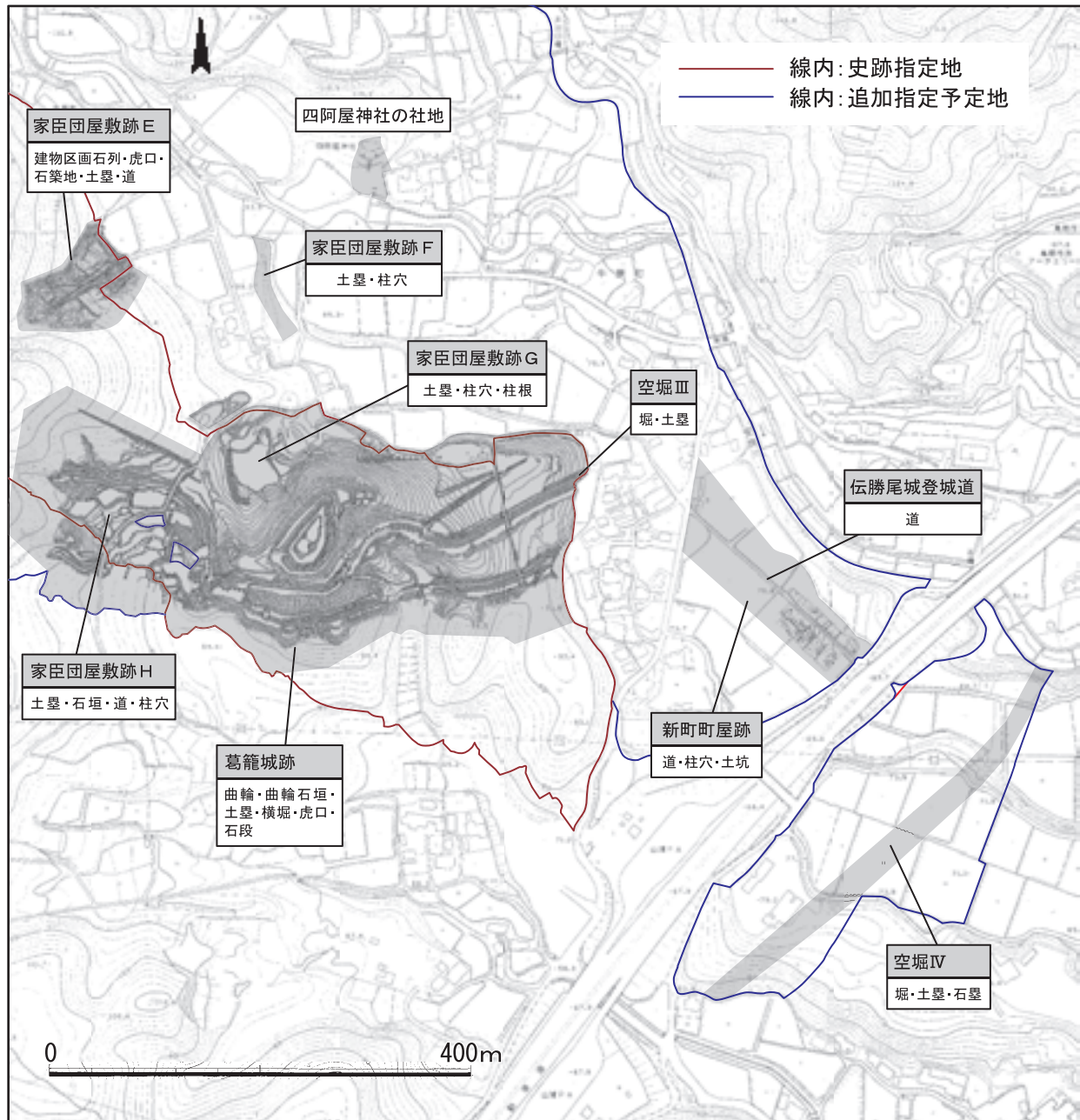
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

史跡の本質的価値を構成する諸要素の詳細図②



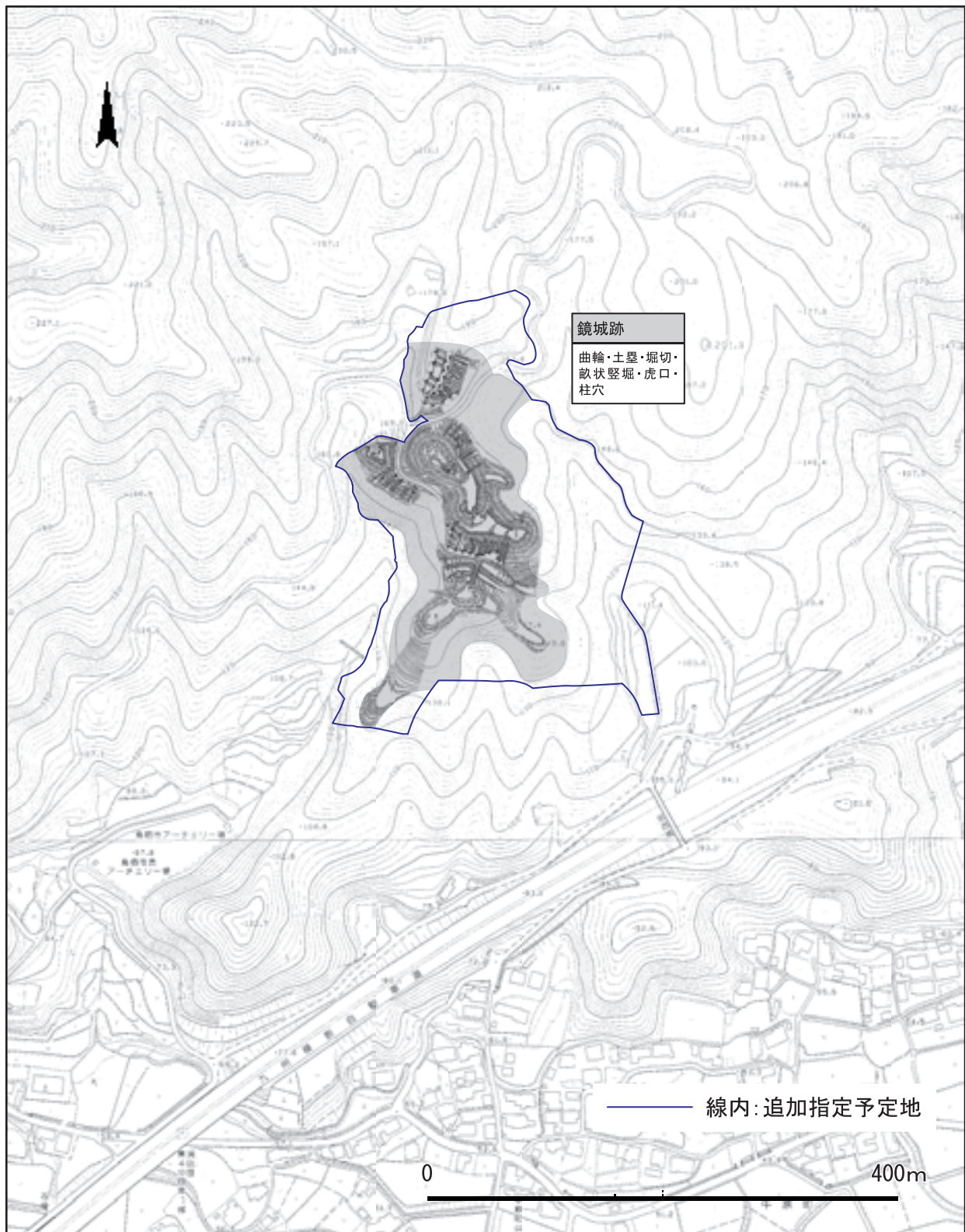
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

史跡の本質的価値を構成する諸要素の詳細図③



※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

史跡の本質的価値を構成する諸要素の詳細図④



※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

チ. 四阿屋神社の社地

四阿屋神社は、延喜21年（921）の『類聚符宣抄』に登場する古社で、現在まで地域の崇拝を集めてきた神社である。天正期には勝尾城主筑紫氏と密接な関係を有した神社であり、広門は城内鎮護のため四阿屋神社から分霊し勝尾社を祀っている。また筑紫氏の起請文にも登場する神社である。筑紫氏の家臣の空間とは異なるが、清流と古木が一体となり、その静かなたたずまいは史跡空間とマッチした良好な環境を形成している。

四阿屋神社の社地－（社殿・鳥居・石段・石垣・社叢・神社前の河内川）

（２）史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

勝尾城筑紫氏遺跡の史跡面積は約138haである。追加指定予定地を含めれば約277haに及ぶ大規模な遺跡であり、この遺跡空間内には集落（民家）をはじめ道路や工作物など様々な生活関連施設が存在する。また、史跡を取り巻く川や山など良好な自然環境も残っている。このように地元の生活空間と一体として存在するのが勝尾城筑紫氏遺跡である。

これら自然や人工物も合わせた在り方についても、史跡の本質的価値以外の諸要素として保存管理計画のなかに適切に位置づけ、史跡のより良い保存を行っていく必要がある。なお、これら諸要素は、①史跡等の保存管理上有効な要素と②史跡の保存管理上調整が必要な要素によって構成されており、それぞれ区分して扱う。

①史跡の保存管理上有効な要素

史跡の保存管理上有効な要素とは、今後史跡の保存管理を進める上で史跡の本質的価値を支え、史跡のより良い環境形成に寄与するものを指す。したがって直接勝尾城や筑紫氏に関係しないものでも、広い意味でこの地区の歴史や風土に係わるものは、将来の史跡の保存管理や活用上必要と考えここに含める。

イ. 城下空間を結ぶ道と想定される経路

江戸時代後期の絵図、明治22年の地籍図、地元の伝承等から戦国時代の道と考えられる山道や里道がある。家臣団屋敷跡A地点の道、F地点の道、勝尾城搦め手方面の伝城道などである。

家臣団屋敷跡A地点の道－(幅約2mの農道、肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図に対応)

家臣団屋敷跡F地点の道－(家臣屋敷を貫く長さ約100m、幅約2mの農道)

伝城道－(勝尾城背面の貝方集落からの登城道、勝尾主郭東の虎口へ通じる)

ロ. 石造物並びに伝承地等

後世につくられたものであるが、勝尾城筑紫氏遺跡の歴史に関わる石造物や地元生活のなかから生み出された信仰対象の石造物、江戸期に陶磁器を焼いた窯跡などがある。また、勝尾城の歴史に由来する地元の伝承や地名が残っている。

- ・川上左京亮墓地－(天正十四年、島津合戦において討ち死にした薩摩方の武将川上左京亮の首塚と伝えられ、昭和4年に墓碑建立)
- ・敵味方供養碑－(島津合戦で戦死した人々を島津氏が碑を建て供養した場所と伝えられ、昭和14年に新たに碑を建立)
- ・川上左京亮供養碑－(河内川沿いの大石上に後世地元で祀られた石碑)
- ・筑紫春門供養碑－(川上左京亮供養碑に隣接し、河内川ほとりに後世地元で祀られた石碑)
- ・槍突き岩－(川上左京亮供養碑前の自然石、島津合戦時槍で突いた時に岩に穿たれた穴があるという伝承がある)
- ・八十八箇所札所－(石仏、滝、岩場等) ※筑紫氏館跡の八十八箇所札所については除く
- ・牛石－(雨乞い信仰の牛の形をした自然石)
- ・弁財天－(地元牛原河内〔牛原川内〕^{うしわらごうち}で祀られていた弁財天の跡地)
- ・十三仏－(江戸時代に追善供養として建てられた信仰仏)
- ・皿山－(江戸時代対馬藩が陶磁器を生産した窯跡、現在窯の残欠、物原などが残っている)
- ・友清城－(勝尾城から続く北側尾根にあったと伝えられる) ※所在地不明
- ・トモキヨ－(筑紫家の重臣友清左馬太夫の屋敷跡と伝えられる)
- ・カワラ門－(空堀Ⅰの城戸に相当、こうらい門とも伝えられている)
- ・切寄せ－(島津合戦時の激戦の跡と伝えられる)
- ・カネツキー－(館跡対岸の山中腹、人を呼び集めるため鐘をついた場所と伝えられる)
- ・筑紫春門墓地－(春門の墓地と伝える場所、このうち一箇所は八十八箇所の四十九番札所、他は不明)
- ・諸氏屋敷跡－(肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図－福岡市博物館蔵－に記載あり、家臣団屋敷跡A地点に当たる)

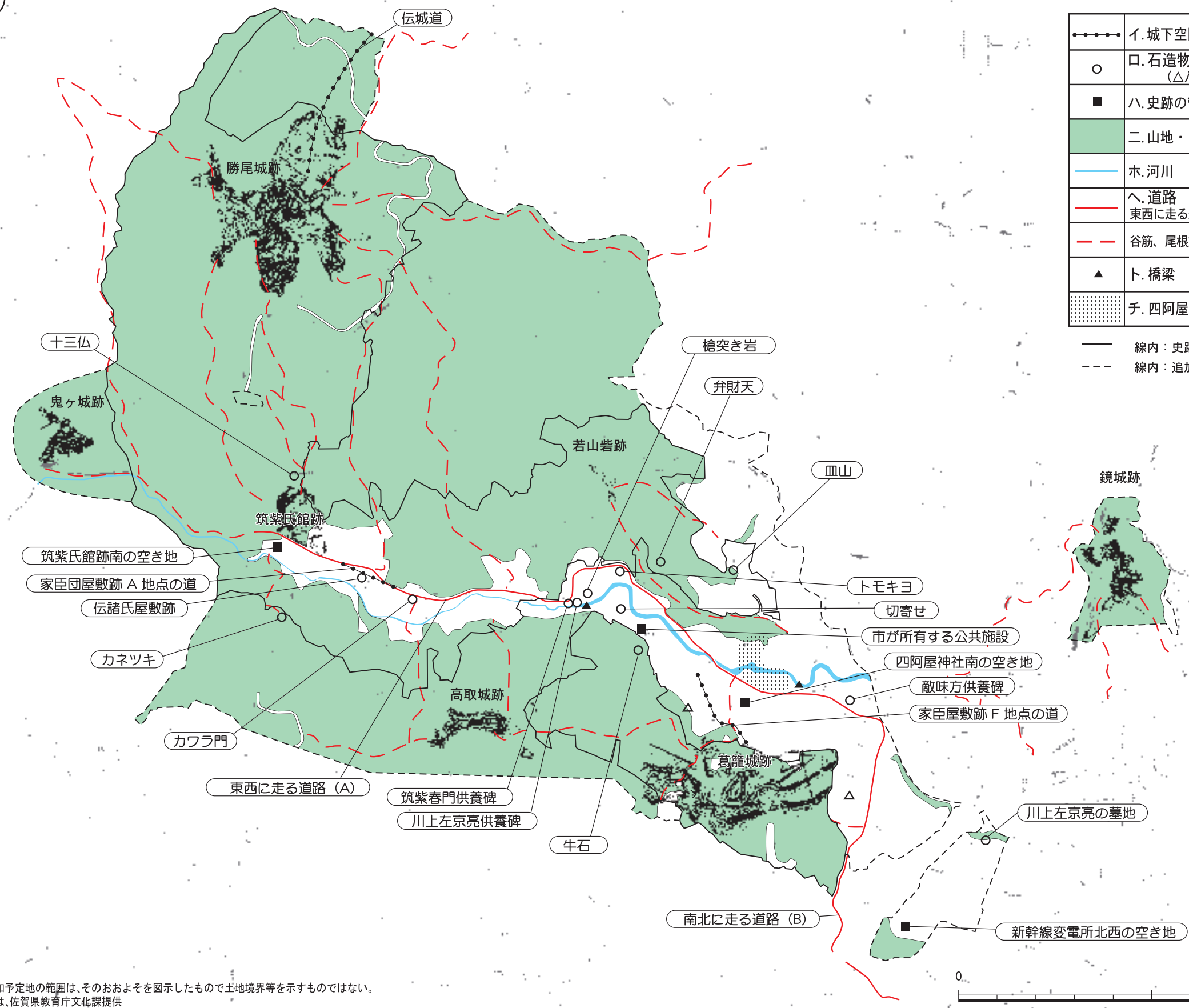


史跡の保存管理上有効な諸要素図

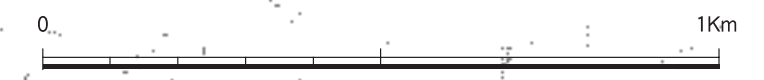
凡 例

	イ. 城下空間を結ぶ想定される経路
	ロ. 石造物並びに伝承地等 (△八十八箇所礼所)
	ハ. 史跡の管理上必要な施設
	二. 山地・山林
	ホ. 河川
	ヘ. 道路 東西に走る道路 (A)、南北に走る道路 (B)
	谷筋、尾根筋の山道
	ト. 橋梁
	チ. 四阿屋神社の社叢

—— 線内：史跡指定地
--- 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供



ハ. 公共施設と公有地

河内川沿いの城下域に市が所有する公共施設がある。将来の勝尾城筑紫氏遺跡の整備、活用の拠点の一つとすることを視野に入れ、現在文化財の整理作業の施設として利用している。

また、市所有の空き地が、四阿屋神社南と筑紫神社(館跡)南、新幹線用変電所建設用地の北西にある。現在は駐車場と新幹線工事事務所として利用されている。

市が所有する施設 — (牛原町文化財整理室)

市が所有する空き地 — (四阿屋神社南と筑紫神社南の空き地、新幹線変電所建設用地の北西の空き地)

ニ. 山地・山林

史跡の南・北は標高130m～500mの山稜である。山の土地利用は雑木林、スギ・ヒノキの植林帯(史跡面積の約86%)で占められており、後世形成された自然景観ではあるが、静かな山懐という良好な史跡環境を形成している。

また山地の形状は、一部碎石が及んだ所以外は「肥前州基肄郡勝尾山筑紫広門公城跡之図」に描かれた山容を現在も保っている。

山地・山林 — (河内川南・北の山地、山林)

ホ. 河川

城下中枢域を東西に河内川が流下。史跡の追加指定予定地の東を安良川が流れている。このうち河内川は、史跡を東西に貫く清流で、その溪谷美は、良好な史跡環境の一翼を担っている。また、この河川には多くの谷が入り込んでおり、変化に富んだ地形を形成している。

河川 — (河内川の清流と溪谷美)

ヘ. 道路

史跡並びに追加指定予定地内の主要生活道として、河内川に沿って東西に走る道路(A)と新町地区を南北に走る道路(B)がある。また、谷筋、尾根筋に沿って、かつて山林の管理や炭焼きなどに使われた山道が多く走っている。

これらの道路は、今後史跡の活用上、来訪者の主要動線、史跡の管理用道路、史跡を巡る散策道として必要である。

東西に走る道路(A)－(史跡の見学ルートの軸となる道路) 市道四阿屋・筑紫神社線
南北に走る道路(B)－(史跡地へ外部からアプローチする道路) 市道山浦・牛原線
谷筋、尾根筋の山道－(かつて山の管理に利用された道、史跡の散策道)

ト. 橋梁

現在、史跡並びに追加指定予定地内には、2箇所在生活用の橋梁が架かっている。いずれも城下中枢部を東西に貫く主要生活道に係るもので、河内川の兩岸を結んでいる。橋梁幅は3 m以下の小規模のものである。

橋梁－(小橋梁2箇所)

チ. 四阿屋神社の社叢

四阿屋神社一带には、四季折々の植物が多く生育している。特に自然林の森が残り、良好な自然景観を形成している。これらの植物は必ずしも戦国時代に存在したものではないが、良好な史跡環境に寄与する植物群である。この良好な自然環境のもとに、地域の伝統的な祭礼としてかつて牛原の獅子舞、養父のはぐま、宿の鉦浮立、蔵上の御田舞で構成される四阿屋神社の神幸祭が行われてきた。現在は牛原の獅子舞が春に奉納されている。

四阿屋神社一帯の植物群－(クスノキ、ケヤキ、サワラ、イチイガシ、ヤマモモ、サクラ、モモ、ツツジ類、シダ類、アジサイ属)

②史跡の保存管理上調整が必要な要素

史跡の保存管理を進める上で、良好な史跡環境を維持するために除去した方が望ましいと考えられるもの、並びに除去すべき対象物ではないが民家や田、畑など現状変更の行為が生じた場合、その取り扱いについて調整が必要と考えられるものを指す。

イ. 城館遺構の保存に影響を与える植物

樹木や竹、雑草が石垣や土塁、堀などの遺構に繁茂している。これら城館遺構の保存に損傷を与える可能性のある植物は除去していく。また、道路や河川沿いに繁茂する同様な植物についても、史跡景観や管理上マイナス要素となっているものについては、除去をしていく必要がある。

城館遺構や道路や河川沿いに繁茂する樹木や竹、雑草

ロ. 工作物

史跡地内には電柱や看板などの工作物が設置されている。これら既設の工作物についても、史跡の保存活用に影響を与えるものについては、将来的には、改修や撤去を考慮する必要がある。

電柱・看板・標識・ガードレール

ハ. 大規模施設

① 高圧送電線鉄塔

史跡地内で特に目に付くものとして、高圧送電線鉄塔がある。史跡の景観上マイナス要素となっている。この高圧送電線鉄塔については、新設する計画はない。なお、勝尾城跡から館跡、高取城跡の南北に運開している山家鳥栖線は将来撤去する計画がある。

② 森林基幹道

森林基幹道九千部山横断線については、現在、勝尾城の七合目付近を、南北に建設中である。開通後は史跡来訪者の道路や管理用道路として利用できるという点では、プラスの面もあるが、史跡景観、修景等に十分配慮したルートと工法の調整が必要である。

③ 九州新幹線筑紫トンネル

勝尾城跡と葛籠城跡、空堀Ⅳの地下に、現在、九州新幹線建設のトンネル工事が行われている。工事自体が地下深くで行われているため、今のところ城館遺構には直接影響を与えていないが、自然環境から考えた場合、予測されないような事態が生じる可能性も考慮する必要がある。

高圧送電線鉄塔・森林基幹道、九州新幹線筑紫トンネル

二. 民家

史跡地及び追加指定予定地内には、牛原町の河内と四阿屋、山浦町の牛石と新町の四つの集落があり、民家が約50戸存在する。特に民家は、葛籠城跡と新町町屋跡に挟まれた山浦新町地区に集中している。

今後、住宅の新築や増改築、建替えが考えられ、文化財保護との調整を要する。

なお、当該地区全域は市街化調整区域であり、原則開発を抑制する地区に当たる。

民家―(住宅の建物・外構)

ホ. 水田、畑地

城下中枢域の河内川沿いに水田、民家周囲に畑地がある。水田の面積が234,406㎡(史跡全体の約8.5%)、畑地の面積が30,800㎡(約1.1%)である。このうち四阿屋、新町地区の水田については、現在圃場整備事業が完了しており、水田地の大規模な改良は計画されていない。現状を維持することが望ましい。

水田・畑地―(現状の維持)

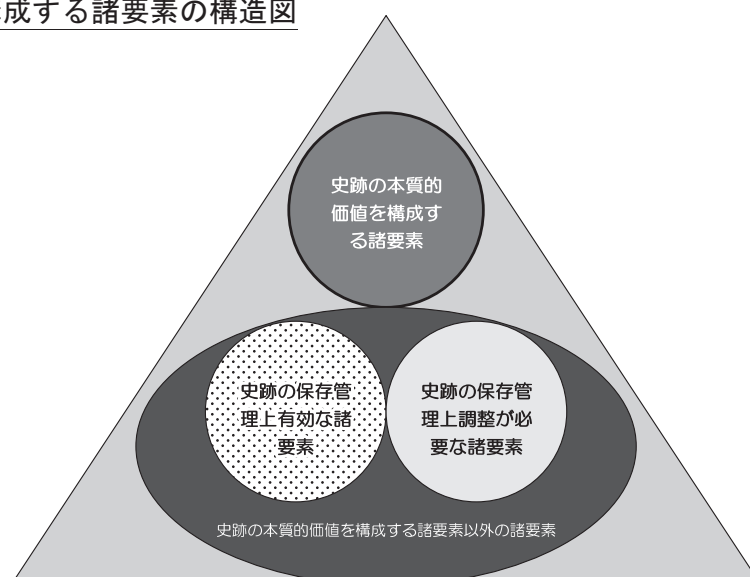
ヘ. 水路

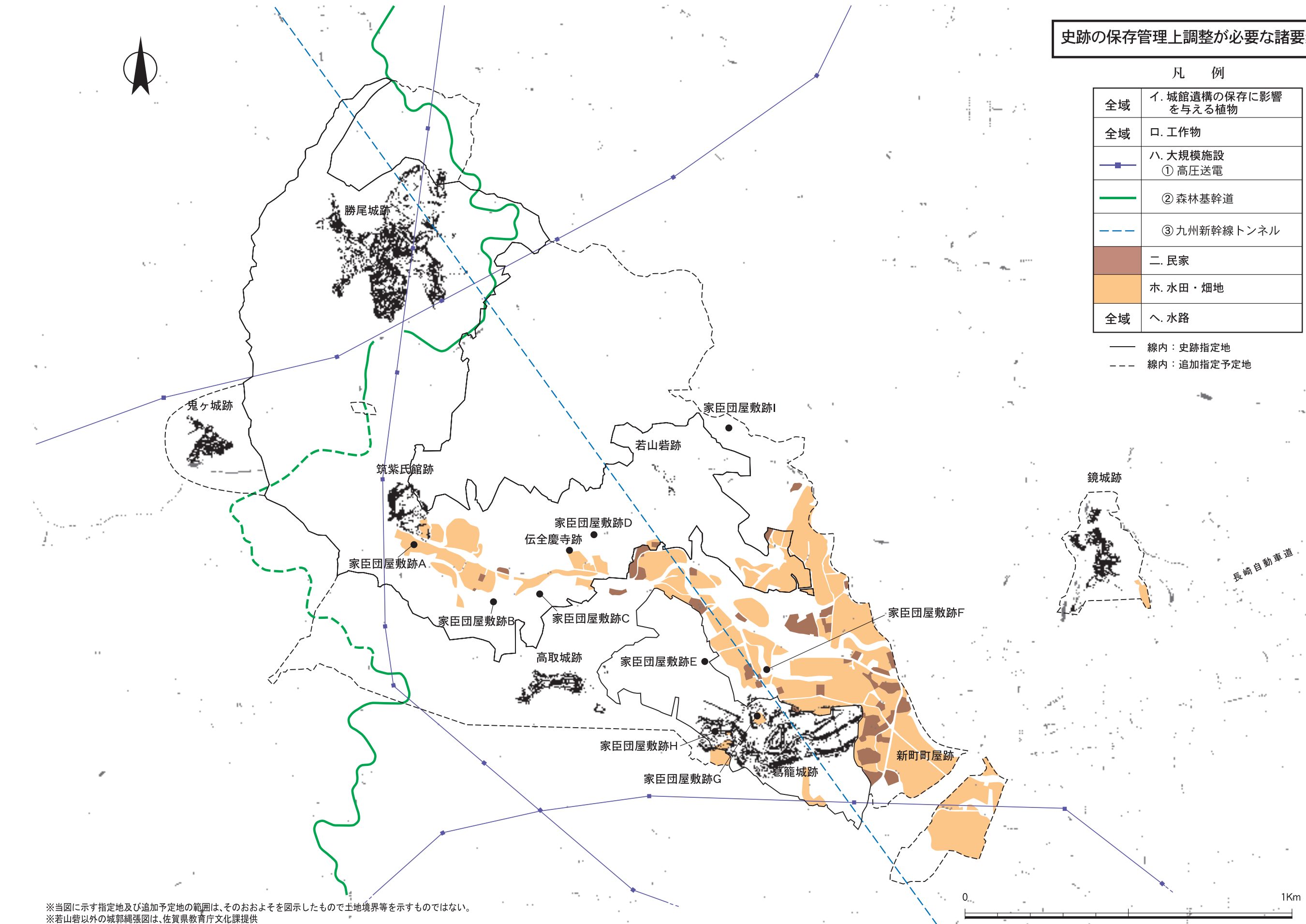
水路は地元の生活や生産活動においては必要不可欠な施設である。現況の水路はその規模や形状より史跡に大きく影響を及ぼすものではない。ただし、筑紫氏館跡の内部を貫く水路については、虎口の石積みや通路等の遺構に徐々に損壊を与えている状況であり、史跡の保存整備の面から、早急に水路の改修や移設が必要である。

水路―(農業、生活用の用排水路)

以上、史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素について整理した。

■史跡を構成する諸要素の構造図





史跡の保存管理上調整が必要な諸要素図

凡 例

全域	イ. 城館遺構の保存に影響を与える植物
全域	ロ. 工作物
—■—	ハ. 大規模施設 ① 高压送電
—	② 森林基幹道
- - -	③ 九州新幹線トンネル
■	二. 民家
■	ホ. 水田・畑地
全域	ヘ. 水路

— 線内：史跡指定地
- - - 線内：追加指定予定地

※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

○表 史跡等を構成する諸要素の区分

区分		諸要素	各要素
史跡の構成する本質的価値を	史跡を構成する戦国期の歴史的価値のある諸要素	イ. 山城跡	勝尾城跡、鬼ヶ城跡、高取城跡、葛籠城跡、鏡城跡、若山砦跡
		ロ. 館跡並びに館周り諸施設	筑紫氏館跡、館周り諸施設
		ハ. 家臣団屋敷跡	各屋敷跡A～Iの9地点
		ニ. 寺社跡	伝全慶寺跡
		ホ. 町屋跡	新町町屋跡
		ヘ. 堀と土塁	空堀Ⅰ～Ⅳの4地点
		ト. 城下空間を結ぶ主要な経路	伝勝尾城登城道
		チ. 四阿屋神社の社地	神社の境内地
史跡の本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素	①史跡の保存管理上有効な諸要素	イ. 城下空間を結ぶ想定される経路	家臣団屋敷跡A地点・F地点の道、伝城道
		ロ. 石造物並びに伝承地等	川上左京亮の供養碑、トモキヨ・切寄せ等の伝承地
		ハ. 史跡の管理上必要な施設	市が所有する施設・空き地
		ニ. 山地・山林	史跡地の大半を占める山地・山林
		ホ. 河川	河内川の清流と溪流美
		ヘ. 道路	東西に走る道路(A) 市道四阿屋・筑紫神社線 南北に走る道路(B) 市道山浦・牛原線 谷・尾根筋の登山道
		ト. 橋梁	河内川に架かる2つの橋
		チ. 四阿屋神社の社叢	クスノキやケヤキ等の自然林が残り、史跡景観に寄与する植物群
	②史跡の保存管理上調整が必要な諸要素	イ. 城館遺構の保存に影響を与える植物	石垣や土塁等の城館遺構に繁茂する樹木や雑草類
		ロ. 工作物	電柱、看板、ガードレール等の工作物
		ハ. 大規模施設	①高圧送電線鉄塔(九州電力の送電事業、指定地内に3路線が運開) ②森林基幹道(史跡地を南北に縦断する建設中の林道) ③九州新幹線トンネル(史跡地の勝尾城と葛籠城の地下を通るトンネル)
		ニ. 民家	民家ならびに車庫、倉庫等の付随施設
		ホ. 水田・畑地	地元住民が営農する水田及び畑
		ヘ. 水路	農業や生活のための用排水路

■ 史跡の本質的価値を
構成する諸要素
(1)



勝尾城跡遠景



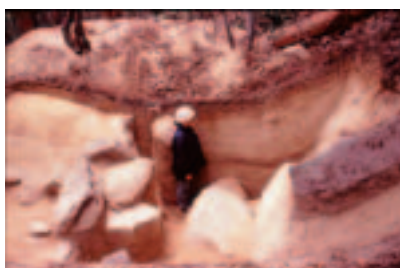
勝尾城跡の石垣



勝尾城跡の調査状況（主郭部礎石）



勝尾城跡の調査状況（石敷き遺構）



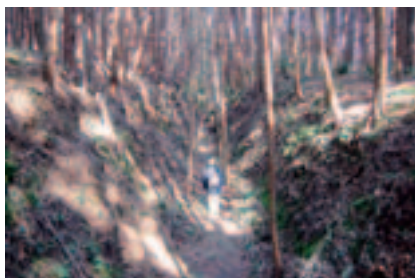
勝尾城跡の横堀（調査状況）



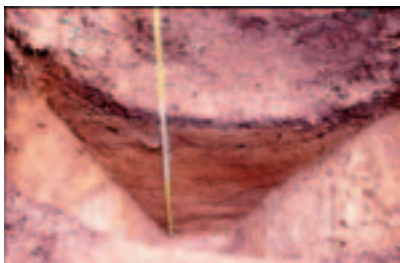
勝尾城跡の大手曲輪（調査状況）



葛籠城跡遠景



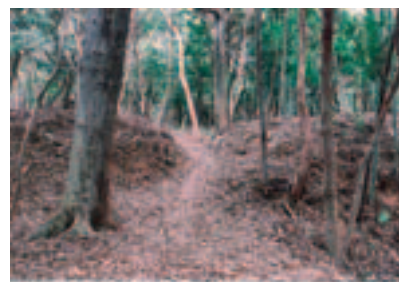
葛籠城跡の空堀（現況）



葛籠城跡の空堀（調査状況）



葛籠城跡の石垣



葛籠城跡の虎口



葛籠城跡の調査状況



鬼ヶ城跡の遠景

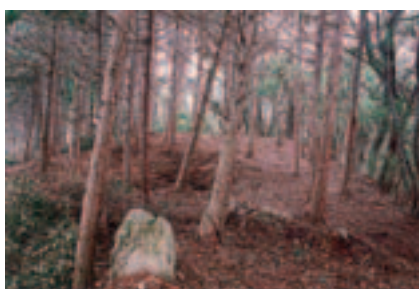


鬼ヶ城跡の調査状況（柱穴）

■ 史跡の本質的価値を
構成する諸要素
(2)



高取城跡の遠景



高取城跡の主郭西曲輪



若山砦跡の遠景



若山砦跡の調査状況（堀切）



鏡城跡の遠景



鏡城跡の調査状況（柱穴）



館跡の虎口



館跡の調査状況（建物区画の石列）



館跡の石垣



館跡の調査状況（焼けた壁土・柱穴）



家臣団屋敷跡Cの調査状況（石列）



家臣団屋敷跡Cの調査状況（柱穴）



四阿屋神社の社地

■史跡の本質的価値を構成する
諸要素以外の諸要素

①史跡の保存管理上有効な要素



川上左京亮墓地



市が所有する施設（文化財整理室）



河川（河内川）



谷筋・尾根筋の山道



家臣団屋敷跡A地点の道



筑紫春門供養碑



市が所有する施設（筑紫神社南の空き地）



東西に走る道路A（市道）



橋梁



伝城道



石造物（十三仏）



市が所有する施設（四阿屋神社南の空き地）



南北に走る道路B（市道）



四阿屋神社の社叢

■史跡の本質的価値を構成する
諸要素以外の諸要素

②史跡の保存管理上調整が
必要な要素



城館遺構に影響を与える植物
(石垣に生い茂る樹木)



高圧送電線鉄塔



民家



工作物 (電柱・ガードレール)



森林基幹道 (建設中)



水田



工作物 (看板)



九州新幹線トンネル (建設中)



筑紫氏館跡内の水路

3. 史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素の整理

史跡の適切な管理を行うに当たって、周辺地域の環境についても整理しておく必要がある。史跡の保存を進める上で必要な要素、あるいは不適切な要素があると考えられ、今後より望ましい史跡の保存管理を進める上で、史跡との関連を踏まえその取扱いについて方向を定めておく必要がある。以下、特に史跡の保存管理に密接に関連するものについて、項目ごとに整理しておく。

(1) 自然

史跡を取り巻くバックグラウンドとして山や川などの自然がある。この自然環境を開発から守り保全していくことが、良好な史跡環境の維持に繋がるものと考ええる。

イ. 山と河川

鳥栖市を東西に貫く長崎自動車道の北側が山地であり、福岡県那珂川町と境を接する九千部山（標高847.5m）を主峰に標高100m～800mの尾根が南下している。この山稜に東から大木川、安良川、沼川の小河川が入込んでいる。この山塊のほぼ中心に城山（勝尾城跡）がある。

植生は、標高500m付近まで、スギ・ヒノキの植林帯が入り組んでいる。自然林は標高の高い方からブナ、アカマツ、アカカシ、シイ、カシ林であり、特に九千部山ー石谷山（標高754m）の尾根筋は自然林が良く残り九州自然歩道として利用されている。まず、これら自然を維持（植林帯については山林の管理）し保護していくことが必要である。

勝尾城筑紫氏遺跡との関係では、城山ー九千部山・石谷山との山歩きルートの整備活用等の広域的な自然を活かした施策を今後検討していく必要がある。また、碎石場、ゴミの最終処分場等自然の景観を壊す要素については、今後この長崎自動車道以北の山地にはつくらないよう抑制していくことが望まれる。

(2) 文化財

縄文時代～近代までの遺跡や歴史遺産、民俗芸能などの多くの文化財がある。これらは鳥栖地方の人々の営みの結晶であり、それぞれの特徴を活かし勝尾城筑紫氏遺跡と結び付けることにより、さらに遺跡や市のイメージアップにもなるものと考えられる。以下、その主要なものについて概観する。

イ. 弥生時代の遺跡と古墳

鳥栖地域には数多くの弥生時代の遺跡がある。遺跡の集中度やその在り方から、この弥生時代から鳥栖地域が固有の地域形成をたどってきたことが明らかになっ

ている。しかし、その多くは開発のため消滅したり市街地の下に埋もれている状況である。このようななかで、柚比町の安永田遺跡は弥生時代に青銅器を鋳造した集落跡として国の史跡に指定されている。

また、この遺跡の近くには、県史跡の庚申堂塚前方後円墳や剣塚前方後円墳、岡寺前方後円墳などの大型古墳や、装飾古墳として著名な国史跡の田代太田古墳（6世紀後半）などがある。さらに県史跡の赤坂前方後方墳などもあり、鳥栖市を代表する古墳群を形成している。

現在、国史跡の田代太田古墳（6世紀後半）、並びにヒャーガンサン古墳（6世紀後半）の二基については石室内部を見学することができ、田代太田古墳が年に1回、ヒャーガンサン古墳が随時一般公開を行っている。これらの遺跡や古墳についても、今後その整備について検討を進めるとともに、広域的な歴史散策ルートとして勝尾城筑紫氏遺跡と連携していく必要がある。

さらに、勝尾城筑紫氏遺跡の東側一帯の山には、牛原古墳群や横井古墳群、群石古墳群等の群集墳が分布する。これら群集墳の現況は、墳丘と一部石室が露出している状態で何ら整備されていないが、これらについても散策コースとして設定できるかを含め、その保存と活用について今後検討を行うことが必要と考えられる。

ロ. 美術工芸品や石造物

市内には中世に遡る美術工芸品や石造物が残っている。美術工芸品では、平安後期の作といわれる幸津町の幸津天満宮の薬師如来坐像（市重文）がある。また河内町の萬歳寺には、室町時代前期の絹本著色見心来復像と絹本墨画淡彩以亨得謙像の絵画があり、いずれも国の重要文化財に指定されている。幸津天満宮は勧請の時期は不明であるが幸津庄に関わる荘園鎮護の目的でつくられた集落の中核となる神社、萬歳寺は鎌倉時代（13世紀）には成立していたと考えられる禅宗の古刹である。

石造物は数は少ないが、層塔、五輪塔、宝篋印塔、板碑、六地藏などがある。層塔は、立石町の立石八幡宮境内に室町時代の五重石塔（市重文）、山浦町の荒谷薬師堂の軒を彫り出した層塔残欠がある。五輪塔、宝篋印塔は少ないが、神辺町字国泰寺に集中しており、なかでも筑紫氏の重臣島珍慶の供養塔（五輪塔）がその代表である。板碑は市内に点在しており、立石町の野副板碑群（市重文）には、南北朝時代（14世紀代）の板碑が5基ありそのうち2基に貞和二年（1346）の記年銘がある。また、同じ時期の板碑として貞和二年銘のものが荒谷薬師堂にもある。六地藏では蔵上町の集落にある六地藏（市重文）と原古賀町の大楠集落にある六地藏（市重文）が代表例であり、蔵上集落のものには天文22年（1533）の銘

が認められる。石材は両者とも砂岩製で造作も似ており、おそらく近い時期に造立されたものと考えられる。

以上、代表的な石造物について紹介した。このうち神辺町国泰寺のものは筑紫氏の重臣島氏、並びに中世寺院国泰寺に関わるものである。また、荒谷薬師堂には僧房と考えられる平地や中世墓などがあり、出土遺物から13世紀には寺院があったことが明らかである。なお蔵上集落の天文22年銘の六地藏は、筑紫惟門が筑紫家当主であった時代のものである。

これら石造物を、勝尾城筑紫氏遺跡とどう結び付け活用していくかも今後の課題である。

ハ. 長崎街道と宿場

江戸時代、長崎～小倉間57里を25ヶ所の宿場を結び長崎街道が走っていた。鳥栖地方は西部が佐賀藩、東部が対馬藩であった関係上、佐賀藩領に轟木宿と番所（轟木町）、対馬藩領に田代宿と代官所（田代大官町他）が置かれていた。街道筋の宿場の建物や往時の雰囲気はあまり残っていないが、現在秋に長崎街道まつりが地元を中心に行われており、歴史遺産の活用の一環としてこれらイベントと勝尾城筑紫氏遺跡とを結び付けることが有効か今後検討していく必要がある。

ニ. 寺社

寺社はかつて各地区（集落）のコミュニティの核として機能した場所でもある。また、現在では都市化のなかで緑豊かな社叢の空間を形成している。寺社には地域の信仰の様子や土地の歴史に関わる石像物が残されており、歴史を振り返ることのできる身近な場所でもある。

寺社のなかには、勝尾城主筑紫氏と有縁の西法寺（蔵上町）、西清寺（田代上町）がある。これら有縁の寺社を、勝尾城筑紫氏遺跡の活用策のなかに位置づけるか検討を要する。また史跡に隣接する山浦町、牛原町、蔵上町所在の寺社については、今後とも農村景観の維持と併せて、史跡景観の広域的な保全という観点からその保護を図っていく必要がある。

ホ. 鳥栖駅舎

鳥栖市の玄関口J R鳥栖駅は、明治36年建設の残存する駅舎としては九州でもっとも古いものの一つである。かなり改修されているが、概観は基本的に往時の姿をとどめている。駅舎そのものの保存とともに、市の玄関口に勝尾城筑紫氏遺跡のP R看板等を設置し来訪者を史跡へ誘導することも考える必要がある。

(3) 交通

古来鳥栖地方は肥前、筑前、筑後へ通じる交通要衝の地である。特に近代以降、鉄道の鹿児島線、長崎線の分岐、九州を縦断する国道3号や長崎方面への国道34号、高速自動車道の分岐、さらには九州新幹線の鹿児島ルート、長崎ルートの建設が進められようとしている。広域交通でのポテンシャルの高い地域であり、かつ勝尾城筑紫氏遺跡の位置が市街地から約4 km と近いことが遺跡の活用上有利な条件となっている。

遺跡は車で移動する場合、「JR鳥栖駅」から約15分、高速道鳥栖ジャンクションから約15分、九州新幹線「新鳥栖駅」（仮称）から約10分という利便性を備えている。これらアクセス道路のうち「JR鳥栖駅」と「鳥栖ジャンクション」からのルートは、鳥栖市古賀町の池ノ内の信号から遺跡のある牛原町へ分岐し遺跡へ到る。この道路は、将来遺跡への来訪者の利便と環境保存という両側面から拡幅等の措置が適切であるか検討をする必要がある。また、「新鳥栖駅」からのルートについては、新たに遺跡への進入道の確保が必要と考えられる。

なお、長崎自動車道の「山浦パーキング」は史跡内の「葛籠城跡」に近接しており、将来パーキングから直接、葛籠城跡へ通じる散策道の設置が可能であるかを検討する必要がある。

(4) 公共施設

史跡周辺の既存公共施設については、史跡と相互にリンクした利活用の機能アップを目指す。

イ. 公園

史跡周辺には、市民のための公園がいくつかある。このうち、「市民の森」（河内町）と「朝日山公園」（村田町）が勝尾城筑紫氏遺跡と比較的近い位置にあり、遺跡の活用という点からハイキングコース等に組み込むことが考えられる。

「市民の森」は、自然を活かした公園として整備されており、隣接して河内ダムやキャンプ場、温泉施設の「とりごえ荘」、宿泊施設の「やまびこ山荘」がある。

「朝日山公園」は、筑紫氏の支城の朝日山城跡を含む公園で、山頂からは勝尾城跡をはじめ市街地を一望することができる。これらの公園を今後どのように活用していくかを検討する必要がある。

ロ. 地区公民館

鳥栖市には、昭和29年の市町村合併後の町村を単位とする7つの地区公民館（鳥栖・鳥栖北・麓・旭・田代・基里・若葉）がある。これらは現在各地区のコ

コミュニティセンターという機能のもとに、市民を対象とした各種講座が行われている。各公民館で地域に根ざした歴史学習の取り組みが行われることが望まれ、特に地元の「麓公民館」では、勝尾城筑紫氏遺跡に関わる講座を開講し、地域の人々が遺跡やその歴史について学ぶことによって、遺跡の保存や活用を担う人材を育むことが肝要である。

ハ. 図書館

鳥栖市布津原町に「鳥栖市立図書館」がある。非常に利用率が高い図書館であるが、郷土コーナーは充実していない。今後、郷土について学習する上でセンター的な機能を有する内容まで充実する必要がある。そのことによって、市民が勝尾城筑紫氏遺跡を知り、理解を深めることができるようになるものと考えられる。

二. 学校

鳥栖市内には現在、小学校が8校、中学校が5校、高等学校が3校ある。それぞれの教育課程で郷土学習を行うことによって、地域を理解し、将来の鳥栖を担う人材を育成することが望まれる。勝尾城筑紫氏遺跡に接することができるのは地元の利点であり、小・中学校の遠足や総合学習の素材として遺跡を活用していく方向を目指す必要がある。

(5) 周辺の開発事業

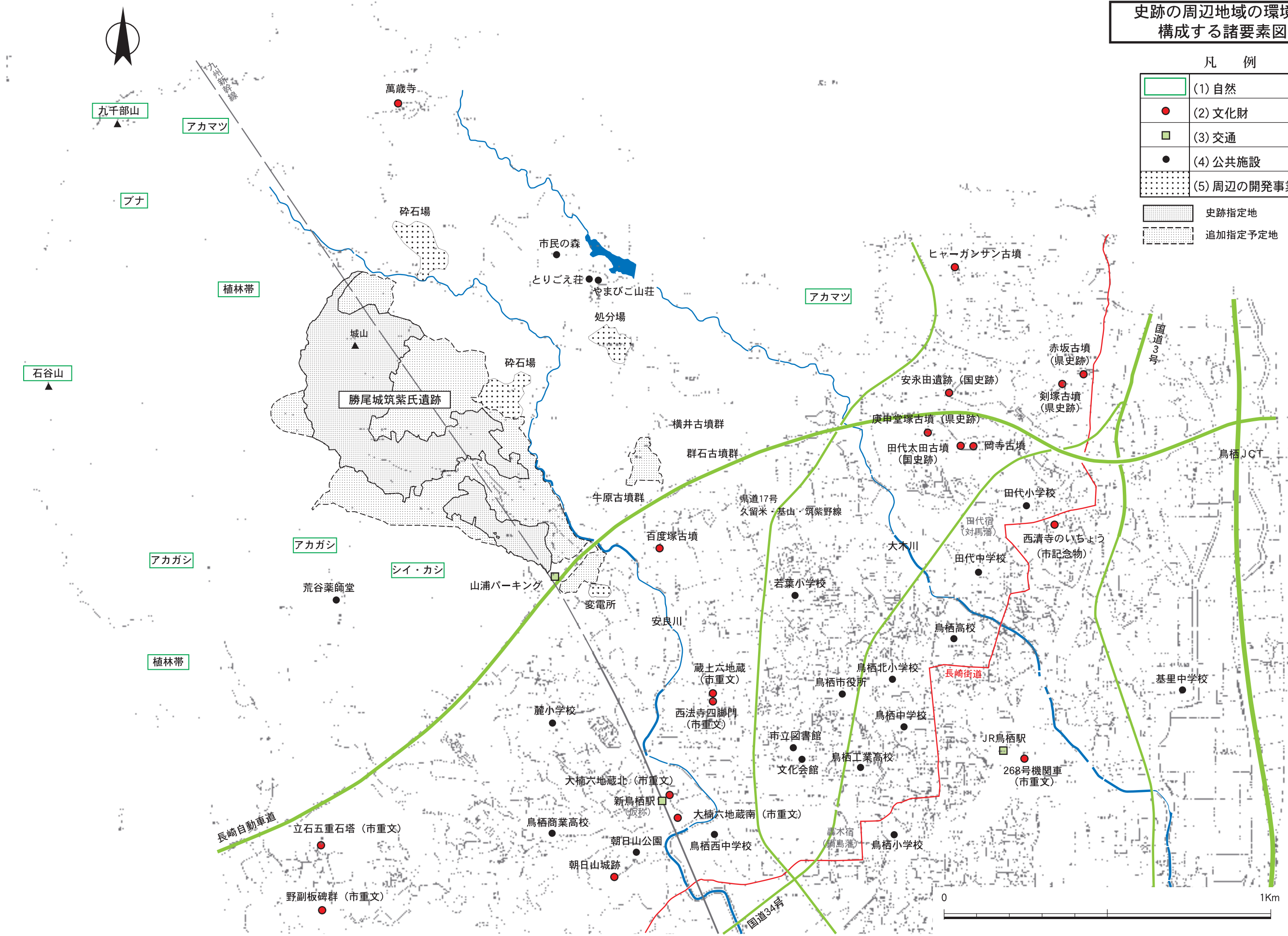
史跡指定地周辺の開発事業として、現在碎石場、九州新幹線に係る変電所（建設中）、産業廃棄物の処理場がある。今後とも、このような大規模開発行為が新たに生じる可能性は否定できず、広域的な史跡景観の保全を図ることが必要である。これらの開発については、極力抑制する方向で調整していく。

史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素図

凡 例

	(1) 自然
	(2) 文化財
	(3) 交通
	(4) 公共施設
	(5) 周辺の開発事業

	史跡指定地
	追加指定予定地



4. 基本方針

史跡の保存は現状を維持しながら、さらに有効な整備活用を目指すものである。本史跡は指定面積が約138haに及び、指定地内には民家を含み、住民の生産活動と日常生活の場として、多様な土地利用が行われている。このため史跡の保存管理に当たっては、住民生活との調整が重要であり、かつ、城館遺構を将来にわたって適切に保存することが望まれる。

保存管理計画に当たっては、史跡並びに土地の諸条件等の特徴を踏まえ、最も望ましい方向を定める必要がある。ここでは下記の基本方針に基づき、史跡の保存管理を行うものとする。

①城館遺構の恒久的な保存を行う。

発掘調査で明らかになった勝尾城跡をはじめ、葛籠城跡、若山砦跡、館跡、家臣団屋敷跡、空堀等の城館遺構がき損することがないように適切に保存し後世に伝えるものとする。さらに史跡の価値を有するこれら城館遺構の保存を基本に、各遺構の特性を踏まえその歴史性を的確に表現する保存並びに整備活用を図っていくものとする。

また、追加指定予定地にある高取城跡、鬼ヶ城跡、鏡城跡、新町屋跡、惣構の空堀等の城館遺構についても、その特性を踏まえ既指定地区と連携させながら、一体的な計画を策定し保存管理を図っていく。

②史跡と自然の一体的な保全を行い、総合的な史跡環境の保存整備を行う。

本史跡はその歴史的価値はもとより、それらを取り巻く豊かな自然が保持され、良好な史跡環境を形成している。この史跡と自然が織りなすたたずまいがこの地域の魅力でもあり、この自然を保全することが史跡を活かす重要な要素になるものと考えられる。

したがって、河川や山林などの自然景観の保護や維持を行いながら、史跡と調和を図っていくことが大切である。そのため、地域住民の協力のもとに市の関係機関と連携を図り、さらにより良い自然景観の修景に努め、史跡環境の総合的な保存整備を行うこととする。

③住民の生産活動と防災面について配慮した史跡の保存を行う。

史跡内には地域住民の家屋や田、畑など生活の場が含まれている。城館遺構の多くはこれら地域住民の田畑、山林などに分布している。保存と管理を定めていく上で、これら史跡を取り巻く土地や生活環境は無視できない要素と考えられる。

この史跡は我が国の戦国期の歴史を考える上で重要な遺跡であり、その歴史特性を生かし城館遺構がき損しないように保存管理を進めるためには、地域住民の協力と支援が不可欠であると考ええる。地域住民の日々の暮らしを尊重しながら史跡が確実に保存されるよう配慮しながら、史跡の保護と住民生活との共存を図っていかねばならない。そのためには地域住民が史跡の保護を担う一員として、次項で示すようなこの史跡に積極的且つ継続的に関わっていく市民参加型の運営組織を構築し、史跡の保存管理に当たっていく必要がある。

また、史跡地はほとんどが山林で占められ急傾斜地という性格上、土砂災害等によって住民の生命や財産に危害の及ぶことが考えられる。したがって、史跡の保存と管理に当たっては、十分に防災についても配慮しながら、史跡の保存管理を進めていく。

④市民参加型の史跡の保存管理を行う。

本史跡のように規模が大きく、住民の生活空間が含まれる史跡では、行政だけではなく地元住民はもとより市民の協力を得て、はじめて子々孫々まで引き継がれる本当の意味の保存管理を行なうことができるものと考ええる。そのためには、市民自らが史跡の保存と管理の一翼を担い、保存事業に積極的に参画できるシステムを構築する必要がある。

その管理システムとしては、行政と市民団体と地域住民で構成される史跡の保存管理を行う運営の母体となる組織を立ち上げ、資金や組織分野を担う行政、企画、運営等を担う市民団体、史跡の清掃等の日常的な維持管理業務を担う地域住民という、三者が連携し役割分担を明確化しながら市民協働で史跡の保存管理を行っていくことが必要である。

また、本史跡の保存管理ひいては将来計画される整備、活用については、鳥栖市のまちづくりの重要な核として位置づけられなければならない。すなわち、史跡を活かした地域環境の整備であり、当該地区の将来像を総合的な地域計画として立案していくものとする。

5. 保存管理の地区区分と方法

(1) 地区区分の設定

史跡を構成する諸要素の在り方、保存管理の基本方針などを考え合わせ、地区区分を行い地区毎の保存管理の方針を設定する。

指定地区内をA地区～D地区に区分し、保存管理を行うものとする。また、追加指定予定地区のE地区～H地区については、史跡指定後、E地区はA地区に、F地区はB地区に、G地区はC地区に、H地区はD地区に編入する。

また、追加指定予定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地については、今後の開発行為に際し、注意を払う必要がある。特に大規模な開発行為に対しては、極力抑制する方向で調整し、遺跡の広域的な保全に努めていく。

地区名	地区の性格
A地区	これまでの調査で、戦国時代の城館遺構が良好な状態で残っていることが確認されている地区であり、勝尾城跡、葛籠城跡、若山砦跡などの山城群、筑紫氏の館跡、家臣団屋敷跡、町屋跡さらに城下域を区切る長大な堀と土塁などが該当する。勝尾城筑紫氏遺跡の中核となる「史跡の本質的価値を構成する諸要素」を成す遺構群である。この地区は山城域と城下域に大きく二分され、それぞれ山城域は山林、城下域は田、畑として主に利用されている。将来、歴史公園等として積極的に整備活用を図る地区として位置づける。
B地区	明確な城館遺構は認められていないが、地形や地割りなどから将来、戦国期の遺構が確認される余地を残している地区である。A地区に隣接する城下並びに勝尾城跡、葛籠城跡などの山城地区が該当する。現在までの調査では「史跡の本質的価値を構成する諸要素」となる城館遺構が認められないところから、A区とは区分する。土地の条件は山城地区が山林である以外は主に田、畑で占められている。将来の発掘調査によって良好な状態で城館遺構が確認された場合は、A地区に編入し保存整備を図る地区として位置づける。
C地区	明確な城館遺構は認められていないが、ほぼ全域が山林で占められている。そのエリアは谷部に展開する城下域を取り囲むように南・北の山稜に広がり、城下を包み込んで保護する山林景観を形成している。遺跡全体の景観保全と史跡の中核部を保護するための緩衝地区として位置づける。
D地区	明確な城館遺構は認められていないエリアで、現在、住宅、田、畑など地域住民の主要な生活の場となっている。城下の入り口を占め、城下町の導入部に当たる地区である。今後城館遺構が確認された場合は、地域住民の理解と協力のもとに文化財の保存を図っていくことが肝要な地区であり、文化財と地域生活との共存を図る地区として位置づける。

(2) 保存管理の方法

地区名	保存管理の方法
A地区	A地区は、史跡の本質的価値を構成する諸要素が集合している地区であり、史跡の中核となる城館遺構を、き損することなく現状保存し、今後、修復や復元整備を積極的に進め、戦国期城館の様子が良く分かるような保存整備を行っていく。 ・ 修理や復元整備を行うにあたっては発掘調査を実施し、その成果に基づいた適切な措置を図る。 ・ 史跡の保存と有効な活用を図るために、積極的に整備を行う地区であり、現状変更については極力抑制していく。
B地区	B地区は、A地区に隣接するも、明瞭な城館遺構が認められていない地区である。土地利用は山林、田が主体であり、現在顕著な開発は認められず、良好な中山間地の景観を保っている。史跡の現状保存を図り、併せてこの景観を維持しながら史跡環境を保全する。積極的な整備は行わないが、今後、城館遺構の存在を考慮しながら、土地所有者の協力の基に発掘調査を実施し、重要な城館遺構が確認された場合には、A地区に編入し保存整備を行っていく。 ・ 空間を結ぶ経路と考えられる道、かわら門などの史跡の保存管理上有効な要素については現状保存し、史跡の散策道として利用していく。 ・ 現状を変更する行為が生じた場合は、事前に発掘調査等を実施し、その結果に基づき取り扱いを決める。
C地区	C地区は、ほぼ全域が山林地であり、現存する明確な城館遺構は認められない。河内川沿いの谷を中心に東西に広がる城下中枢域を、南北から包み込んで保護するように山林景観を形成している。史跡中枢部を保護する緩衝地として、現状を維持しながら森林の景観保全と修景を図っていく。 ・ 荒れている山林については地元住民の協力を得ながら、倒木の除去、樹木の伐採等を行い環境の改善に努めていく。 ・ 荒れている山道については通れるように復旧し、史跡の散策道として利用できるようにしていく。 ・ 牛石、弁財天等の史跡の保存管理上有効な諸要素については、現状保存を前提に史跡の散策ルート上に位置づけ活用を図っていく。 ・ 地区内に入り組む危険溪流については安全に留意し、取扱いについて検討していく。 ・ 現状を変更する行為が生じた場合は、事前に発掘調査等を実施し、その結果に基づき取り扱いを決める。
D地区	D地区は、住宅、田、畑など地元住民の主要な生活の場であるため、地元住民の意向を尊重し、史跡の保護と住民生活の調整を図っていく。現状維持を基本としながらも、専ら住民の日常生活に必要な行為と公共的性格の事業については、相互に協議を行い、城館遺構の保存に影響を与えない方法を取り、史跡の保存と地域社会との共存を図っていく。 ・ 現状を変更する行為が生じた場合は、事前に発掘調査等を実施し、その結果に基づき取り扱いを決める。

〇表 史跡を構成する諸要素ごとの保存管理の方法（１）

区分	構成要素	保存管理の方法
史跡の本質的な価値を構成する諸要素	山城跡 (勝尾城と関連城郭群)	城下町防備のため、本城勝尾城を中心に、集中的に配置された山城群である。大半が山林地であり、よく古城の雰囲気を持している。新たに大規模な土地の改変が入ることは考えにくい、現状を変更する行為については、極力抑制する方向で保存管理を行う。 ・現状の遺構保存を原則に、石垣や土塁などの破損箇所については修復を行う。 ・遺構を壊す恐れのある草木、史跡景観に影響を与える草木については、除去等の措置を行う。 ・城内外を結ぶ主要経路を明らかにし、史跡の散策ルートとして整備を図る。 ・森林施業において土地の改変が生じた場合は、事前協議を行い、遺構に影響を与えない措置を図る。
	館跡並びに館周り諸施設	城主筑紫氏の居館を中心とする諸施設であり、領域支配の拠点となる城下町の中核機関である。現在、この一帯は、宗教施設、山林となっており、特に宗教施設については移転を進め、史跡の中核として復元整備を図っていく。 ・館跡に現存する宗教施設については、将来は移転を進める。 ・館跡については、当面現状保存を前提に、将来は発掘調査を実施し復元整備を行う。 ・館周り諸施設については、現状を維持しながら、主要部について必要に応じ発掘調査を実施し、復元整備を行う。 ・館跡の虎口の石垣や館周り諸施設の石垣、通路等については、旧状に復するための修復を行う。 ・遺構を壊す恐れのある草木、史跡景観に影響を与える草木については、除去等の措置をとる。
	家臣団屋敷跡 (A～I 地点)	現在、家臣団屋敷跡は9地点に認められる。城主筑紫氏の家臣団編成とその在り方を考える上で重要な遺構であり、現状保存を行う。いずれも個人所有の山林や水田である。遺構の残存状態が良好なB・C・D・E・Hの屋敷跡については、必要に応じて発掘調査を実施し、復元整備を行う。その他の屋敷跡については現状保存にとどめる。
	寺社跡	勝尾神社と全慶寺があったと伝えられている。勝尾神社については現在所在不明であり、今後所在地を明らかにしていく必要がある。全慶寺跡は田、山林となっており、現在までの確認調査では明確な寺院遺構は発見されていない。これ以上の土地の改変は抑制し、現状保存を行うことが適切と考えられる。
	町屋跡	新町町屋跡一帯は圃場整備され、現在水田として利用されている。地元の主要な生産の場であり、これ以上の土地の改変は抑制し現状保存に努める。
	堀と土塁	惣構空堀など城下空間を区切る4本の長大な堀と土塁がある。勝尾城筑紫氏遺跡の特徴的な遺構であり、現状保存を行う。最も内側の空堀Ⅰ、最も外側の惣構空堀Ⅳについては、将来発掘調査を実施し、復元整備を行えば、遺跡の特徴を一層際立たせることができる。空堀Ⅱ・Ⅲについては、現状保存を行いながら、空堀Ⅲについては将来葛籠城跡の整備のなかで、その取り扱いについて検討する。
	城下空間を結ぶ主要な経路	現在、明らかな城下空間を結ぶ主要経路として伝勝尾城登城道がある。この道は、新町町屋跡と一体となる通路であり、現状保存を行う。
	四阿屋神社の社地	四阿屋神社は、10世紀以前には存在し、戦国期には筑紫氏との関係が史料で認められる。歴史的な見地から史跡の本質的な価値を構成する要素として位置づける。地元住民が親しんでいる神社であり、その存在こそが地域にとって重要な意味がある。継続的な神社運営を行うことが適切であり、そのため、神社に係る新設や改修等の行為については、認めながら、施工法等について市教育委員会と事前協議し、史跡の保存と景観に支障がないようにしていく。また、城下町の環境整備の要素として活用について検討する。

○表 史跡を構成する諸要素ごとの保存管理の方法（２）

区分		構成要素	保存管理の方法
史跡の本質的な価値を構成する諸要素以外の諸要素	史跡の保存管理上有効な要素	城下空間を結ぶと想定される経路	文献史料や伝承などによって、当時の城下空間を結ぶ経路と考えられる道が残っている。必要に応じて発掘調査を進め、遺構の確定を行う。また、史跡の散策道として整備していく方向で検討する。
		石造物並びに伝承地	現在、城下の景観とマッチした雰囲気を出しており、史跡の価値を高める有効な要素として、現状保存を行い、城下町の環境整備に活かす方向で活用について検討していく。
		公共施設と公有地	継続的な利用を行う。改修や修繕などを行う場合は、施工法などについて、市教育委員会と協議しながら、史跡の保存と活用に有効に資するようにする。牛原町文化財整理室については、史跡のガイダンスや管理施設として利用を検討していく。空き地については、将来の史跡の管理や公開のための駐車場として利用することにする。
		山地・山林	現状を維持しながら、必要に応じ修景を図っていく。地形の変更を行わないように努め、史跡の保存と景観に支障がないようにしていく。
		河川（河内川）	史跡の環境整備の有効な要素とし清流の維持と管理に努める。河川の改修や修繕等の現状変更にあたっては、施工法等について、市教育委員会と事前協議し、史跡の保存と景観に支障がないようにする。また、防災面にも十分配慮した河川管理を行っていく。
		道路	継続的な利用を行う。史跡地内の既設の市道や里道、登山道などは史跡の動線・散策道として活用するよう検討していく。また、道路の改修や修繕などの現状変更については、史跡の保存に影響がないよう調整する。
		橋梁	継続的な利用を行う。改修や修繕などを行う場合は、施工法について、市教育委員会と事前協議し、史跡の保存や景観に支障がないようにする。
		四阿屋神社の社叢	神社一帯には、自然林をはじめ多くの植物が生育している。史跡の価値を高める有効な要素として、現状を維持しながら、城下町の環境整備に活かしていく。
	史跡の保存管理上調整が必要な要素	城館遺構の保存に影響を与える植物	木竹や雑草が石垣や土塁など遺構に繁茂し、保存に影響を与えているものについては、遺構の保護ならびに活用の観点から除去を行い適切な維持管理を行う。
		工作物	新設や改修、除去にあたっては、史跡の保存・景観に支障がないようにする。
		大規模施設	①高圧送電線鉄塔 改修や除却を行う場合は、施工法などについて、市教育委員会と事前協議し、史跡の保存・景観に支障がないようにする。新設は認めないものとする。
			②森林基幹道 継続的な利用を行う。道路の改修や修繕などを行う場合は、施工法などについて、市教育委員会と事前協議し、史跡の保存や景観に支障がないようにする。また、開通後は、史跡の来訪者ならびに管理用道路としての利用を検討していく。
			③九州新幹線トンネル 継続的な利用を行う。改修や修繕、付帯工事などを行う場合は、施工法などについて、市教育委員会と事前協議し、史跡の保存に支障がないようにする。
		民家	新築や増改築などを行う場合は、市教育委員会と事前協議し、史跡の保存・景観に影響を与えないようにする。
		水田・畑地	農地として継続的な利用を行う。ただし、地形が変更するような行為が生じた場合は、市教育委員会と事前協議し、遺構の保存に支障がないようにする。
		水路	新設や改修、除去の必要性が生じた場合は、市教育委員会と事前協議し、遺構の保存に支障がないように施工する。

6. 現状変更の取り扱い

(1) 基本的な考え方

史跡指定地内において現状を変更する行為については、地区ごとの性格ならびに保存管理の方法と史跡保存の原則的な取り扱いとを考え合わせて、今後想定される現状変更の行為に対し、その取り扱いを定めて運用していく。なお、現状変更の取り扱い基準については、次項に示す。

- ①A地区：戦国時代の城館遺構が良好な状態で残っている。
- ②B地区：A地区に隣接するが、明確な城館遺構は確認されていない。
- ③C地区：明確な城館遺構は確認されていない地区で、全域がほぼ山林地である。
- ④D地区：明確な城館遺構が確認されていない地区で、地域住民の主要な生活の場である。

- ①現在、地表で視認される城館遺構については、確実に現状保存を行う。
- ②現在、地表で視認はできないが、これまでの発掘調査で館跡や山城跡、家臣団屋敷跡等、地下に埋没している城館遺構についても現状保存を行う。
- ③現状変更に伴う発掘調査などにおいて、城館遺構が新たに発見された場合には、その遺構をき損しないような措置を図り、現状保存を行う。

(2) 現状変更等の取り扱いについて

- ①指定地内において建築物及び工作物の新增改築、土地の形質変更、木竹の伐採などの現状を変更する行為については、文化庁長官の許可を受けなければならない（法第125条第1項）。ただし、国の機関が行う現状変更については、文化庁長官の同意となる（法第168条第1項及び第2項）。
- ②農地の耕作や日常作物の栽培など通常の農作業や森林施業に係る日常管理については、現状変更の許可を必要としない。ただし、その行為が土地の形質を変更する場合は、文化庁長官の許可を受けなければならない。
- ③地目の変更については、文化庁長官に届け出なければならない。
- ④行政機関や博物館、大学等の研究機関が行う発掘調査及び史跡整備などについても現状変更の行為となるため、文化庁長官の許可を受ける必要がある。ただし、史跡の保存管理や将来の整備活用のために必要な行為であるため、

現状変更の取り扱い基準から除外する。

- ⑤現状変更等にあたっては、その行為を行う者は規模の大小にかかわらず事前に市教育委員会に連絡し協議すること。
- ⑥現状変更を認める場合は、城館遺構を損なわないことが前提であり、そのため、事前に発掘調査等を実施し、その結果に基づき取り扱いを決める。
- ⑦現状変更を認めないことにより、相手側に損害を与えた場合は、その代替措置として公有化を行うことができる。
- ⑧追加指定予定地内（未指定地）の取り扱いについては、文化財保護法第93条・94条の規定に基づき取り扱う。

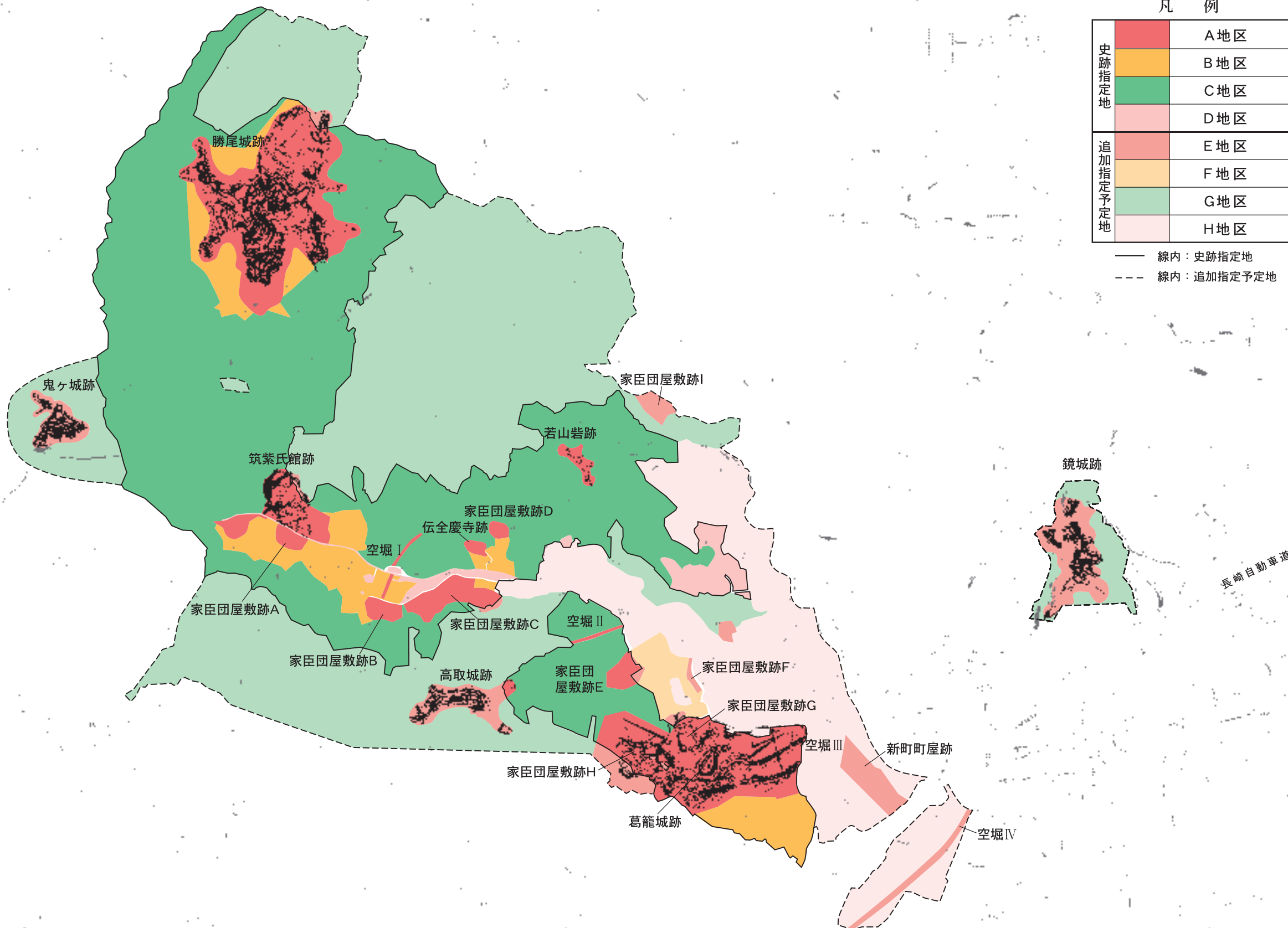


保存管理計画図

凡 例

史跡指定地		A地区
		B地区
		C地区
		D地区
追加指定予定地		E地区
		F地区
		G地区
		H地区

—— 線内：史跡指定地
--- 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供



○表 現状変更の取り扱い基準（１）

地区名	保存管理の基準	現状変更の種類	現状変更の取り扱い
A地区	史跡の核となる重要な城館遺構が良好な状態で残っている地区であり、史跡の保存と整備活用を積極的に図っていく。	①木竹の伐採・植栽	伐採・植栽は原則として規制しない。ただし、植栽については、現状で視認される堀や土塁、石垣等の城館遺構が存在する場所については規制する。なお、その施工法等について、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		②道路の新設及び改修	新設は規制する。既設道の拡幅や森林施業ならびに既存施設の改修、除却に伴う作業道の設置については原形復旧を原則として規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		③河川の改修、水路の新設及び改修	河川の改修ならびに農業や生活に係る用排水路の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等について、事前に協議し、遺構保存に影響を与えないようにする。
		④農地の変更	農地の新設整備は規制する。ただし、既存農地の軽微な変更については原則として規制しない。なお、施工法等については事前に協議し、遺構保存に影響を与えないようにする。
		⑤土地の形質変更	土地の形質変更は原則として規制する。ただし、地元住民の生産活動に係るもので、軽微な変更の場合は規制しない。その施工法等については事前に協議し、遺構保存に影響を与えないようにする。
		⑥住宅の新築及び増改築	住宅の新築は規制する。既設住宅は存在しない地区のため、増改築の行為は該当しない。
		⑦上下水道やガス等の埋設	既設住宅が存在しない地区であり、また、住宅の新築を規制するため、上下水道やガス等の埋設行為が発生することがなく該当しない。
		⑧工作物の新設及び改修	住民の生活に必要とする電柱、看板、塀、標識、ガードレールなどの新設及び改修は原則規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないものとする。
		⑨防災施設の新設及び改修	災害防止及び復旧に係る砂防ダム、落石防止等の施設の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等については、事前に協議し、遺構の保存に影響を与えないようにする。
		⑩上記以外の建築物等の新設及び改修	送電線鉄塔、福祉施設、宿泊施設、資材置場、産業廃棄物処理場、宗教施設等の新設は規制する。既存施設の改修及び除却については、原則として規制しない。ただし、施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。

※現状変更の取り扱いについて、疑義が生じた場合は、市教育委員会と協議・調整を行って進めていく。

○表 現状変更の取り扱い基準（２）

地区名	保存管理の基準	現状変更の種類	現状変更の取り扱い
B地区	良好な城館遺構が残るA地区に隣接する地区であり、今後城館遺構の存在を考慮しつつ現状保存を図っていく。	①木竹の伐採・植栽	伐採、植栽は原則として規制しない。ただし、新たに城館遺構が確認された場合は、A地区に準じた扱いとする。その施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		②道路の新設及び改修	新設は規制する。既設道の拡幅や森林施業ならびに既存施設の改修、除却に伴う作業道の設置については原則として規制しない。ただし、遺構保存を前提に現状の規模を大幅に超えないものとする。
		③河川の改修、水路の新設及び改修	河川の改修ならびに農業や生活に係る用排水路の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等について、事前に協議し、遺構保存に影響を与えないようにする。
		④農地の変更	農地の新設整備は規制する。ただし、既存農地の改修は原則として規制しない。なお、施工法等については事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑤土地の形質変更	土地の形質変更は原則として規制する。ただし、地元住民の生産活動に係るもので、軽微なものに限り規制しない。その施工法等については事前に協議し、遺構保存に影響を与えないようにする。
		⑥住宅の新築及び増改築	住宅の新築及び増改築は原則として規制する。ただし、史跡地内の居住者及びその後継者が住宅の新築及び増改築を行う場合に限り規制しない。なお、その施工法等については事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑦上下水道やガス等の埋設	新設及び改修は規制しない。ただし、遺構保存に影響を与えない工法をとる。
		⑧工作物の新設及び改修	住民の生活に必要とする電柱、看板、塀、標識、ガードレールなどの新設及び改修は規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないものとする。
		⑨防災施設の新設及び改修	災害防止及び復旧に係る砂防ダム、落石防止等の施設の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等について、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑩上記以外の建築物等の新設及び改修	送電線鉄塔、福祉施設、宿泊施設、産業廃棄物処理場、資材置場等の新設は規制する。既存施設の改修及び除却や地元住民の生活と生産活動に必要な建築物等の新設で軽微なものについては、原則として規制しない。ただし、その施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。

※現状変更の取り扱いについて、疑義が生じた場合は、市教育委員会と協議・調整を行って進めていく。

○表 現状変更の取り扱い基準（３）

地区名	保存管理の基準	現状変更の種類	現状変更の取り扱い
C地区	遺跡全体の景観保全と史跡中枢の城下域を保護する緩衝地として現状保存と修景を図っていく。	①木竹の伐採・植栽	伐採、植栽は原則として規制しない。ただし、その施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		②道路の新設及び改修	新設は規制する。既設道の拡幅や森林施業ならびに既存施設の改修、除却に伴う作業道の設置については原則として規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		③河川の改修、水路の新設及び改修	河川の改修ならびに農業や生活に係る用排水路の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等については、事前に協議し、遺構保存に影響を与えないようにする。
		④農地の変更	農地の新設整備は規制する。ただし、既存農地の改修は原則として規制しない。なお、施工法等については事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑤土地の形質変更	土地の形質変更は原則として規制する。ただし、地元住民の生産活動に係るもので、小規模かつ遺構保存に影響を与えない場合は規制しない。その取り扱いについては事前に協議する。
		⑥住宅の新築及び増改築	住宅の新築は規制する。また、既設住宅は存在しない地区のため、増改築の行為は該当しない。
		⑦上下水道やガス等の埋設	新設及び改修は規制しない。ただし、遺構保存に影響を与えない工法をとる。
		⑧工作物の新設及び改修	住民の生活に必要とする電柱、看板、塀、標識、ガードレール等の新設及び改修は規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑨防災施設の新設及び改修	災害防止及び復旧に係る砂防ダム、落石防止等の施設の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑩上記以外の建築物等の新設及び改修	送電線鉄塔、福祉施設、宿泊施設、産業廃棄物処理場、資材置場等の新設は規制する。既存施設の改修及び除却や地元住民の生活と生産活動に必要な建築物等の新設で軽微なものについては、原則として規制しない。ただし、その施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。

※現状変更の取り扱いについて、疑義が生じた場合は、市教育委員会と協議・調整を行って進めていく。

○表 現状変更の取り扱い基準（４）

地区名	保存管理の基準	現状変更の種類	現状変更の取り扱い
D地区	住民の生活と生産活動が営まれている地区のため、史跡の保存と地域社会との共存を図る。	①木竹の伐採・植栽	伐採、植栽は原則として規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		②道路の新設及び改修	新設及び既設道の改修は規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		③河川の改修、水路の新設及び改修	河川の改修ならびに農業や生活に係る用排水路の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等について、事前に協議し、遺構保存に影響を与えないようにする。
		④農地の変更	農地の新設及び既存農地の改修は、原則として規制しない。ただし、その施工法等について事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑤土地の形質変更	住民の生活と生産活動に必要な行為で小規模な土地の形質変更は、原則として規制しない。ただし、現状変更の協議に基づき、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑥住宅の新築及び増改築	住民が専ら居住するための住宅の新築及び増改築、建替えは原則として規制しない。ただし、住宅の規模が既存の建坪面積を著しく超えないものとする。なお、遺構保存ならびに景観に影響を与えない配慮を行う。
		⑦上下水道やガス等の埋設	新設及び改修は規制しない。ただし、遺構保存に影響を与えない工法をとる。
		⑧工作物の新設及び改修	住民の生活に必要とする電柱、看板、塀、標識、ガードレールなどの新設及び改修は規制しない。ただし、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑨防災施設の新設及び改修	災害防止及び復旧に伴う砂防ダム、落石防止等の施設の新設及び改修は原則として規制しない。ただし、その施工法等について、事前に協議し、遺構の保存ならびに景観に影響を与えないようにする。
		⑩上記以外の建築物等の新設及び改修	送電鉄塔、工場、倉庫、宿泊施設、福祉施設、資材置場等の大規模な建築物等の新設は規制する。住民の生活と生産活動に必要な施設の新設ならびに既存施設の改修及び除却については原則として規制しない。ただし、その施工法等については、事前に協議し、遺構保存ならびに景観に影響を与えないようにする。

※現状変更の取り扱いについて、疑義が生じた場合は、市教育委員会と協議・調整を行って進めていく。

第7章 史跡の整備活用

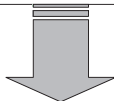
1. 基本的な考え方

勝尾城筑紫氏遺跡の整備に当たっては、遺構の残存状態や遺跡を取り巻く土地と人々の生活環境、さらには自然環境など総合的な視点から整備方法を検討し、史跡の持つ価値を最大限に引き出し、もっとも効果的活用ができるような方法を採用しなければならない。また、整備に際しては、史跡の歴史的価値を、き損しないように努めることはもとより、地域住民や来訪者の安全を優先する視点も必要である。

さらに、勝尾城筑紫氏遺跡に対する理解が深められ、地域の誇りとして学校教育や生涯学習に活用されるとともに、鳥栖市の歴史文化の拠点としてまちづくりや地域活性化の大きな核となるような整備を図っていくことが重要である。なお、整備を実施するにあたっては、市の総合計画と財政計画との整合を図りながら、以下の基本的な考え方に基づき整備を進めていく。

- 遺跡の特性を活かした情報発信の機能と研究拠点としての性格の整備を目指す。
- 遺跡と自然環境の保全を図り、地域の人々に親しまれ活用される史跡整備を行う。
- 市民や来訪者が「遺跡と対話し、学び、遊ぶ」歴史体験型の史跡整備を目指す。
- 市民が多様な立場から史跡の整備活用に参画し、自らが地域文化の担い手として文化を創造する空間としての整備を進める。
- 鳥栖市の「まちづくり」の核として地域活性化にも資するような、史跡の整備活用を目指す。

勝尾城筑紫氏遺跡に来て・見て・体験することで、
楽しみ・遊び・想像できる整備



中世のさまざまな情報発信基地としての整備

鳥栖市の生涯学習の拠点となるような整備

2. 整備活用の進め方

整備活用の基本的考え方に基づき、史跡の特性を踏まえ下記の方針で整備を進める。

(1)新町町屋跡、家臣団屋敷跡、館跡、山城跡、堀と土塁等、戦国期城下町の諸特徴を適切に表現し、歴史を学び体験する場所づくりを行う。

古城の雰囲気醸成し山林にたたずむ勝尾城跡を中心とする山城、筑紫氏の支配の拠点である館跡と家臣団屋敷跡、城下を区分する長大な堀と土塁など、特徴的な遺構の個性を踏まえゾーニングを行い、その様子をもっとも効果的に表現する整備を行う。

(2)河内川の清流、城山山麓の変化に富んだ地形と豊かな自然の保全を図り、史跡と連携した良好な地域環境づくりを進める。

城下町の谷に一步入れば周囲は緑豊かな山林に囲まれ、史跡の中心を貫き清流「河内川」が流れている。これら豊かな自然と一体になって史跡が存在することが、勝尾城筑紫氏遺跡の大きな魅力の一つであり、戦国期にタイムスリップしたような空間を生み出すことが可能な条件を備えている。

これら自然の保全を図ることはもとより、河内川の溪流公園としての整備や季節毎の山林の魅力を活かした散策道の整備と史跡とを結び、豊かな史跡環境の形成に努める。

(3)資料館、休息所、トイレ等の施設整備を進め、史跡の意義と利便性を高めるとともに、歴史文化の学習と情報発信、人材育成の拠点づくりを進める。

諸施設を配置することにより史跡の整備効果を高め、合せて来訪者の利便を図るとともに、特に資料館を中心に市民参加の歴史文化の学習や自主活動のための場所の提供を行う。さらに地域の文化活動と人材育成の拠点としていくことを目指す。また城下町研究の拠点として、鳥栖からの情報発信を行い広くPRに努めていく。

なお、史跡の適切な保存管理にあたって、来訪者のために必要な説明板や誘導標識等の設置については、史跡整備事業の前から適宜進めていく。

(4)「とりごえ荘」など隣接する既存の公共施設との連携と有効活用を図り、史跡整備の相乗効果を高める。

史跡を取り巻く地域環境に、「とりごえ荘」、「やまびこ山荘」、「市民の森」、「河内ダム」等の公共施設がある。「とりごえ荘」は温泉施設、「やまびこ山荘」は宿泊施設であり、「市民の森」、「河内ダム」は市民憩いの場として春の桜、

夏の水遊び、秋の紅葉と親しまれている。これら既存施設との連携と有効活用を進め、幅の広い史跡の活用を目指す。

(5)大宰府跡、吉野ヶ里遺跡等との連携や交通拠点としての地の利を活かし、北部九州歴史回廊の一翼を担うようにする。

鳥栖市は九州の交通の要という位置を占めている。隣接して「大宰府跡」、「吉野ヶ里遺跡」など日本を代表する史跡があり、これら周辺史跡とのネットワーク化を図ることにより、勝尾城筑紫氏遺跡の利活用がさらに進むようになる。

3. 土地公有化と対象範囲の考え方

史跡地内（追加指定の予定地含む）の鳥栖市及び佐賀県が有する公有地の割合は、史跡の全体計画の面積約277haのうち約12%である。ほとんどが私有地であり、将来、史跡整備を進めるためには、土地の公有化が必要である。

史跡は広範囲に及ぶことから土地の公有化に当たっては、将来の史跡整備について整備手法も含め厳密に検討を行い進める必要がある。また、所有者の意向を尊重しながら、適正に公有化を図らなければならない。

なお、現状変更の制限により所有者が損失を受けることになった場合は、損失補てんの代償として必要に応じ、土地の公有化を行う。

4. ゾーン別の整備方針

史跡整備のゾーンを設定するにあたっては、史跡の価値と特性、土地の条件や景観を踏まえ、整備効果を総合的に判断し、最大限の活用効果を引き出すことが必要である。勝尾城筑紫氏遺跡においては、戦国期城下町の諸特徴をもっとも備えた、a山城ゾーン、b筑紫氏館と館周りゾーン、c城下域ゾーンについて積極的に整備を図っていく。

次項の、3つのゾーンについて整備方針を示す。

○ゾーン別の整備方針

区分	整備方針	保存管理計画との対照
a	■山城ゾーン（勝尾城跡・葛籠城跡・高取城跡・鬼ヶ城跡・鏡城跡・若山砦跡） 遺跡のシンボルでもある勝尾城を中心に、山城の特性と歴史性を活かし、周囲の自然環境と一体的な整備を図るゾーンとする。	A
	○樹林に囲まれた古城の雰囲気を持しなが、代表的な石垣、土塁、空堀などの遺構の修復や一部復元整備を行ない山城の特徴を顕現化する。 ○来訪者が安全かつ快適に史跡内を散策し、山城を体感できるように散策道の整備を図るとともに、案内板等を適宜設置する。 ○人工林を抑制しながら、戦国期の植生へ近づけるよう自然林への環境整備を図っていく。 ○必要に応じ、山城からの眺望を確保し山城の位置と在り方を視覚的に体感できるような環境整備を図る。 ○整備は勝尾城と葛籠城を中心に行うこととし、必要に応じて整備計画を別途策定し進める。	
b	■筑紫氏館と館周りゾーン 筑紫氏の領地支配の中心施設であった館跡の修復や復元を図り、視覚的に戦国期の様子を再現、体験できるゾーンとする。	A・E
	○館跡については調査成果を踏まえ、建物や庭園など遺構の立体的な復元整備を行ない、視覚的にその様子が分かるようにし見学の核施設としていく。 ○館周りゾーンについては雑木、雑草等の除去を行い、石垣や土塁等の城郭遺構の修復や一部復元整備を進め、館周りに相応しい環境整備を行う。 ○案内板、説明板等の設置、駐車場の確保、トイレの改修等を適宜行い、見学者の利便に供する。 ○来訪者が安全かつ快適に史跡内を散策できるような散策道の整備を図る。 ○遺構及び史跡の保存に支障のない範囲で整備を図るとともに必要に応じて整備計画を別途策定する。	
c	■城下域ゾーン（屋敷跡・寺社跡・町屋跡・惣構空堀等） 河内川の清流を史跡見学の基本軸に組み込み、水辺環境と遺跡群を結びながら、戦国期の歴史空間を体験できるゾーンとする。	A・E
	○主要な家臣団屋敷跡については、遺構の平面的な復元整備を行い史跡導入部の葛籠城、最奥部の筑紫氏館を結ぶ見学ポイントとしていく。 ○惣構え等の土塁や空堀などについては現状を維持しながら、一部修復や復元整備を行う。 ○来訪者が安全かつ快適に史跡内を散策できるような散策道の整備を図るとともに、案内板、説明板等を適宜設置し利便に供する。 ○寺社跡、町屋跡については案内板、説明板等の設置にとどめ、現状を維持していく方向で環境整備に努める。	



a 山城ゾーン

- 山城跡の主要遺構は、平面的な復元整備を行う。
- 石垣や土塁等の遺構が破損している場合は修復及び復元を行う。
- 良好な眺望が確保できるよう伐採等の環境整備を行う。
- 来訪者のための説明板等を適宜設置する。
- 来訪者のための散策道を整備する。

整備基本構想図

凡 例

	a 山城ゾーン
	b 館と館周りゾーン
	c 城下域ゾーン

- 線内：史跡指定地
- - - 線内：追加指定予定地

c 城下域ゾーン

- 屋敷跡、町屋等の主要遺構は、平面的な復元整備を行う。
- 石垣や土塁等の遺構が破損している場合は修復及び復元を行う。
- 来訪者のための散策道と城下を流れる清浄な河内川の水辺環境の整備を行う。
- 来訪者のための説明板等を適宜設置する。

b 館と館周りゾーン

- 館跡の主要遺構は、立体的・平面的な復元整備を行う。
- 石垣や土塁等の遺構が破損している場合は修復及び復元を行う。
- 来訪者のための説明板等を適宜設置する。
- 来訪者のための散策道を整備する。

※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

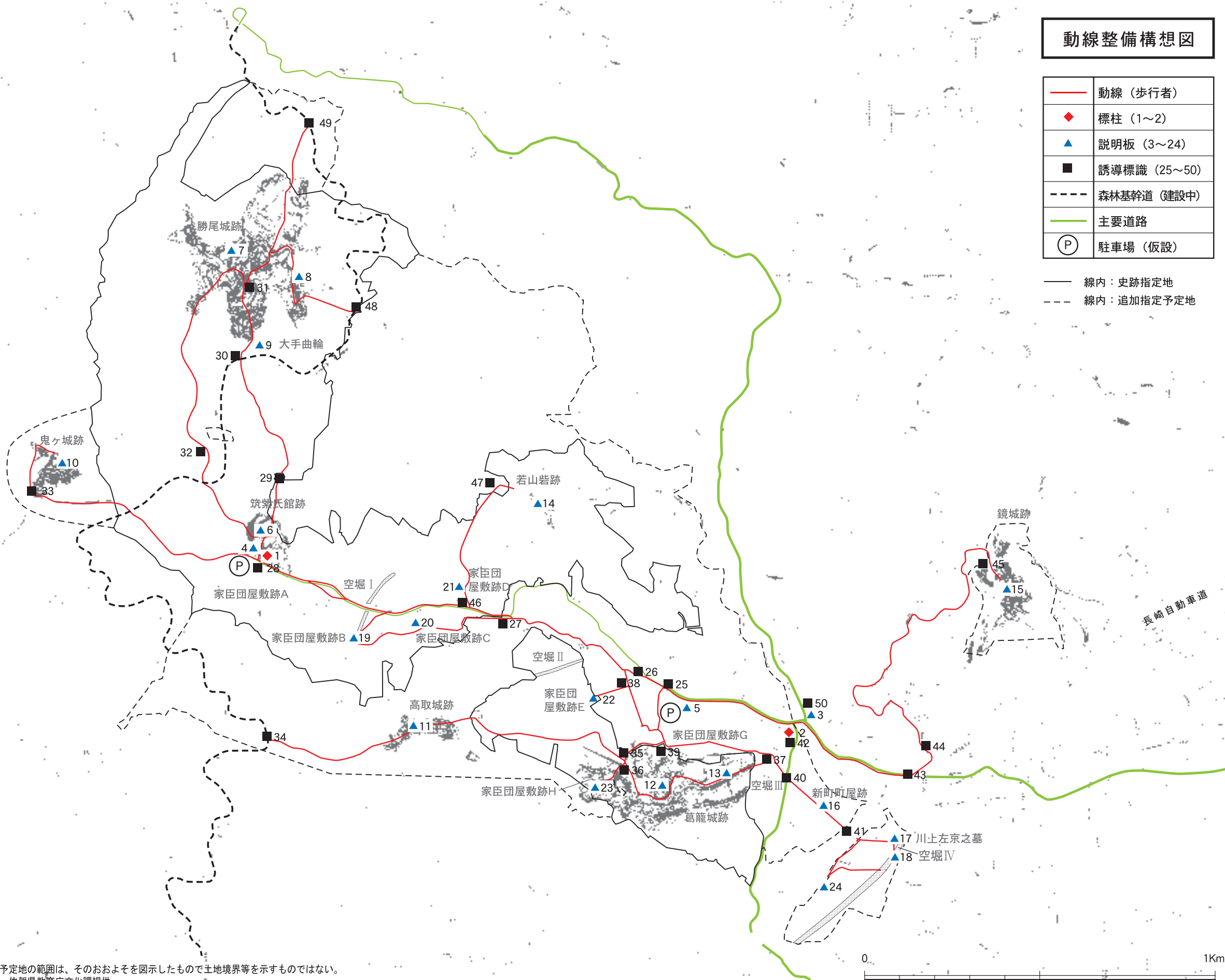




動線整備構想図

	動線（歩行者）
	標柱（1～2）
	説明板（3～24）
	誘導標識（25～50）
	森林基幹道（建設中）
	主要道路
	駐車場（仮設）

—— 線内：史跡指定地
--- 線内：追加指定予定地



※当図に示す指定地及び追加予定地の範囲は、そのおおよそを図示したもので土地境界等を示すものではない。
※若山砦以外の城郭縄張図は、佐賀県教育庁文化課提供

第8章 史跡の管理運営

1. 基本的な考え方

勝尾城筑紫氏遺跡は指定範囲が広大であり、所有者数も多く土地の利用形態も多様であるため、行政組織のみで将来にわたり史跡を適切に保存管理していくことは困難である。地域住民や所有者をはじめ史跡に関わるさまざまな市民団体等との連携協力を行うことで、はじめて適切な史跡の管理運営が可能になると考えられる。さらに、将来の整備活用を実現するためにも、行政と市民団体が協力して史跡の保存管理を進めていく体制が不可欠と考えられる。

したがって、実際に史跡を管理・運営するにあたっては、多様な市民の関わりが求められ、行政はこうした市民の関わりを支援し、役割を担える組織づくりやシステムを構築する必要がある。また行政と地域住民や市民団体が構成される市民参加型の管理運営母体となる組織（運営協議会等）をつくり、市民協働で取り組むことが重要と考えられる。

できる限り早い時期に、行政と市民団体、地域住民等の関係者間で協議を行ない、史跡の管理・運営及び体制整備の方針を定めていく必要がある。

なお、現在、下記の組織が当該史跡の維持管理に取り組んでいるが、今後はこれらの組織が一体となった管理・運営組織を構築していくことが望まれる。

（１）行政

・鳥栖市勝尾城筑紫氏遺跡庁内連絡会

平成14年度に遺跡の保存と活用について、連絡調整を図る機関として庁内関係部署の4部11課で構成された組織。

【構成】

議 長	副市長				
副議長	教育長				
委 員	総務部長	環境経済部長	建設部長	教育部長	
	総務課長	総合政策課長	財政課長	商工振興課長	
	環境対策課長	農林課長	建設課長	都市整備課長	
	新幹線対策課長	学校教育課長	生涯学習課長		

（２）地域住民

・牛原町史跡を守る会

地元牛原町の有志で組織される団体で、現在史跡内の草木の伐採管理、史跡見学会の共同開催等への取り組みを行っている。

・勝尾城筑紫氏遺跡地元協議会

平成18年度に、史跡の保存と地域住民の生活との調整、並びに市民の意見を広く聞き、市民協働で史跡の保存活用に取り組むことを目的に設置した組織。牛原町、山浦町、河内町の地元区長、並びに森林組合や地元住民の代表、市文化財保護審議会委員、商工会議所、青年会議所、市観光協会の14名で構成される。

【構成】

会 長	牛原町区長	才田 良美
副会長	山浦町区長	横尾 猛彦
副会長	市文化財保護審議会	高尾 平良
委 員	(各地区代表)	牛原町 山浦町 河内町 蔵上町
	(各組織代表)	宿生産森林組合 養父生産森林組合
		鳥栖商工会議所 鳥栖市観光協会
		鳥栖青年会議所

(3)市民団体

・市民団体（鳥栖歴史研究会・ふるさと元気塾）

鳥栖歴史研究会は市民による歴史愛好の団体で、平成元年度から鳥栖市が実施してきた「鳥栖の町づくりと歴史・文化講座」を運営。勝尾城筑紫氏遺跡に関する啓発普及等を底辺で支える組織。

ふるさと元気塾は平成19年度に発足した市民団体で、勝尾城筑紫氏遺跡を核にした地域の文化財を活かしたまちづくり担う団体として、史跡のボランティアガイドやまちづくりコーディネーターの育成に取り組む。現在、遺跡のパンフレット作成、映像記録等の作成を行っている。

2. 管理の現状

当該史跡の管理は、市が管理団体になっていないため、原則所有者が行わなければならない。現在、土地所有者の大半は史跡地内に生活していないため、日常的な維持管理は必ずしも十分ではない。次第に土地（特に個人所有林）が荒廃しつつあるのが実状である。したがって、行政と地域住民が協働で維持管理をサポートしていくことが必要である。

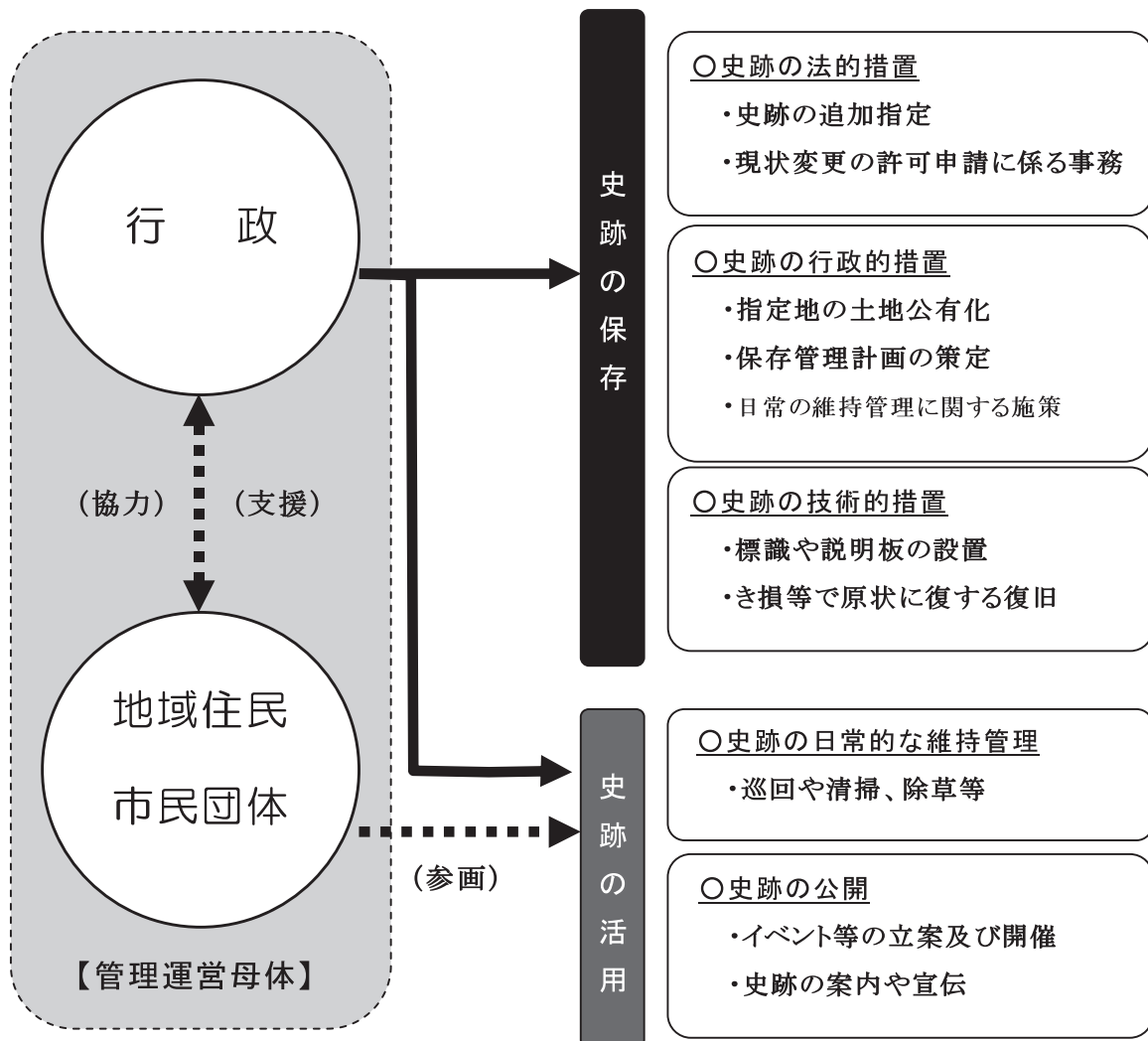
現在の管理業務としては、市教育委員会による定期的な巡回と台風等の災害発生後の現地点検、並びに地元団体に委託し、史跡見学会のルート沿線上の倒木処理や清掃、除草等の業務を行っている。また、来訪者のための案内板や道標等の設置を順次進めている。

3. 管理・運営の取組み

史跡の保護を目的として管理・運営を円滑に進めていくためには、保存と整備についての適確な視点と運営をしていく組織が必要である。

史跡の管理・運営及び活用の対象や方法は、以下のとおりである。

■管理・運営の構造図



第9章 計画の実現にあたって

1. 今後の課題

(1) 追加指定

遺跡は山城や館跡が単独で存在するのではなく、勝尾城跡をはじめ各支城群、館跡、家臣団屋敷跡、町屋跡などの城館遺構が城下町全体を形成していることに大きな意義がある。

また、城下町はそのおかれた地形も重要な要素であり、遺跡景観全体を考慮しながら、山城と城下の一体的な指定を図る必要がある。

今後は保存すべき地区について、できるだけ早い時期に追加指定を行なっていく。

(2) 発掘調査

勝尾城筑紫氏遺跡の保存すべき範囲については、これまでの発掘調査で一定の成果を得ることができた。しかしながら、発掘調査は保存すべき範囲の全てに、面的な調査を行っていないため、城館遺構の規模や構造、その性格等まだ不明な点が多い。このため、今後、史跡の整備に必要な発掘調査や現状変更に伴う発掘調査等を行い、さらに遺跡の全容を解明していく必要がある。

(3) 史跡の管理運営

史跡の情報を広くPRし、継続的に見学会等のイベントや講座を開催することが必要である。また、史跡に至るまでの案内標識等の設置を行うとともに、あわせて交通の利便性を図っていく必要がある。

史跡地内の現状変更については、保存管理計画に基づいた適切な運用を行い、迅速な事務処理と行政指導を行うことで、地元住民の生活と文化財保護との調整を図る必要がある。そのため、円滑な史跡の管理・運営を行なうにあたっては、行政だけではなく、地元住民や市民全体が連携協力ができる組織づくりを早く進めなければならない。

(4) 史跡の整備

歴史公園等として史跡を本格的に整備するにあたっては、まず整備計画書を策定し、土地の公有化を図る必要がある。また、計画的な発掘調査を実施し、その成果に基づき史跡の整備を進めなければならない。その進め方として、当面、この史跡を活用するために、史跡の主要遺構である葛籠城跡や館跡について先行し

て環境整備を図る。合わせて、牛原町文化財整理室をガイダンス施設として来訪者に公開していくようにする。

なお、当史跡の大半は山林であり、降水量も多く土砂災害が発生しやすい環境であるため、防災にも配慮した整備を行わなければならない。

(5) 関連施設とのネットワーク

遺跡内には、以前より「四阿屋遊泳場」が整備され、河内川の清流を利用した川遊びの場として市内外より毎年多くの利用者が訪れている。また、遺跡の北東約1kmにある河内ダム周辺には、日帰りで利用できる温泉・休養施設の「とりごえ荘」や宿泊・レクレーション施設の「やまびこ山荘」が整備されている。

さらに、市内には銅鐸鑄型が出土した「国史跡安永田遺跡」や装飾古墳の「国史跡田代太田古墳」などの多くの文化財があり、これら関連する施設等と本史跡とのネットワーク化を図り、史跡を啓発普及していく必要がある。

◆参考文献・引用文献

鳥栖市 2001 『第5次鳥栖市総合計画』

鳥栖市・鳥栖市誌編纂委員会 2005 『鳥栖市誌』第1巻 自然地理編

鳥栖市教育委員会 1996 『山浦新町遺跡』鳥栖市文化財調査報告書第46集

鳥栖市教育委員会 1999 『勝尾城下町遺跡』鳥栖市文化財調査報告書第57集

鳥栖市教育委員会 2006 『勝尾城筑紫氏遺跡』鳥栖市文化財調査報告書第78集

鳥栖市教育委員会 2003 『勝尾城下町遺跡 保存整備基本計画書』

史跡 勝尾城筑紫氏遺跡保存管理計画書

平成20年3月

編集・発行 鳥栖市教育委員会

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町 1118 番地

電話(0942)85-3695

印刷・製本 三橋印刷株式会社

〒841-0056 佐賀県鳥栖市蔵上 4 丁目 152 番地